

第3回杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会 次第（7/31）

<午後6:00～中棟6階第4会議室>

○会長より開会挨拶

○事務局より

（1）審議会スケジュール等の変更について

（2）前回審議会での要求資料について

- ・高齢者世帯の状況・世帯収入に関する補足資料の確認（高齢者施策課提出）
- ・杉並区内空き家の実態について（概況）の資料確認（住宅課提出）

【議 題】

1. 子育て世代・障害者の住まいのあり方について

○現状と課題、論点について（子育て支援課・障害者生活支援課）

○杉並区障害者団体連合会からの補足説明

2. 区の目指すべき方向性について

○区の目指す取組の方向性説明【事務局】

○子育て世代の住まい方について

【東京電機大学未来科学部建築学科・准教授：山田あすか氏】

○委員審議

3. 事務連絡（事務局）

○各委員への8月ヒアリング日程について【7/31現在】

8/17・・・1名、8/21・・・2名、8/24・・・1名実施決定

○第4回審議会：9月2日（水）午後6時～8時（正式通知は後日メール送付のこと）

第3回杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会

配布資料一覧（27.7.31）

- 資料1 杉並区総合的な住まいのあり方に関する庁内検討会構成員名簿
- 資料2 審議会配布資料一覧（第1～3回）
- 資料3 審議会スケジュール（案）
- 資料4 現状と課題、論点整理「子育て世代にやさしい住まいのあり方」
- 資料5 現状と課題、論点整理「住宅確保要配慮者に対する居住支援について」
- 資料6 年齢階層別転入数・転出数
- 資料7 杉並区の出生数と合計特殊出生率の推移
- 資料8 東京23区の合計特殊出生率
- 資料9 母の年齢階級別出生数
- 資料10 地域別、延べ面積別住宅数
- 資料11 民営借家の建築の時期
- 資料12 民営借家の延べ床面積1㎡当たりの家賃
- 資料13 65歳以上の単身及び夫婦のみの世帯に係る子との同居・近居の割合
- 資料14 1住居あたりの面積の比較
- 資料15 0歳から5歳までの子どもがいる世帯の持家率・借家率の比較
- 資料16 ライフステージ別定住意向率
- 資料17 居住面積水準達成状況
- 資料18 今後、子どもを持つ場合の条件

- 資料 19 転出後の部屋数の増減
- 資料 20 他区が実施する子育て世代向けの住宅事業について
- 資料 21 平成 27 年度杉並区ひとり親家庭実態調査
- 資料 22 現状と課題、論点整理「障害者の住まいについて」
- 資料 23 地域生活に関する調査報告書（概要版）
- 資料 24 障害者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる仕組みづくり
- 資料 25 障害者のライフステージと住まい方（家族・単身～集住）のイメージ
- 資料 26 厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料（抜粋）
- 資料 27 杉並区障害者団体連合会加盟団体の住まい・住まい方に関する意見（要約）
- 資料 28 区の目指す取組の方向性（イメージ図）
-
- 参考資料 1 高齢者世帯の状況と世帯収入 資料データ
- 参考資料 2 杉並区内の空き家の実態について（概況）
- 参考資料 3 杉並区へ転入する大きなきっかけ
- 参考資料 4 杉並区から転出する大きなきっかけ
- 参考資料 5 出産順位別出生数

資料 1

平成 27 年度杉並区総合的な住まいのあり方に関する庁内検討会構成員名簿
(H27. 7.1 現在)

1. 検討会

1	政策経営部長	白垣 学	
2	政策経営部施設再編・整備担当部長	吉田 順之	
3	保健福祉部長	森 仁司	
4	保健福祉部高齢者担当部長	田中 哲	副座長
5	保健福祉部子ども家庭担当部長	田部井 伸子	
6	都市整備部長	渡辺 幸一	座長
7	都市整備部まちづくり担当部長	松平 健輔	27. 7.1 付就任

2. 幹事会

	所属	氏名	備考
1	政策経営部企画課長	松沢 智	
2	政策経営部施設再編・整備担当課長	福原 善之	
3	保健福祉部管理課長	井上 純良	
4	保健福祉部障害者生活支援課長	笠 真由美	
5	保健福祉部高齢者施策課長	畦元 智恵子	
6	保健福祉部高齢者施設整備担当課長	森山 光雄	副座長
7	保健福祉部子育て支援課長	阿出川 潔	
8	保健福祉部杉並福祉事務所長	鈴木 雄一	
9	都市整備部都市計画課長	吉野 稔	27. 7.1 付就任
10	都市整備部住宅課長	和久井 伸男	座長
11	都市整備部まちづくり推進課長	河原 聡	
12	区民生活部副参事（地方創生担当）	佐藤 秀行	

3. 作業チーム

	所属	氏名	備考
1	政策経営部企画課企画調整担当係長	小川 弘晃	
2	政策経営部企画課施設再編・整備担当係長	安田 昌弘	
3	保健福祉部管理課庶務係長	浅川 俊夫	事務局
4	保健福祉部障害者生活支援課施設整備担当係長	白石 輝彦	
5	保健福祉部高齢者施策課施設整備推進担当係長	海津 康德	事務局
6	保健福祉部子育て支援課管理係長	山西 一守	
7	保健福祉部福祉事務所計画調整担当係長	山田 豊	
8	都市整備部住宅課管理係長	明禮 輝人	事務局
9	都市整備部住宅課管理係主査	野村 幸宏	事務局
10	都市整備部住宅課住宅運営係長	金子 琢也	事務局
	都市整備部住宅課住宅運営係主事	西島 昌亨	事務局

高齢者関係

No.	資料名称	審議会
1	高齢者の住まいの状況	第1回配布
2	高齢者人口・居住系施設の推移	第2回配布
3	高齢者世帯の状況と世帯収入について	
	・住まいと世帯の状況①	
	・住まいと世帯の状況②	
	・世帯別の住まいの所得の状況①	
4	杉並区 短期入所小規模多機、定期巡回訪問看護介護 事業所分布図	
5	地域のサロン会場形態別分布図	第3回配布
6	高齢者世帯の状況と世帯収入 資料データ	

子育て関係

No.	資料名称	審議会
1	子育て世帯の住まいの状況	第1回配布
2	年齢階層別転入数・転出数	第3回配布
3	杉並区の出生数と合計特殊出生率の推移	
4	東京23区の合計特殊出生率	
5	母の年齢階級別出生数	
6	地域別、延べ面積別住宅数	
7	民営借家の建築の時期	
8	民営借家の延べ床面積1㎡当たりの家賃	
9	65歳以上の単身及び夫婦のみの世帯に係る子との同居・近居の割合	
10	1住居あたりの面積の比較	
11	0歳から5歳までの子どもがいる世帯の持家率・借家率の比較	
12	ライフステージ別定住意向(「杉並区にずっと住み続けたい」と回答した)率	
13	居住面積水準達成状況	
14	今後、子どもを持つ場合の条件	
15	転出後の部屋数の増減	
16	他区が実施する子育て世代向けの住宅事業について	
17	平成27年度杉並区ひとり親家庭実態調査	
18	杉並区へ転入する大きなきっかけ	
19	杉並区から転出する大きなきっかけ	
20	出産順位別出生数	

障害者関係

No.	資料名称	審議会
1	障害者の住まいの状況	第1回配布
2	杉並区障害者通所施設マップ	第2回配布
3	杉並区内障害者通所施設一覧	
4	杉並区障害者活動拠点分布図	
5	グループホーム・入所(身体・知的障害者)施設地域分布	第2・3回配布
6	障害者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる仕組み作り	
7	地域生活に関する調査報告書(概要版)	第3回配布
9	障害者のライフステージと住まい方(家族・単身～集住)のイメージ	
10	厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料(抜粋)	
11	杉並区障害者団体連合会加盟団体の住まい・住まい方に関する意見(要約)	

その他

No.	資料名称	審議会
1	杉並区住宅マスタープラン抜粋資料	第1回配布
2	区有地等利活用検討候補地一覧	
3	地方創生概要	
4	アクティブシニアお試し移住プロジェクト(イメージ)	第2回配布
5	杉並区の空き家の実態について(概況)	第3回配布

別冊

No.	資料名称	審議会
1	杉並区総合計画、杉並区実行計画	第1回配布
2	杉並区住宅マスタープラン	
3	杉並区まちづくり基本方針	
4	杉並区空き家実態調査報告書	
5	杉並区保健福祉計画	

審議会スケジュール(案)

第1回 5月15日(金) 12:30～

- 諮問趣旨、杉並区の現状と課題
- 行政資源等視察(区有地・区有施設・民間空き家等)

第2回 6月26日(金) 16:00～

- これからの社会情勢に合わせた住まいのあり方①
- ・高齢化にどう向き合うか

第3回 7月31日(金) 18:00～

- これからの社会情勢に合わせた住まいのあり方②
- ・子育て世代、障害者の住まいについて

各委員ヒアリング 8月

- ◎具体的テーマにかかる考察

第4回 9月2日(水) 18:00～

- 各委員の考察・提案について

第5回 10月22日(木) 18:00～

- 各委員の考察・提案について

第6回 11月9日(月) 14:00～

- これまでの総括

第7回 平成28年1月18日(月)10:00～

- 最終答申

テーマ「子育て世代にやさしい住まいのあり方」

1 論点について

子育て世代の定住化を推進するため、子育てに適した良質な住まいを供給できる仕組みをどのように構築するか

2 現状と課題認識について

【現 状】

(1) 人口動態について

① 子育て世代は区人口の 48.4%

平成 27 年 4 月 1 日現在、子育て世代（20 歳から 49 歳まで）の人口は 266,447 人で、区全体の人口約 55 万人の 48.4% を占める。

② 出産年齢のピークは 30 歳から 34 歳

区の合計特殊出生率は 0.95（平成 25 年）で、国や都の平均を下回っている。また、区の平成 26 年の出生数は 4,537 人であるが、母の年齢別出産数では、30 歳から 34 歳までの年齢層が 1,835 人で全体 40.4%を占めている。

③ 出産のピーク年齢の年代で転出超過傾向

平成 26 年中の転入・転出状況では、20 歳から 29 歳までの年齢層は、転入超過のため 1 年間で 5,174 人が増加している。一方、30 歳から 49 歳までの年齢層は、転出超過のため 1,330 人が減少している。

(2) 区内の住宅事情について

① 狭い住宅の割合が高い

面積別の住宅の割合をみると、区分で一番狭い「29 ㎡以下」が全体の 35%を占めており、特別区の平均（26%）を 10%程度上回っている。

② 民営借家のうち築年数の浅い物件の割合が低い

民営借家のうち平成 13 年以降に建設された住宅の割合は、32.9%で、特別区の平均 35.7%を下回っており、比較的新しい住宅は少ない。

③ 民営借家の 1 ㎡あたりの家賃が高い

民営借家の家賃は、1 ㎡あたり 2,617 円と、特別区の平均 2,571 円を上回っている。

(3) 子育て世代の住宅事情について

① 子育て世代の持ち家率及び「住み続けるつもり」と考える人の割合が低い

子育て世代の持ち家率は、0 歳から 5 歳の子どもがいる世帯は 31.5%で特別区の平均より約 10%低い。また、区民意向調査では、家族形成期（40 歳未満の子どもがいない夫婦または一番上の子どもが入学前の人）で「住み続けるつもり」と答えた人は 42.7%であり、全体の 60.4%に比べて低い。

② 子育て世代の居住面積水準は特別区の平均を下回っている

17 歳未満の子どもがいる世帯の居住面積水準の状況では、最低居住面積基準を満たしていない世帯の割合は 13.1%で特別区の平均 9.4%より高い。

望ましい面積基準である誘導居住面積水準以上の世帯の割合は 30.3%で、特別区の平均 31.4%よりも低い。

（※高齢者世帯（高齢夫婦）の状況は、67.3%の世帯が誘導居住面積水準を満たしている。）

(4) 子育て世帯が希望する居住環境について

① 子育て世代の多くは、広い住まいに転出している

30 歳代の転出者の転出後の部屋数の増減では、「部屋数が増加している」は 57%、「変わらず」が 22%であり、約 8 割が現在住んでいる部屋数以上の住宅に転出している。

② 子どもを持つ条件として、保育所や金銭的な問題のほか、配偶者や配偶者以外の家族の協力をあげる人が多い

子どもを持つ場合の条件として、「配偶者の家事・育児への協力が得られること」を選んだ人は 45.6%、「配偶者以外の家族に育児に協力してくれる人がいること」を選んだ人は 32.7%である。（※「保育所が整備されていること」を選んだ人は 68.7 %）

【課 題】

子育てに適した住まいを提供する仕組みづくり

子どもたちが遊べる十分な広さがあるなど、子育て世帯に適した住まいの供給を民間ストック等を活用して活性化させるしくみづくりや、身近で子育ての支援を受けられる環境づくりなどの充実を図ることで、安心して出産・子育てができる環境を整備し、子育て世代の定住化を促進するとともに、ひいては出生率の向上を図る。

1 論点について

低額所得者やひとり親等の住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットをどのように整備していくのか

2 現状と課題認識について

【生活保護受給世帯の現状】

○生活保護受給世帯の数

平成27年6月末の杉並区内の生活保護受給世帯数は6,693世帯で、保護率（人口に占める割合）は14.2%である。

○民間賃貸住宅への高い入居割合

生活保護受給世帯の住居形態は、民間賃貸住宅78.8%、公営賃貸住宅8.5%、持家1.3%、その他11.5%であり、民間賃貸住宅に居住している世帯の割合が大きい。（平成27年2月現在）

一方、生活保護受給世帯のうち区営住宅に入居している世帯状況は、全入居戸数919戸のうち、104戸である。（平成27年6月末現在）

○生活保護受給世帯の住宅扶助限度額

東京都における住宅扶助の限度額は、単身世帯で53,700円、2人世帯で64,000円、3～5人世帯で69,800円、6人世帯で75,000円、7人以上世帯で83,800円である。

○入居に際しての懸念材料

生活保護受給世帯が賃貸住宅に入居する際、保証人・緊急連絡先の確保、家賃の滞納や孤独死の懸念などから、契約できないことがある。

【課題】

□住宅確保要配慮者への入居支援の体制の整備

住宅確保要配慮者に対する、快適かつ廉価な住宅の提供や、入居、更新及び入居後の生活支援などの仕組みを構築する必要がある。なかでもひとり親家庭については、ひとりで子育てを行う負担を軽減するための、住まいとあわせた子育て支援体制が求められている。

【ひとり親家庭の現状】

○ひとり親家庭の世帯数

ひとり親家庭の世帯数は、推計値（児童育成手当受給世帯数）で2,888世帯で全世帯の0.95%である。

○ひとり親家庭の孤立した生活環境

「ひとり親家庭実態調査」では、「ひとり親と子のみの世帯」は73%、また、約半数の世帯は「近居の親族もいない」という状況であり、家庭状況などから子育て等の支援が得られないことも多く、約1割は相談相手もいないなど孤立している状況である。

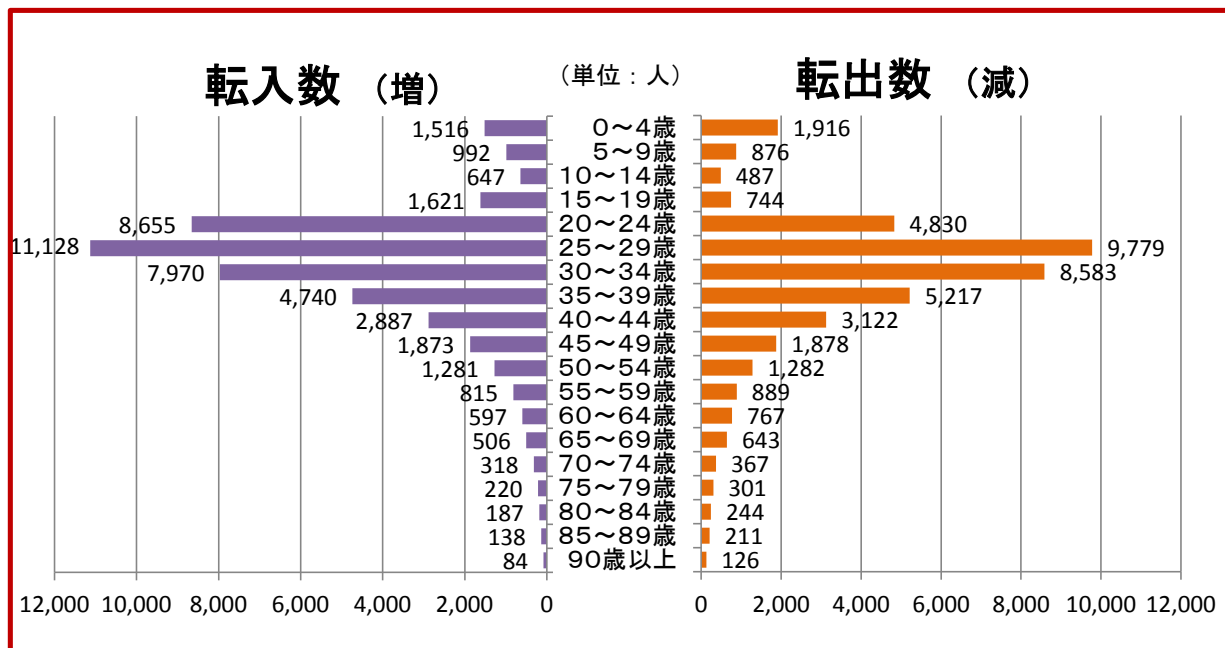
○ひとり親家庭の生活実態

ひとり親の年収は、200～250万円の世帯が最も多く、区の平均に比べて低い。また、住まいは、民間賃貸住宅が42.6%と最も多い。住居費は月5～8万円の世帯の割合が23.8%と高く、年収に占める住居費の割合が大きい。

○ひとり親家庭の住居の確保状況

ひとり親が民間賃貸住宅を借りる際、ひとり親であることや小さい子どもがいること、保証人の問題などで入居を断られるケースがある。また、公営住宅の入居に際して、ひとり親家庭には優遇資格はあるものの、希望者も多いため入居が難しくなっている。

年齢階層別 転入数・転出数 (平成26年1月～12月) 資料6



転入数・転出数 比較

(単位:人)

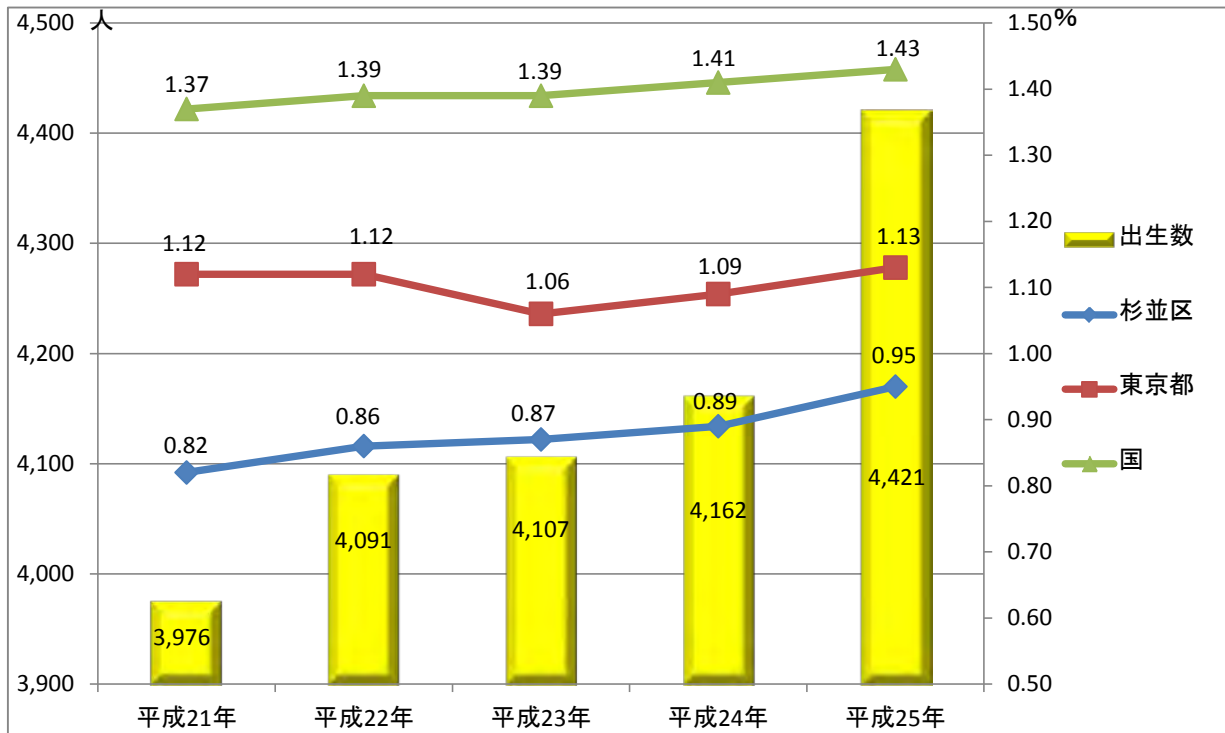
年齢階層	転入 (増)	転出 (減)	比較
0～4歳	1,516	1,916	-400
5～9歳	992	876	116
10～14歳	647	487	160
15～19歳	1,621	744	877
20～24歳	8,655	4,830	3,825
25～29歳	11,128	9,779	1,349
30～34歳	7,970	8,583	-613
35～39歳	4,740	5,217	-477
40～44歳	2,887	3,122	-235
45～49歳	1,873	1,878	-5
50～54歳	1,281	1,282	-1
55～59歳	815	889	-74
60～64歳	597	767	-170
65～69歳	506	643	-137
70～74歳	318	367	-49
75～79歳	220	301	-81
80～84歳	187	244	-57
85～89歳	138	211	-73
90歳以上	84	126	-42
合計	46,175	42,262	3,913

5,174 (20～24歳, 25～29歳)

-1,330 (30～34歳, 35～39歳, 40～44歳)

杉並区の出生数と合計特殊出生率の推移

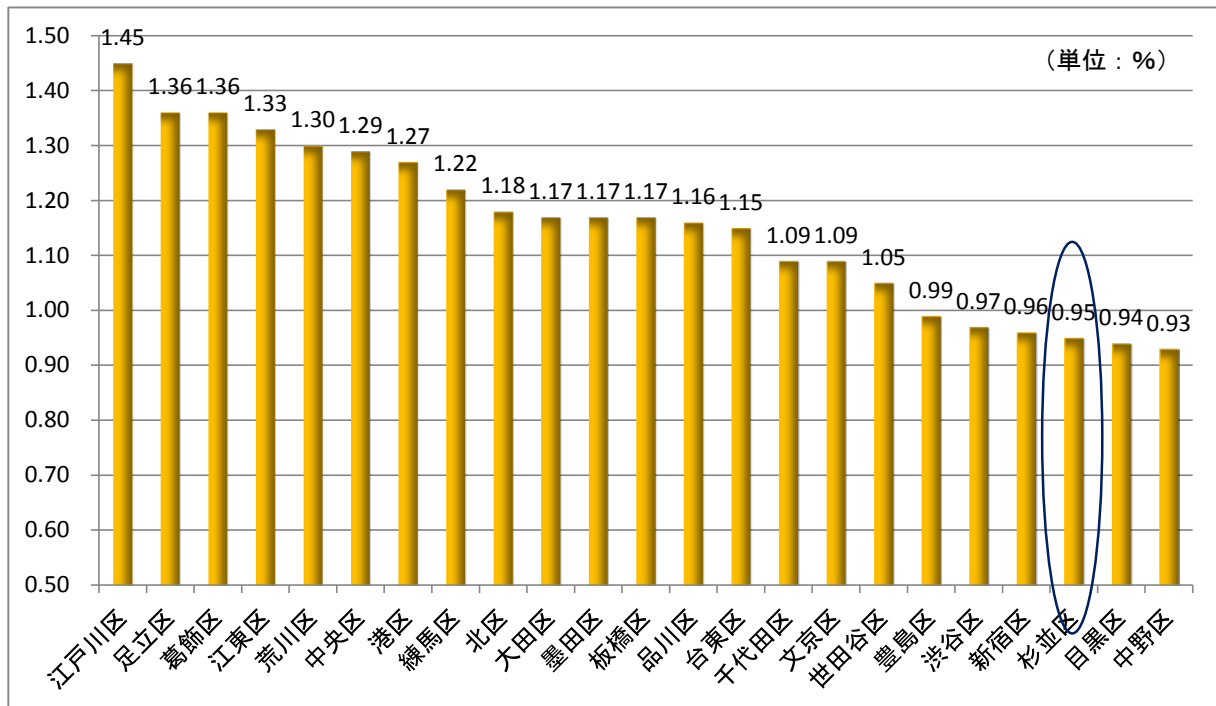
資料7



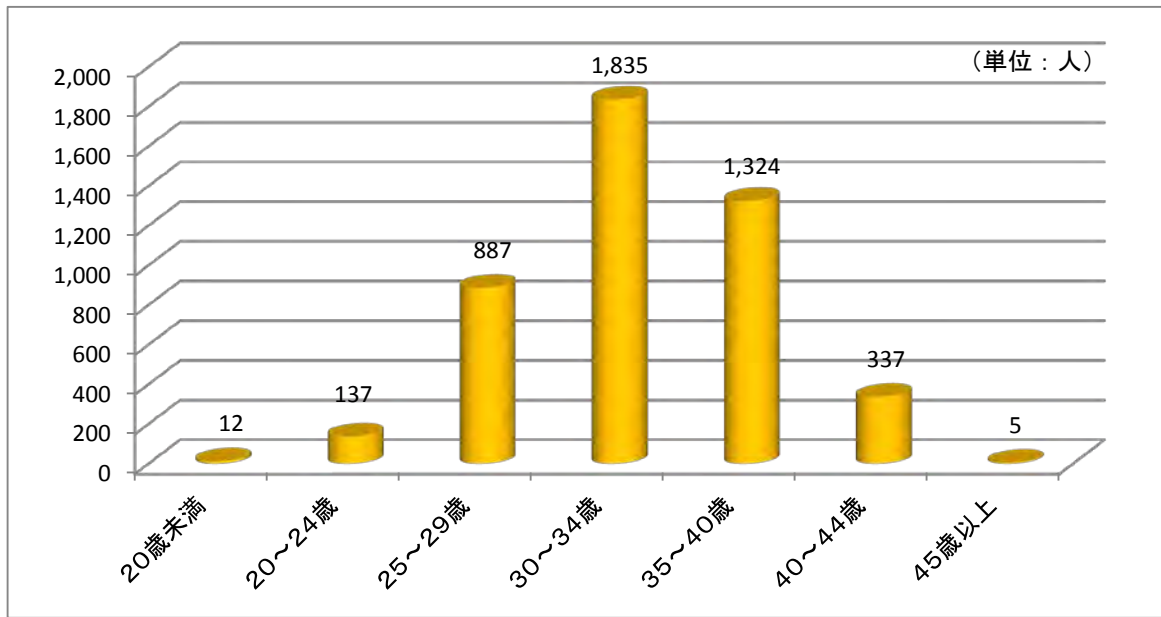
参考：杉並区における平成26年の出生数 4,537人

東京23区の合計特殊出生率（平成25年）

資料8



母の年齢階層別出生数（平成26年1月～12月） 資料9



地域別，延べ面積別住宅数(平成20年)

地 域 District	延 べ 面 積 Area of floor space						所有関係別主世帯数 Principal households by tenure of dwelling		
	29 m ² 以下 and under	30 ~ 49 m ²	50 ~ 69 m ²	70 ~ 99 m ²	100 ~ 149 m ²	150 m ² 以上 and over	持ち家 Owner's dwelling	借家 Rented dwelling	
総 数 Tokyo-to	1,313,800 24%	1,134,400 20%	1,137,600 20%	1,071,700 19%	624,400 11%	278,300 5%	5,560,200 100%	r 2,650,900	r 2,909,300
○ 区 部 All ku	1,001,700 26%	849,500 22%	807,800 21%	652,000 17%	367,000 10%	183,700 5%	3,861,700 100%	r 1,768,700	r 2,092,900
千代田区 Chiyoda-ku	4,700 23%	4,000 20%	4,200 21%	3,800 19%	2,600 13%	1,100 5%	20,400 100%	r 9,100	r 11,200
中央区 Chuo-ku	13,200 22%	14,000 23%	19,500 33%	9,600 16%	2,300 4%	1,100 2%	59,700 100%	r 24,900	r 34,900
港区 Minato-ku	27,300 25%	27,100 25%	22,400 21%	16,800 15%	9,100 8%	5,700 5%	108,400 100%	r 47,200	r 61,200
新宿区 Shinjuku-ku	61,500 39%	36,600 23%	24,700 16%	19,400 12%	10,200 6%	5,200 3%	157,600 100%	r 58,200	r 99,400
文京区 Bunkyo-ku	24,100 27%	15,300 17%	19,500 22%	14,600 17%	9,700 11%	5,000 6%	88,200 100%	r 46,000	r 42,100
台東区 Taito-ku	15,200 20%	19,900 26%	17,100 22%	11,500 15%	6,700 9%	6,000 8%	76,400 100%	r 41,100	r 35,100
墨田区 Sumida-ku	20,600 19%	23,900 22%	28,500 27%	19,500 18%	8,400 8%	6,000 6%	106,900 100%	r 56,000	r 50,800
江東区 Koto-ku	27,100 14%	45,000 23%	62,200 32%	41,000 21%	12,800 7%	5,300 3%	193,400 100%	r 93,600	r 99,600
品川区 Shinagawa-ku	50,800 30%	37,700 22%	37,500 22%	26,200 16%	10,500 6%	5,400 3%	168,100 100%	r 76,400	r 91,700
目黒区 Meguro-ku	31,400 27%	25,400 22%	20,200 17%	18,900 16%	14,000 12%	8,000 7%	117,900 100%	r 61,700	r 56,100
大田区 Ota-ku	65,400 22%	67,000 23%	63,100 22%	52,300 18%	28,200 10%	15,600 5%	291,600 100%	r 149,700	r 141,600
世田谷区 Setagaya-ku	131,900 33%	72,800 18%	57,700 14%	67,700 17%	46,000 11%	24,500 6%	400,600 100%	r 166,900	r 233,500
渋谷区 Shibuya-ku	31,700 31%	24,900 24%	18,500 18%	12,600 12%	9,700 9%	5,200 5%	102,600 100%	r 46,900	r 56,000
中野区 Nakano-ku	73,600 43%	30,900 18%	27,400 16%	19,600 11%	14,200 8%	6,000 3%	171,700 100%	r 60,000	r 111,500
○ 杉 並 区 Suginami-ku	91,600 35%	48,100 19%	35,400 14%	38,300 15%	31,300 12%	15,200 6%	259,900 100%	r 108,500	r 151,200
豊島区 Toshima-ku	43,900 36%	28,000 23%	20,400 17%	16,100 13%	9,200 8%	4,200 3%	121,800 100%	r 49,600	r 72,300
北区 Kita-ku	38,900 25%	42,800 27%	31,900 20%	23,400 15%	14,000 9%	6,500 4%	157,500 100%	r 67,700	r 89,600
荒川区 Arakawa-ku	18,600 22%	19,100 22%	22,400 26%	15,400 18%	6,900 8%	3,900 5%	86,300 100%	r 46,700	r 39,500
板橋区 Itabashi-ku	58,000 26%	58,700 26%	52,300 23%	37,000 16%	14,800 7%	6,600 3%	227,400 100%	r 98,400	r 128,900
練馬区 Nerima-ku	47,800 19%	44,300 17%	57,100 22%	57,200 22%	35,000 14%	13,900 5%	255,300 100%	r 125,300	r 130,000
足立区 Adachi-ku	44,000 17%	67,300 26%	62,100 24%	45,200 18%	26,500 10%	12,100 5%	257,200 100%	r 126,700	r 130,500
葛飾区 Katsushika-ku	27,800 17%	37,500 22%	41,400 25%	31,000 18%	19,900 12%	10,100 6%	167,700 100%	r 90,300	r 77,400
江戸川区 Edogawa-ku	53,100 20%	59,200 22%	62,700 24%	54,900 21%	25,700 10%	11,100 4%	266,700 100%	r 117,900	r 148,900
○ 武蔵野市 Musashino-shi	17,300 27%	12,300 19%	12,100 19%	11,100 18%	7,100 11%	3,500 6%	63,400 100%	r 27,400	r 35,900

資料 1 1

民営借家の建築の時期(～平成25年9月)

建築の時期	杉並区		武蔵野市		特別区	
	民営借家総数	割合	民営借家総数	割合	民営借家総数	割合
昭和35年以前	1,630	1.4%	300	1.1%	23,200	1.5%
昭和36年～55年	21,310	18.3%	4,830	18.0%	260,330	16.9%
昭和56年～平成12年	55,330	47.4%	14,250	53.1%	708,320	45.9%
平成13年～25年9月	38,400	32.9%	7,450	27.8%	551,600	35.7%
総計	116,670	100.0%	26,830	100.0%	1,543,450	100.0%

平成25年住宅・土地統計調査(第9表)より

資料 1 2

民営借家の延べ床面積 1 m²当たりの家賃

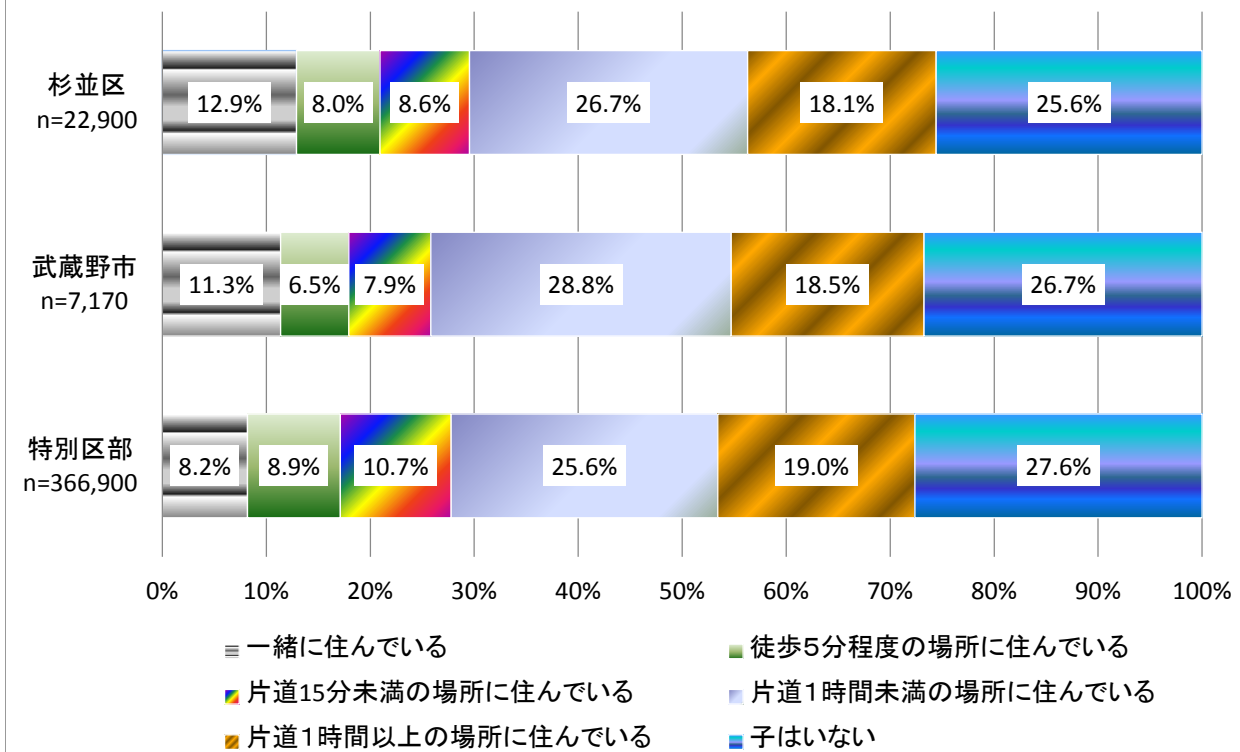
自治体名	家賃 (円)
杉並区	2, 6 1 7 円
武蔵野市	2, 6 1 3 円
特別区部	2, 5 7 1 円

※ 家賃 0 円の借家は含まない

「平成 2 5 年度住宅土地統計調査」 第77表より

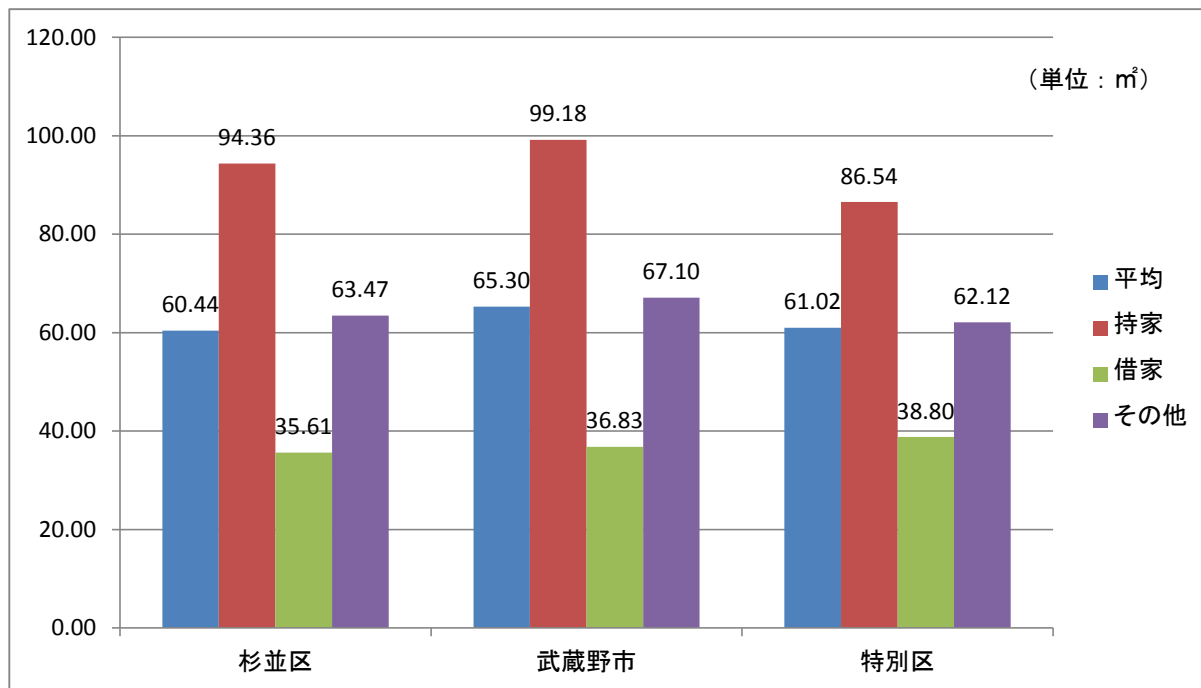
資料 1 3

65歳以上の単身及び夫婦のみの世帯に係る 子との同居・近居の割合



「平成 2 5 年度住宅土地統計調査」 第45表より

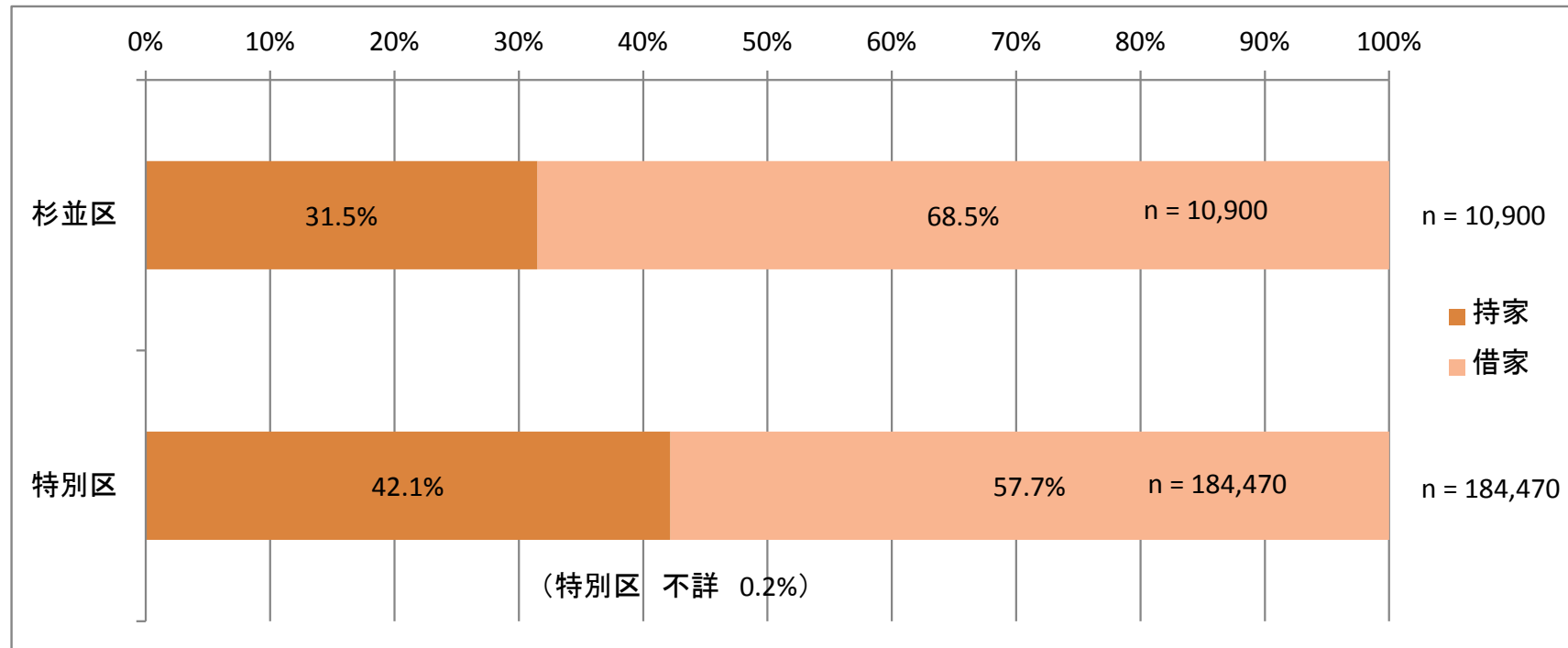
1住居あたりの面積の比較 (杉並区、武蔵野市、特別区平均)



平成25年住宅・土地統計調査（第13表）より

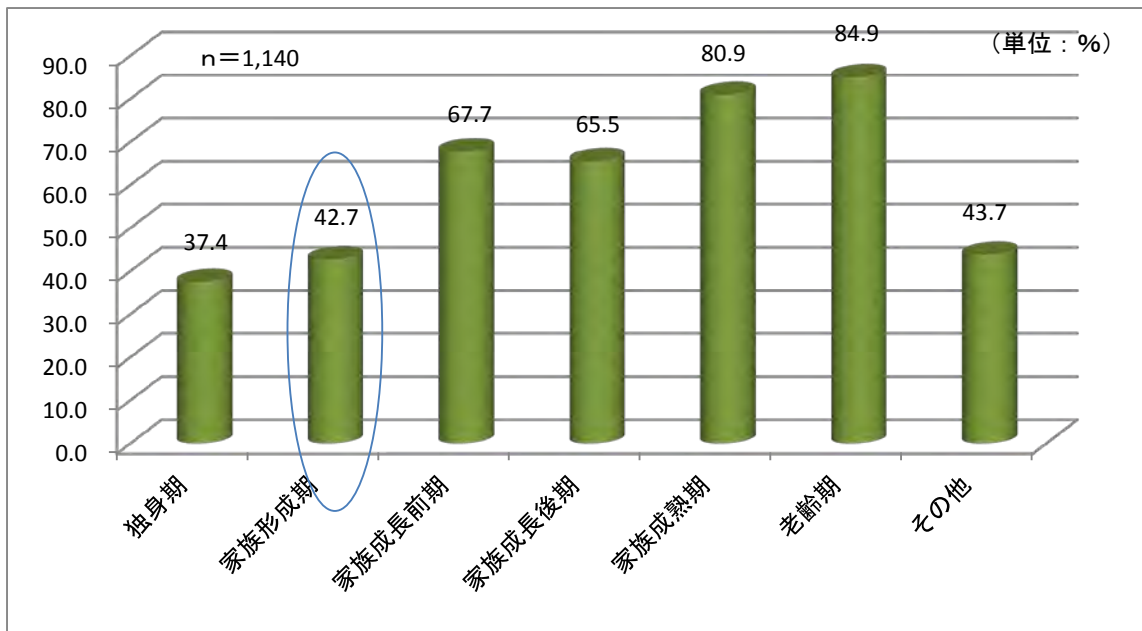
資料 15

0歳から5歳までの子どもがいる世帯の持家率・借家率の比較 (杉並区、特別区平均)



平成25年住宅・土地統計調査（第61表、第80表）より

ライフステージ別 定住意向（「杉並区に住み続けたい」と回答した）率

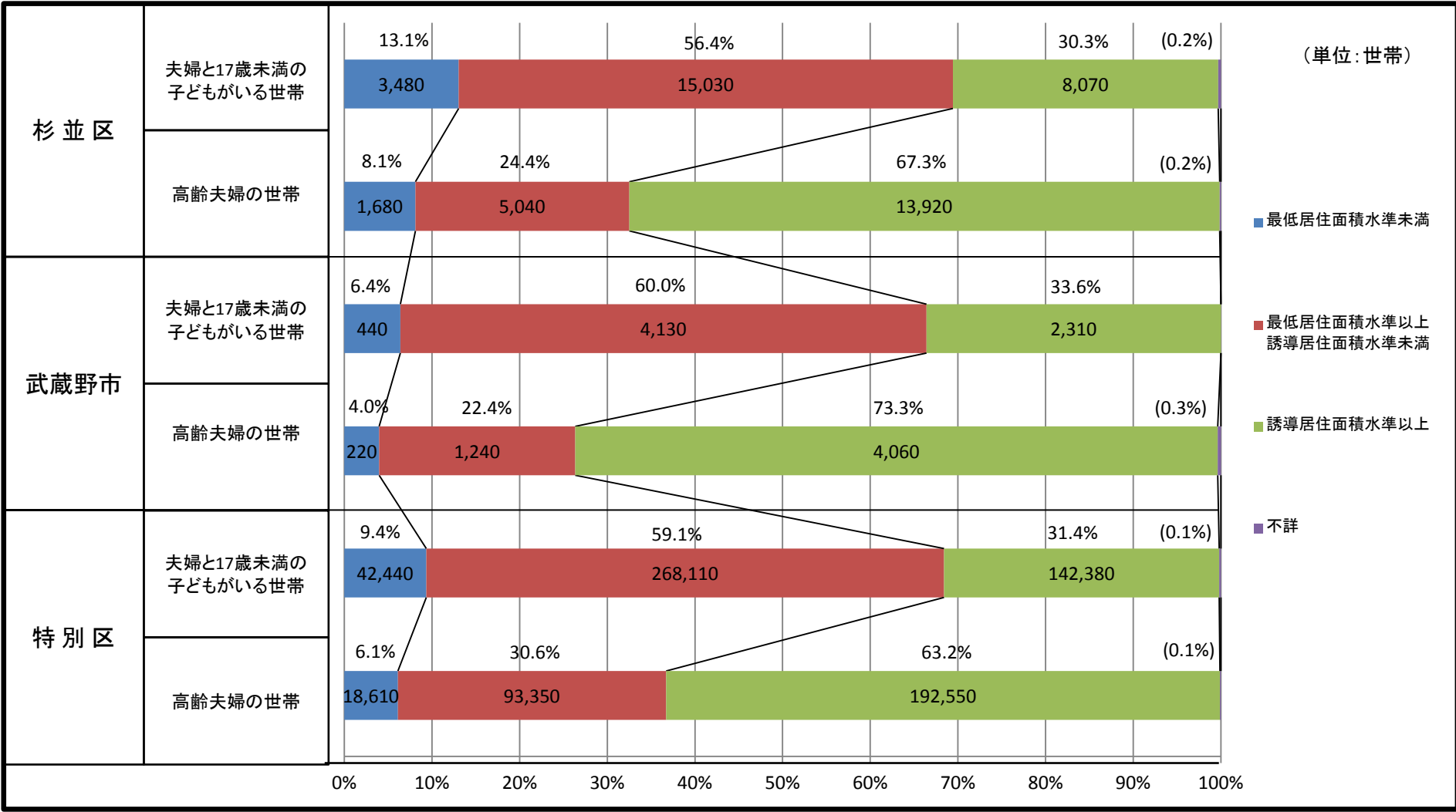


平成26年度 杉並区区民意向調査 から

※ ライフステージの分類	
独身期	40歳未満の独身者
家族形成期	40歳未満の子どもいない夫婦 または一番上の子どもが小学校入学前の人
家族成長前期	一番上の子どもが小・中学生の人
家族成長後期	一番上の子どもが高校・大学生の人
家族成熟期	本人が64歳以下で、一番上の子どもが社会人の人
老齢期	本人が65歳以上で、一番上の子どもが社会人の人 または65歳以上の独身者、65歳以上の子どもいない夫婦
その他	40歳以上64歳以下の独身者 または40歳以上64歳以下の子どもいない夫婦

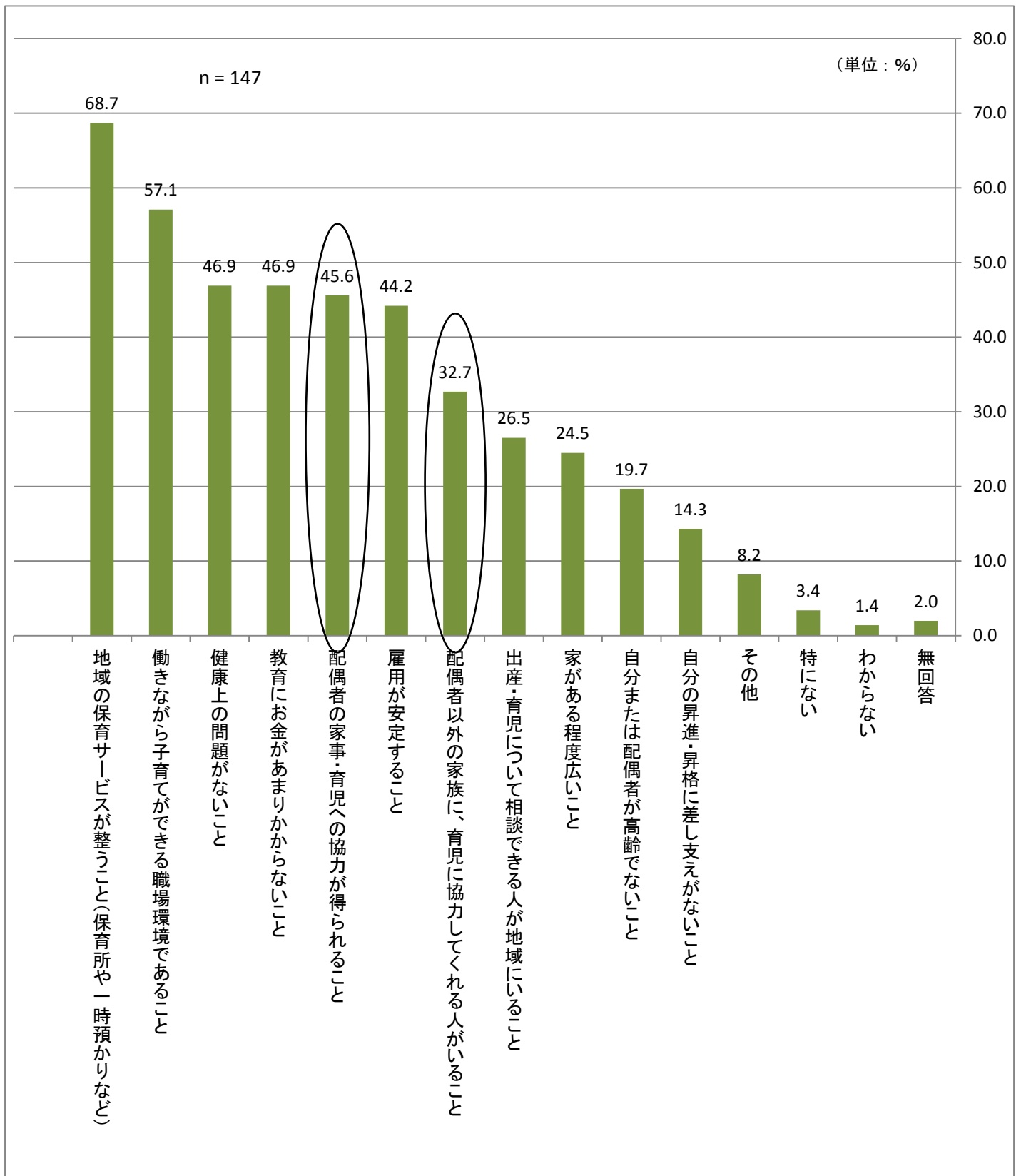
資料 17

「夫婦と17歳未満の子どもがいる世帯」「高齢夫婦の世帯」別の居住面積水準達成状況
(杉並区、武蔵野市、特別区平均)

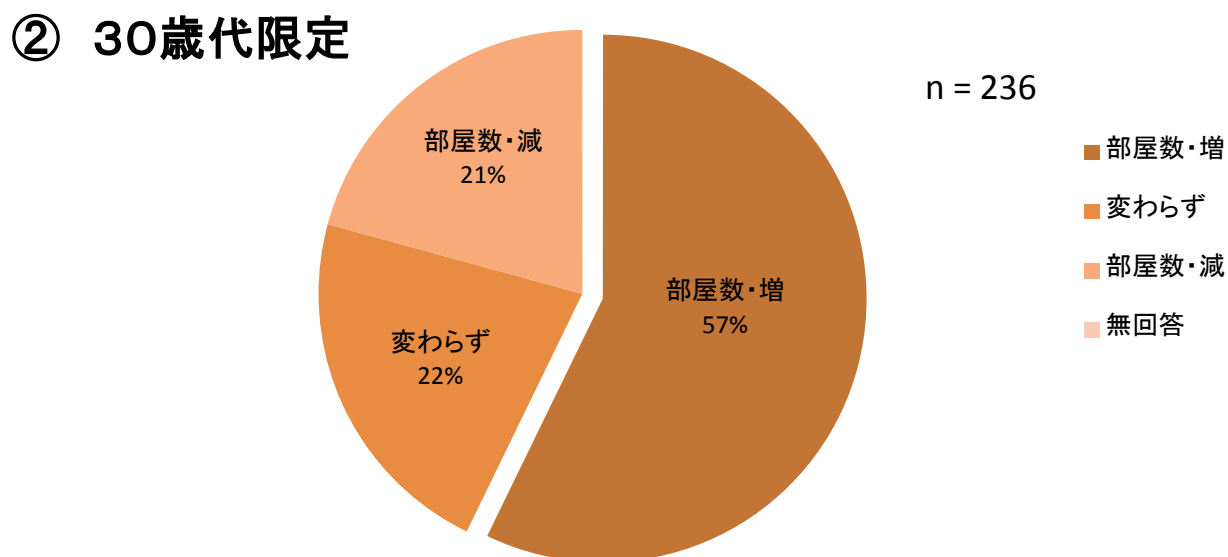
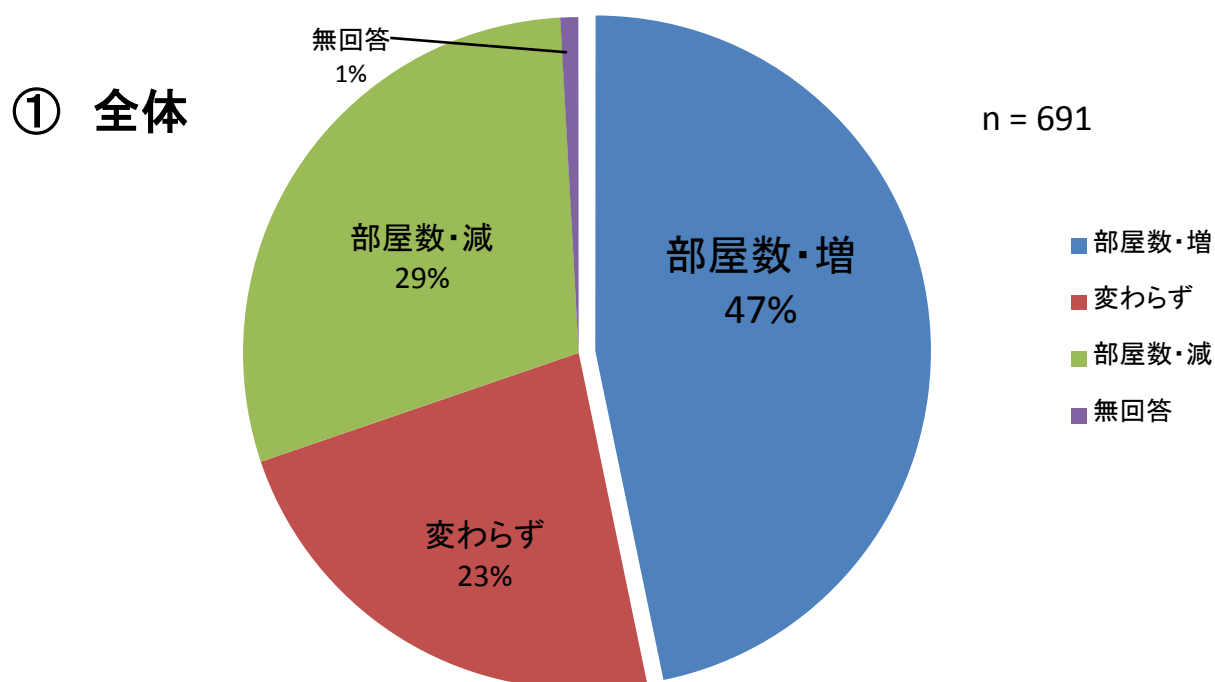


平成25年住宅・土地統計調査(第47表)より

今後、子どもを持つ場合の条件 (複数回答可)



杉並区から転出した人の転出後の部屋数の増減



杉並区からの転出に関する調査（平成27年5月実施）より

他区が実施する子育て世代向けの住宅事業について

1－北区	P 1～4	4－世田谷区	P 12～13
2－品川区	P 5～7	5－豊島区	P 14～15
3－台東区	P 8～11	※ 「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」と 「豊島区居住支援協議会」の概要	

1－北区 (1) 親元近居助成

①事業の 目的・導 入の経緯	北区内に親世帯と近居するために住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の負担を軽減することにより介護・子育て等の共助を推進し、定住化促進を図ることを目的としている。平成 19 年度からスタート。
②事業の 概要	<p>ファミリー世帯（18 歳未満の子どもが 1 人以上で扶養・同居している）が、親（北区内に 10 年以上居住）の近くで、北区内に住宅を取得した場合、その際に支払った建物の登記費用の一部（上限 20 万円）を助成する。</p> <p>1) 対象者要件</p> <p>[1]申請日現在、同居する 18 歳未満の子ども（18 歳に達した子であって 18 歳に達してから最初の 4 月 1 日を迎えていない者を 1 含む）を扶養し、かつ同居している親子世帯であること。ひとり親世帯も含む。</p> <p>[2]申請日現在、申請者世帯及びその親が区内にそれぞれ別世帯で住民登録をしていること。申請者が北区に転入した場合、申請日現在住民登録していること</p> <p>[3]申請日現在、申請者世帯の親が、区内に引き続き 10 年以上住んでいること。</p> <p>[4]区内に新築又は中古のマンションまたは戸建て住宅を購入取得したこと。</p> <p>[5]申請者及び同居者が、住民税を滞納していないこと。</p> <p>[6]申請者及び同居者が、北区親元近居助成事業を過去に受けたことがないこと。</p> <p>2) 住宅要件</p> <p>[1]建築基準法その他関係法令の基準を満たし（建築後又は改築後の完了検査も済んでいること）、新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以降に建築確認を受けた住宅であること。</p> <p>[2]住戸専用面積（壁心でとった床面積）が 55 平方メートル以上であること。</p> <p>[3]申請者は、親世帯と別名義で建物の所有権保存登記をし、申請者が、登記費用の支払いを行っていること。（同居配偶者との共有名義でも可。持ち分割合は問わない）</p> <p>3) 近居の条件</p> <p>ファミリー世帯が親世帯と①別名義で建物を所有権保存登記し、②別々の世帯で住民登録をしていることが条件。※ 2 世帯住宅の場合でも上記の条件を満たしていれば対象となる。ただし、親世帯と同じ住居の場合は「近居」ではなく「同居」となる。</p>

<p>③ 平成25,26年度実績（予算・決算・対象者）</p>	<p>1) 平成25,26年度の実績（予算額、決算額の単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="341 813 1390 960"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成25年度</th> <th colspan="3">平成26年度</th> </tr> <tr> <th>予算額※1</th> <th>決算額</th> <th>交付件数</th> <th>予算額※2</th> <th>決算額</th> <th>交付件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000,000</td> <td>6,211,800</td> <td>32</td> <td>8,000,000</td> <td>10,737,500</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：親元近居助成＋三世代住宅建設助成＝20,000,000 ※2：親元近居助成＋三世代住宅建設助成＝18,000,000</p> <p>2) 平成25,26年度の対象者要件 現制度とほぼ同様だが、平成25年度は申請期間が「6ヶ月以内」、出産予定世帯の申請期間の延長が認められた。平成26年度より出産予定世帯の申請期間の延長を廃止とし、申請期間を「1年以内」とした。また、子どもの扶養人数の要件は、平成26年度までは「2人以上」としていた。</p>	平成25年度			平成26年度			予算額※1	決算額	交付件数	予算額※2	決算額	交付件数	10,000,000	6,211,800	32	8,000,000	10,737,500	54
平成25年度			平成26年度																
予算額※1	決算額	交付件数	予算額※2	決算額	交付件数														
10,000,000	6,211,800	32	8,000,000	10,737,500	54														
<p>④ 事業評価（効果と課題）</p>	<p>1) 事業の効果 子育てしやすい住環境の整備と、世代間の共助の推進に効果があるものとする。</p> <p>2) 今後の課題 特になし。</p>																		
<p>備考</p>	<p>平成27年度予算額：51,589千円（親元近居助成と三世代住宅建設助成の合計）</p>																		

1 一北区 (2) 三世代住宅建設助成

<p>①事業の目的・導入の経緯</p>	<p>高齢者世帯と子育て世帯との共助を目的とした三世代住宅の普及を図る。これらの助成制度により、ファミリー世帯の定住化を促進する。平成4年度からスタート。</p>
<p>②事業の概要</p>	<p>バリアフリー等、指定の仕様に基づき高齢者等に配慮した三世代同居のための新築住宅を建設する場合に、50万円（定額）を助成する。</p> <div data-bbox="486 548 1252 1041" style="text-align: center;"> <p>The diagram shows a house layout with callouts for various accessibility features:</p> <ul style="list-style-type: none"> P10: 高齢者も安心して使えるトイレ (Toilet usable with peace of mind for the elderly) P11: 居室間・地下の段差解消 (Elimination of steps between rooms and basement) P10: 浴室は手すりで安全確保 (Safety ensured in the bathroom with handrails) P11: 階段には連続した手すりを設置 (Installation of continuous handrails on stairs) P2: 狭あい道路整備に対する協力 (Cooperation for narrow road improvement) P9: 照明で明るい玄関 段差があれば手すり安全確保 (Bright entrance with lighting, safety ensured with handrails if there are steps) </div> <p>1) 対象者要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築主として三世代住宅を北区内に建設予定であること（建築主が複数の場合は、うち1名が申請者となる）。 2. 建築後に入居する三世代世帯の構成員であること（現在北区民でなくても、建築工事完了後の助成金交付申請前に転入すれば可）。 3. 住民税（特別区民税・都民税）を滞納していないこと。 4. 建築後、建物登記簿上の所有者（共有可）となる者。 <p>2) 住宅要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北区内に建設される新築住宅であること。 2. 申請者を含む三世代世帯が居住する住宅であること（各居住室の行き来が、屋内で可能であること）。 3. 建築基準法に適合していること。 4. 準耐火以上の耐火性を持つ建築物で、居住専用住宅の場合は、居住部分の床面積が、おおむね95平方メートル以上であること。併用住宅（店舗や賃貸部分等がある）の場合は、居住部分の床面積が、おおむね95平方メートル以上であり、かつ、その部分が全体の床面積の2分の1以上であること。 5. 居室が4室以上あり、そのうち1室は高齢者の専用室とすること。 6. 高齢者に配慮した設備を設けること（段差解消、手すり設置等）。 7. 狭あい道路の拡幅整備、都市整備事業等北区のまちづくりに関する事業に合致していること。


	<p>8. 他の建設に係わる助成を受けていない住宅であること。</p> <p>3) 三世帯世帯とは 「親と子と孫」などによって構成されている世帯をいう。</p>																		
<p>③ 平成 25, 26 年度実績 (予算・決算・対象者)</p>	<p>1) 平成 25, 26 年度の実績 (予算額、決算額の単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成 25 年度</th> <th colspan="3">平成 26 年度</th> </tr> <tr> <th>予算額※1</th> <th>決算額</th> <th>交付件数</th> <th>予算額※2</th> <th>決算額</th> <th>交付件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000,000</td> <td>6,000,000</td> <td>12</td> <td>10,000,000</td> <td>4,500,000</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※1：親元近居助成＋三世帯住宅建設助成＝20,000,000 ※2：親元近居助成＋三世帯住宅建設助成＝18,000,000</p> <p>2) 平成 25, 26 年度の対象者要件 現制度とほぼ同様だが、平成 26・27 年度に工事仕様を緩和した。</p>	平成 25 年度			平成 26 年度			予算額※1	決算額	交付件数	予算額※2	決算額	交付件数	10,000,000	6,000,000	12	10,000,000	4,500,000	9
平成 25 年度			平成 26 年度																
予算額※1	決算額	交付件数	予算額※2	決算額	交付件数														
10,000,000	6,000,000	12	10,000,000	4,500,000	9														
<p>④ 事業評価 (効果と課題)</p>	<p>1) 事業の効果 子育てしやすい住環境の整備と、世代間の共助の推進に効果があるものとする。</p> <p>2) 今後の課題 特になし。</p>																		
<p>備考</p>	<p>平成 27 年度予算額：51,589 千円 (親元近居助成と三世帯住宅建設助成の合計)</p>																		

2 一品川区 (1) 親元近居支援事業 (三世代すまいるポイント)

<p>①事業の目的・導入の経緯</p>	<p>介護や子育てなど、お互いに助け合いながら安全・安心に暮らしていくことができるように、親世帯と近居または同居することになったファミリー世帯に対して、転入・転居費用の一部を「三世代すまいるポイント」として交付する事業。</p>
<p>②事業の概要</p>	<p>品川区内で親と近居または同居することになったファミリー世帯に対して、転入・転居費用の一部を「三世代すまいるポイント」として交付する。「三世代すまいるポイント」は三世代で一緒に楽しめる様々な品目と交換することができる。</p>

次の2つのいずれかに当てはまる場合に、ファミリー世帯に対してポイントを交付します。

(1) ファミリー世帯の転入
 親世帯が品川区内に1年以上住んでいて、ファミリー世帯が区外から転入する場合




品川区

親世帯 ※区内在住1年以上

ファミリー世帯

区外から転入

(2) ファミリー世帯または親世帯の区内転居
 親世帯、ファミリー世帯ともに品川区内に住んでいて、お互いの住宅の距離が直線で 1.2 kmを超えていたが、いずれかの世帯が転居することにより直線で 1.2 km以内になる場合



品川区

1.2 km(直線距離)超

1.2 km以内(直線距離)

親世帯

ファミリー世帯

区内転居

※ いずれかの世帯が1年以上区内に在住である必要があります。
 ※ 図は、ファミリー世帯が転居した場合の例です

1) 三世代すまいるポイントの発行

転入・転居費用 1 円 = 1 ポイントに換算

転入・転居費用に応じて 500 ポイント単位で発行 (切り上げ)

1 世帯あたりの上限 : 100,000 ポイント

2) 交換品目を提供していただく協賛企業

品川区商店街連合会、協賛マイスター店

四季株式会社

日本ハム株式会社

	<p>おふろの王様 大井町店 (株式会社ホットネス) 株式会社クリスタルヨットクラブ 株式会社サンシャインシティ</p> <p>3) 申込者 (ファミリー世帯) の要件 (次のすべての要件を満たしていることが必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー世帯の世帯主であること (親世帯と同居で同一世帯の場合は世帯主でなくても可) ・中学生以下の子どもを扶養し、同居していること ・区内に転入 (または近居の範囲内に区内転居) した翌月から3カ月以内であること ※近居・同居しはじめた時点で子を出産予定であり、その後1年以内に出産した場合はその翌月から3カ月以内であること ・転入・転居費用を支払っていること (親世帯が区内転居した場合を除く) ・区内転居により近居・同居した時点で区内に1年以上居住していたこと (親世帯が区内在住1年未満だった場合) ・申込者を含む世帯全員が区市町村民税を滞納していないこと ・過去に親元近居支援事業、二世帯住宅取得等助成事業を利用していないこと ・外国籍の方の場合、日本国の在留資格を有すること <p>4) 親 (世帯) の要件 (次のすべての要件を満たしていることが必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近居・同居しはじめた時点で1年以上区内に居住していたこと (ファミリー世帯が区内在住1年未満だった場合) ・区市町村民税を滞納していないこと ・転居費用を支払っていること (親世帯が区内転居した場合) ・外国籍の方の場合、日本国の在留資格を有すること <p>5) 転入・転居する住宅の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法その他関係法令の基準を満たし、新耐震基準 (昭和56年6月1日施行) に適合した建物であること ・区内にある自己居住用の住宅であること (店舗等との併用住宅も可。賃貸も可) ・原則として、住居部分の面積が次の式で得られる面積を上回っていること ・10平方メートル×世帯人数+10平方メートル ※3歳未満は0.25人、3~5歳は0.5人、6~9歳は0.75人として計算 																		
<p>③ 平成25,26年度実績 (予算・決算・対象者)</p>	<p>1) 平成25,26年度の実績 (予算額、決算額の単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="339 1626 1393 1774"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成25年度</th> <th colspan="3">平成26年度</th> </tr> <tr> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>交付件数</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>交付件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,434,000</td> <td>3,351,909</td> <td>35</td> <td>4,449,000</td> <td>4,307,382</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 平成25,26年度の対象者要件 現制度と同様。</p>	平成25年度			平成26年度			予算額	決算額	交付件数	予算額	決算額	交付件数	4,434,000	3,351,909	35	4,449,000	4,307,382	44
平成25年度			平成26年度																
予算額	決算額	交付件数	予算額	決算額	交付件数														
4,434,000	3,351,909	35	4,449,000	4,307,382	44														
<p>④ 事業評価 (効果と課題)</p>	<p>1) 事業の効果 事業目的には、ファミリー世帯の流入促進と近居 (同居) による親子世帯の相互扶助の促進という2つの側面を有している。</p>																		

	<p>利用者に対するアンケートによると、当事業が近居（同居）の後押しとなったという回答は全体の15%に過ぎず、ファミリー世帯の流入促進への効果は不透明である。</p> <p>一方で、同アンケートでは、三世代すまいるポイントと交換した商品を、親世帯を含め皆で利用しているという回答が過半数となっていることから、親子世帯の交流の場づくりに貢献していると言える。</p> <p>2) 今後の課題</p> <p>①区外転入者に対する効果的な事業周知</p> <p>②三世代すまいるポイント数の見直し</p> <p>③事業効果の継続性</p> <p>（現在は転入時のみ三世代すまいるポイントを付与しているが、例えば、数年に分けて付与することができないか、など）</p>
備考	平成 27 年度ポイント交付予定件数：45 件

3 一台東区 (1) 住まいの共同化安心建替え支援制度

<p>① 事業の目的・導入の経緯</p>	<p>区内では、小規模な敷地での建替えが多く、土地の有効な活用がなされていない状況にある。また、木造住宅の密集した地域を中心に、消防活動がより円滑になるよう防災性を高めることも、街づくりの課題となっている。そこで、お隣同士などで敷地を一体的に利用して建築する共同化や、木造の建物を地震や火災に強い構造の建物に建替えていただくことを促進するため、要件に見合った住まいの建替えに対して、共同化助成、三世代住宅助成、安心助成を行う。</p>
<p>2 事業の概要</p>	<p>1) 共同化助成</p> <p>複数の敷地を一体的に利用して建築する地域貢献の高い建築物に対し助成する。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 助成要件 (①～⑩の全てに該当すること)</p> </div> <p>①敷地面積100㎡以上1,000㎡未満 ②2以上の敷地の上に2以上の地権者が等価交換等により1棟の共同住宅を建築し、その建物を区分所有する ③地上3階建て以上 ④戸あたり50㎡以上の住宅の総面積が延べ面積の1/2以上であること ⑤一部屋の面積は最低7㎡以上 ⑥3～4ページに記載する空地を整備し、整備した空地に台東区が提供するプレート(縦8.5センチ×横18センチ)を埋め込むこと ⑦総合設計制度、都市計画による高度利用地区、特定街区等の地域地区の指定を受ける等による容積率の割増しを受けていないこと ⑧市街地再開発事業、優良建築物整備事業、特定優良賃貸住宅供給事業、密集住宅市街地整備促進事業、都心共同住宅供給事業、高齢者向け借り上げ公営住宅整備事業等により補助金の交付を受けていないこと ⑨個人にあっては前年度の住民税、法人にあっては前年度の事業税、法人税及び所得税を滞納していないこと ⑩申請後に着工し、平成28年度以降の竣工であること。ただし、平成28年度の竣工予定物件については平成27年8月末までに承認申請可能なこと</p> <p>※地権者とは土地の所有権又は借地権を有する方です。着工前に権利を失う方及び工事完了後に建物の所有権を有しない方は対象外です。等価交換事業の場合、建築工事の着手前に従来の土地等と従後建築物の床等を各々の権利価格に基づいて交換する旨の契約を、建築主(事業者)と締結している方が対象です。</p> <p>※複数の地権者で一の権利を共有する場合、権利者は1人とみなします。</p> <p>※3親等以内の親族(親族が経営する法人名義も含む)は、権利者1人とみなします。</p> <p>※遺産相続等により敷地分割された土地の共同化や、共同化の効果が1世帯又は1人に限定されると認められる場合は対象となりません。</p>

2 助成金額

助成金額＝延べ面積㎡^(※1) × 121,000円/㎡^(※2) × 基本設計料率^(※3) × 0.8

※1 確認申請書第三面【11.延べ面積】の【イ.建築物全体】の面積

※2 基準工事単価（平成25年4月1日現在）

※3 基本設計料率（単位は%）

延べ面積	計算式
～ 4,132㎡	3.03 － 0.0002662 × 延べ面積
4,132 ～ 8,264㎡	2.22 － 0.00007018 × 延べ面積
8,264㎡ ～ 16,529㎡	1.89 － 0.00003025 × 延べ面積

加算助成

(1) 人数加算 地権者の人数に応じて加算助成金を交付します。

人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上
加算金額	200万円	360万円	560万円	800万円	1,080万円	1,400万円	1,760万円	2,160万円	2,600万円	3,000万円

(2) 仮住居費

従前の建築物に居住していた元地権者（等価交換者）が、引続き建替え後の建築物に居住する場合に、40万円/世帯を助成します。

2) 三世代住宅助成

三世代（子育て世帯と高齢者等）が安心して居住できる住宅の整備と、空地の確保による良好な住環境の整備を目的として助成する。

1 助成要件（①～⑦の全てに該当すること）

- ①親と子と孫が同居する
- ②3ページに規定する歩道状空地を整備し、整備した空地に台東区が提供するプレート（縦8.5センチ×横18センチ）を埋め込むこと
- ③住戸専用面積70㎡以上で居室4室以上、一部屋の面積は最低7㎡以上とする
- ④住戸内が階段等につながり各部屋に火災報知器を設置した防災上の配慮をした住宅
- ⑤下記の3点を満たした高齢者に配慮した住宅
 - ・室内（浴室含む）に段差がないこと（玄関のあがりかまちは除く）
 - ・玄関・廊下に手すりを設置すること（または手すり下地を設置する）
 - ・トイレと浴室に手すりを設置すること
- ⑥申請者が前年度の住民税を滞納していないこと
- ⑦承認から概ね2か月以内に着工し、平成28年2月末頃までに助成金の交付申請書類を提出できること

※店舗併用住宅は、居住される方が営む店舗で、住宅の面積が1/2以上の場合、対象となります。

※共同住宅や長屋は対象外です。

※玄関が複数ある場合や、用途が専用住宅に該当しないような場合は、必ず図面が確定する前にご相談ください。

※承認から概ね2か月以内に着工しなかった場合、承認は取消になります。ご注意ください。

2 助成金額

120万円

3) 安心助成

準防火地域内（新防火規制区域内※を除く）に、地震や火災に強い構造の住宅を建てることで、良好な住環境を整備することを目的に助成する。

1 助成要件 (①～⑤の全てに該当すること)

- ①準防火地域内(新防火規制区域を除く)に、建築基準法の規定よりも耐火性能等を向上させた準耐火又は耐火構造で、延べ面積50㎡以上の一戸建て住宅を建築し、申請者が居住すること
- ②建築基準法第42条第2項の道路等に面する敷地は、後退した位置にL型側溝を整備すること(すみきり用地整備も含む)
- ③敷地内の接道面に台東区が提供するプレート(縦8.5センチ×横18センチ)を埋め込むこと
- ④申請者が前年度の住民税を滞納していないこと
- ⑤承認から概ね2か月以内に着工し、平成28年2月末頃までに助成金の交付申請書類を提出できること

※店舗併用住宅は、居住される方が営む店舗で、住宅の面積が1/2以上の場合は対象となります。
 ※共同住宅・長屋は対象外です。
 ※承認から概ね2か月以内に着工しなかった場合は、承認は取消になります。ご注意ください。

2 助成金額

準耐火構造としなければならない建築物 → 耐火構造 : 120万円
 防火構造としなければならない建築物 → 準耐火構造 : 120万円
 防火構造としなければならない建築物 → 耐火構造 : 240万円

耐震化推進加算

安心助成の対象となる既存住宅の建て替えで、以下の要件をいずれも満たす場合に50万円を加算して助成します。

- ①昭和56年5月31日以前の建築(図面又は建物の登記事項証明書等が必要)
- ②延べ面積の1/2以上が住宅で、主要構造部の過半が木造
- ③建築課で実施している老朽建築物等の除去工事費用の助成を受けていない

4) 助成対象区域

- (1) 共同化助成、三世代住宅助成 台東区全域
- (2) 安心助成 台東区内の準防火地域(新防火規制区域 ※を除く)
 ※東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定により指定された区域
 (谷中2・3・5丁目地区、根岸3・4・5丁目地区)

5) 各助成の要件

空地要件+共同化要件⇒共同化助成
 空地要件+三世代要件⇒三世代住宅助成
 安心要件 ⇒安心助成

③ 平成25,26年度実績(予算・決算・対象者)

1) 平成25,26年度の実績(予算額、決算額の単位:千円)

	平成25年度			平成26年度		
	予算額	決算額	交付件数	予算額	決算額	交付件数
共同化助成	8,999	8,997	1	0	0	0
三世代住宅助成	6,000	9,600	8	19,200	16,800	14
安心助成	10,600	5,800	6	5,800	3,400	4

2) 平成27年度の対象者要件と異なる点

共同化助成:平成27年度から一部屋の面積最低7㎡を追加、3等親以内の親族は権利者一人とみなすことを追加。

	<p>三世代住宅助成：平成 27 年度から一部屋の面積最低 7 ㎡を追加、高齢者に配慮した住宅を追加、賃貸併用住宅を対象外、年度内竣工物件に限定。</p> <p>安心助成：平成 26 年度から新防火規制区域を対象外（他課で新防火規制区域での建替え助成を開始したことに伴う）、平成 27 年度から賃貸併用住宅を対象外、年度内竣工物件に限定。</p>
④事業評価（効果と課題）	<p>1) 事業の効果について</p> <p>共同化助成：土地の有効利用を促進し、地震や火災に強い構造の建物に建て替えることで良好な市街地環境を創出している。</p> <p>三世代住宅助成：歩道状空地を設置することで、良好な住環境の整備につながっている。また三世代で居住することで、定住の促進と少子高齢化対策に貢献している。</p> <p>安心助成：木造住宅値が密集した地域で、耐火性能を向上させた住宅を建築することで、防災性を高めている。</p> <p>2) 今後の課題について</p> <p>共同化助成については、制度の開始時よりも天空率の導入や容積率の緩和等の施策が充実する等の社会情勢の変化に合わせ見直しが必要と考えている。</p>
備考	<p>平成 27 年度から申請方法や要件を変更。三世代住宅助成と安心助成の申請は先着順となり、予定件数に達し次第、受付を終了する。申請前に窓口での権利関係と図面の事前相談（予約制）が必須。共同化助成についても予算の範囲内の事業となり、年度途中で受付を終了する場合がある。</p>

4 一世田谷区 (1) せたがやの家 子育て世帯家賃助成

「一般財団法人 世田谷トラストまちづくり」

<p>①事業の 目的・導 入の経緯</p>	<p>せたがやの家（ファミリー型）の空室の有効活用策として、子育て世帯の居住支援を図るため、入居者資格の拡大とともに子育て世帯への家賃助成を行う事業である。平成 26 年度からスタート。</p>
<p>②事業の 概要</p>	<p>中堅所得層のファミリー世帯向けの賃貸住宅「せたがやの家」に新規入居する、18 歳未満の子どもがいる世帯に、月額 4 万円を助成する（最長 5 年）。</p> <p>1) 対象者</p> <p>せたがやの家（ファミリー型）に新規入居する以下の条件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18 歳未満の子どもがいる方 ・世帯の合計所得が基準以下の方（3人世帯の場合、年間所得が 4,624,000 円以下） ・世田谷区内にお住まいの方 <p>※その他、以下のせたがやの家（ファミリー型）の入居要件がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 申込世帯全員が日本国内に居住していること イ) 現に住宅に困っていること ウ) 同居親族がいること <p>2) 助成金額</p> <p>トラストまちづくりが月額 4 万円の家賃助成を行い、区が全額をトラストまちづくりへ補助する。</p> <p>※区営住宅の対象世帯が無理なく居住できるようにするため、一般世帯向け区営住宅の家賃額上限（6～7万円）に近い負担額（7～8万円）となるよう、月額 4 万円の家賃助成金額を設定。</p> <p>※世田谷区せたがやの家システム家賃助成金交付要綱の改正等により対応。</p> <p>3) 対象住戸</p> <p>せたがやの家 先着順募集住宅</p> <p>4) せたがやの家とは</p> <p>区民の住宅ニーズに応じていくために、民間のオーナーが建設した集合住宅を、一定の期間当財団が一括して借り上げ、所得が一定の基準の範囲内にある中堅所得のファミリー世帯等を対象にして賃貸する公的な住宅のこと。</p> <p>せたがやの家の入居者には、世帯の所得に応じて家賃の一部助成(国・東京都・世田谷区からの助成金)があり、家賃負担を軽減するよう配慮されている。家賃(入居者負担額)・共益費・敷金を除き、礼金、手数料、更新料などの負担はない。</p>
<p>③平成 25,26年 度実績 (予算・ 決算・対 象者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度予算額 25,920,000 円 ・平成 26 年度決算額 18,520,000 円

<p>④事業評価（効果と課題）</p>	<p>1) 事業効果</p> <p>世田谷区では傾斜型家賃減額方式を採用している。年数の経過とともに契約家賃に近づくにつれ空室が増加する傾向にあったが、子育て家賃助成により退去数（住宅返還分は除く）を上回る世帯数の入居が進み、空室解消が図られている。同時に、住宅供給者へ支払う借上げ賃料の空室分が減少したことにより、管理者の財政負担が軽減した。</p> <p>また、基本計画で掲げる「子どもが輝く参加と協働のまちせたがや」を推進する子育て世帯の居住支援につながった。</p> <p>2) 今後の課題</p> <p>世田谷区は、特定優良賃貸住宅制度 20 年間の管理期間満了に合わせ順次、住宅供給者へ住宅を返還しており、平成 32 年度には「せたがやの家（ファミリー型）」の事業終了を予定している。住宅返還後は住宅所有者の意向により継続居住が可能であるが、近傍同種家賃に変更した場合、子育て家賃助成制度利用者の急激な家賃増額負担を理由とした多数退去が予想される。円滑な住宅返還のために、住宅供給者への丁寧な説明が不可欠である。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

5 一豊島区 (1) 居住支援モデル事業 豊島区居住支援協議会

<p>①事業の目的・導入の経緯</p>	<p>誰もが安心して住み慣れた地域に暮らし続けられることを促進するため、平成24年7月3日、区内の居住支援関係団体と豊島区とが連携して居住支援協議会を設立。</p> <p>「居住支援モデル事業」は、住宅確保要配慮者のうち、高齢者・障害者（知的障害者）・ひとり親家庭の各世帯に対して、NPO等の民間事業者が実施する空き家・空き室等への入居支援及び入居後の生活支援活動を行うもの。</p>										
<p>②事業の概要</p>	<p>居住場所に困っている方などに対し、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するための支援活動等を行うグループに、その事業の実施に要する費用を助成する。平成26年度は、以下の4件を選定し事業パートナーとして支援をしている。</p> <p>また住宅確保要配慮者が入居するための物件情報提供などの支援も実施している。</p> <div data-bbox="359 817 1380 1288" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>The diagram illustrates the support process. On the left, a box labeled '住宅確保要配慮者' (Housing Security Priority) lists categories: 低額所得者 (Low-income earners), 被災者 (Disaster victims), 高齢者 (Elderly), 障害者 (Persons with disabilities), 外国人 (Foreigners), and 子どもを育成する家庭 (Families raising children). In the center, a stylized house icon contains a cartoon character and the text '豊島区居住支援協議会' (Hoshima District Housing Support Council) and '情報提供 紹介など' (Information provision, introduction, etc.). On the right, a box labeled '賃貸住宅オーナー' (Rental Home Owner) shows a drawing of a house with a smiling sun above it.</p> </div> <table border="1" data-bbox="335 1299 1252 1668" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">民間事業者</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NPOリトルワンズ</td> <td>ひとり親家庭の快適生活を実現するシェアハウス事業</td> </tr> <tr> <td>NPOコレクティブハウジング社</td> <td>地域とつながりをもちながら暮らしたい人のための居住支援事業</td> </tr> <tr> <td>河野敦子</td> <td>小学校低学年までの子供を持つシングルマザー家庭のシェアハウス等への入居支援事業</td> </tr> <tr> <td>NPOコミュニティランドスケープ</td> <td>高齢者対象のシェアタウンセンターハウス事業</td> </tr> </tbody> </table>	民間事業者	実施内容	NPOリトルワンズ	ひとり親家庭の快適生活を実現するシェアハウス事業	NPOコレクティブハウジング社	地域とつながりをもちながら暮らしたい人のための居住支援事業	河野敦子	小学校低学年までの子供を持つシングルマザー家庭のシェアハウス等への入居支援事業	NPOコミュニティランドスケープ	高齢者対象のシェアタウンセンターハウス事業
民間事業者	実施内容										
NPOリトルワンズ	ひとり親家庭の快適生活を実現するシェアハウス事業										
NPOコレクティブハウジング社	地域とつながりをもちながら暮らしたい人のための居住支援事業										
河野敦子	小学校低学年までの子供を持つシングルマザー家庭のシェアハウス等への入居支援事業										
NPOコミュニティランドスケープ	高齢者対象のシェアタウンセンターハウス事業										
<p>③平成25,26年度実績（予算・決算・対象者）</p>	<p>民間事業者の活動に対して、人件費等の補助対象経費について50%かつ上限200万円を単年度ごとに補助する。</p>										

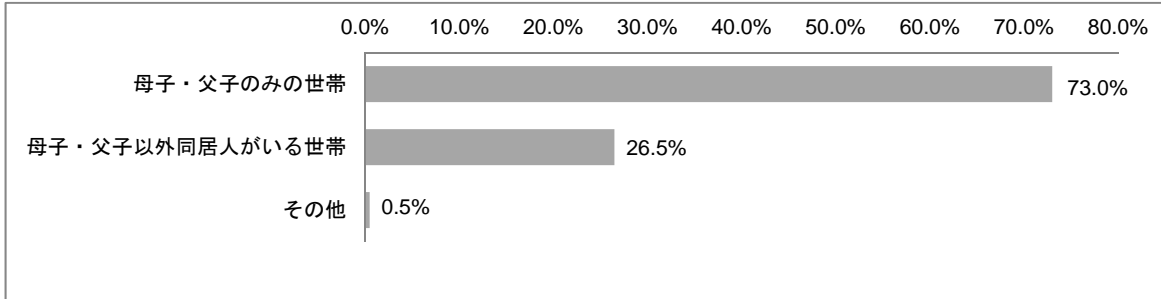
<p>④事業評価（効果と課題）</p>	<p>1) 事業効果</p> <p>2) 今後の課題</p> <p>事業で利活用できる物件を確保することが課題となっており、物件所有者等への周知と協働意識の醸成が必要となっている。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

一般財団法人世田谷トラストまちづくりと豊島区居住支援協議会の概要

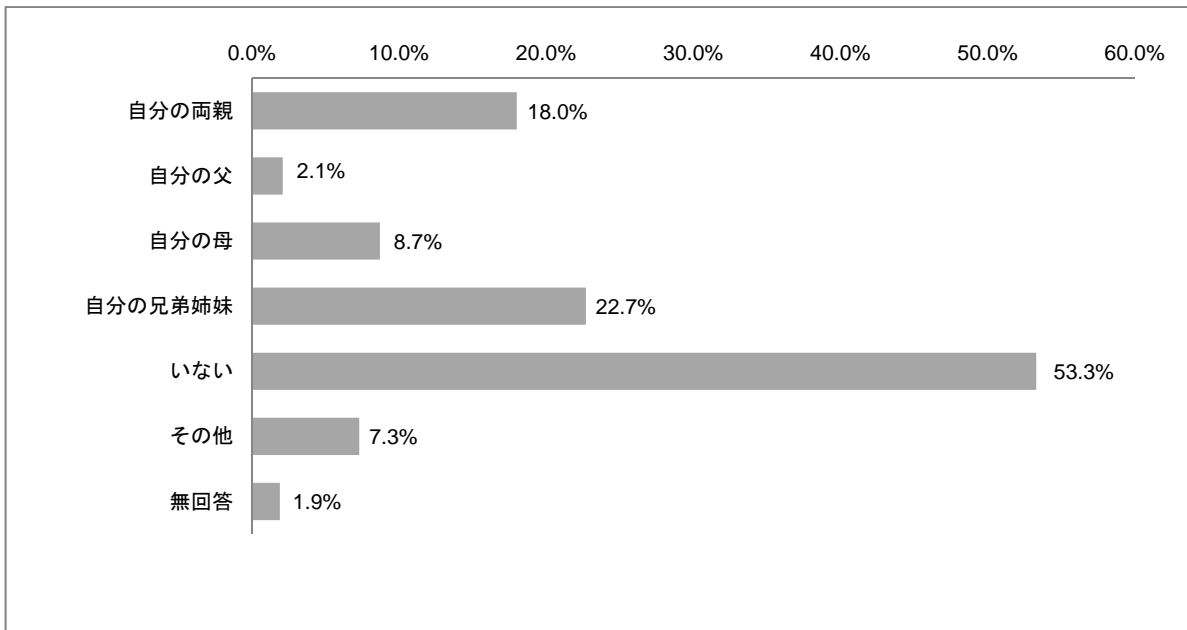
	世田谷区（財団法人型）	豊島区（居住支援協議会型）
事業主体	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	豊島区居住支援協議会
設立年月日	平成18年4月1日	平成24年7月3日
設立の趣旨	財団法人せたがやトラスト協会と財団法人世田谷区都市整備公社のそれぞれが有していたみどりや住まい等のまちづくりの専門性を統合し、今までに蓄積されたトラスト活動や住民ネットワークを継承発展させ、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援するために設立。	誰もが安心して住み慣れた地域に暮らし続けられることを促進するため、区内の居住支援関係団体と豊島区とが連携して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設立。
主な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現 ・安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出 ・居住環境を魅力的に守り育む活動やコミュニティの形成 	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅等の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の必要な措置について協議することにより、豊島区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与すること
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全を図るトラスト運動事業 (①民有地のみどり保全事業、②民有地の緑化推進事業、③自然環境の保全再生事業、④歴史的・文化的環境の保全活用事業) 2 地域力を育むまちづくり推進事業 (①地域共生のいえづくり支援事業、②区民主体のまちづくり活動促進事業、③住民参加の企画運営協力事業) 3 参加の輪を広げる普及啓発事業 (①環境学習・人材育成事業、②企業・他団体等との連携・協力事業、③ビジターセンターの運営事業、④広報・情報発信事業) 4 安心して住み続けられる住まいづくり事業 (①安心と支えあいのサポート事業、②住まい相談及び入居支援事業、③区営・区立住宅運営事業、④安心して住めるせたがやの家運営事業) 5 安全で安心できる公共施設の維持保全事業 (①区内中小業者の育成事業、②公共施設の維持保全事業) 6 駐車場の管理運営事業 (①キャロットパーク、下高井戸公共駐車場、STM下高井戸バイクパークの管理運営事業) 7 STKハイツの管理運営事業 (①財団所有の建物を賃貸する事業) 8 啓発グッズ等の販売事業 (①啓発グッズ等の販売事業、②自動販売機設置による販売事業) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊島区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関すること 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃借人に対する情報の提供等の支援に関すること。 4 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 5 その他目的達成のために必要な事業。

平成 2 7 年度 杉並区ひとり親家庭実態調査 より

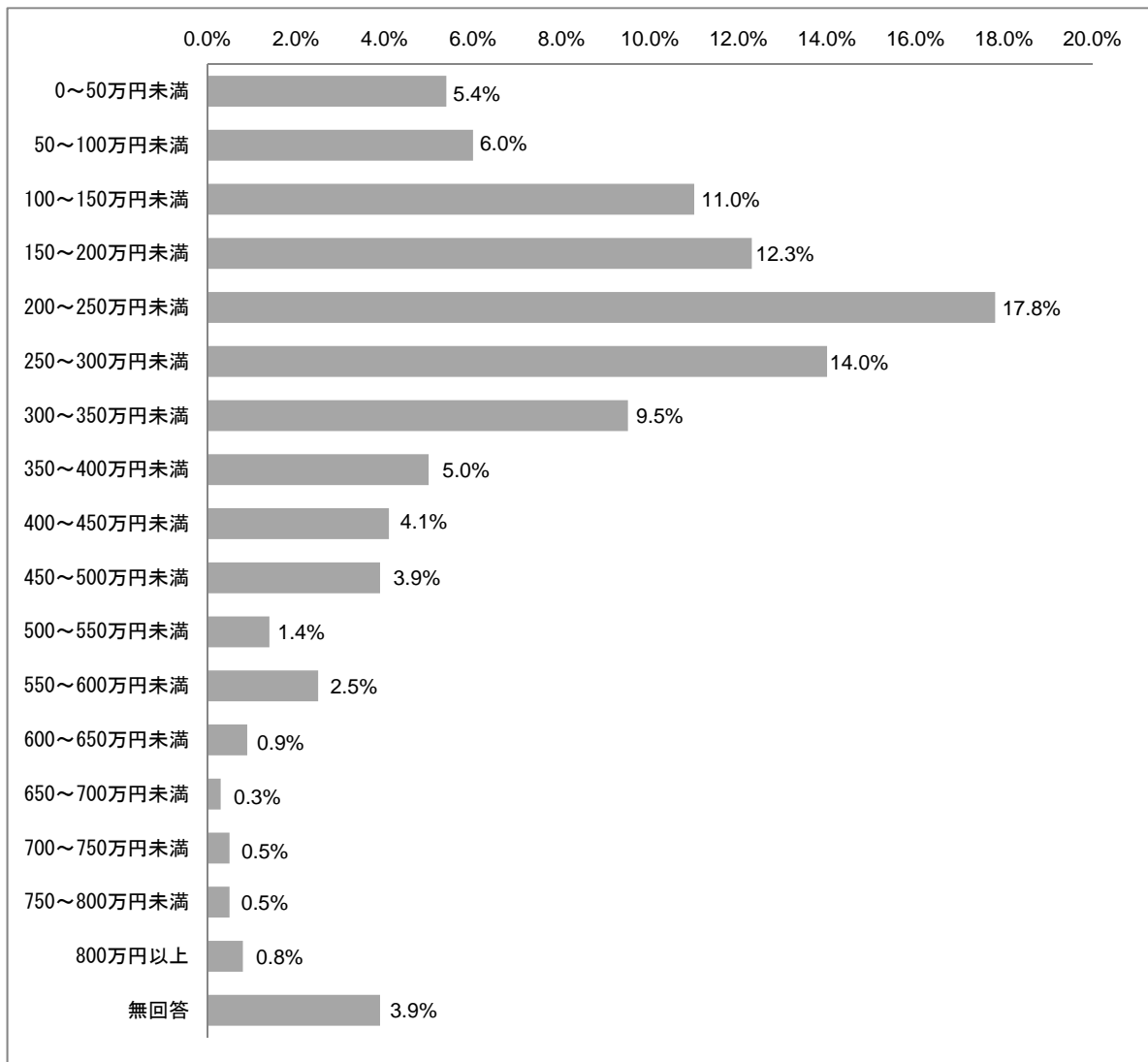
1 母子父子以外の同居人の有無（回答者数 634 人）



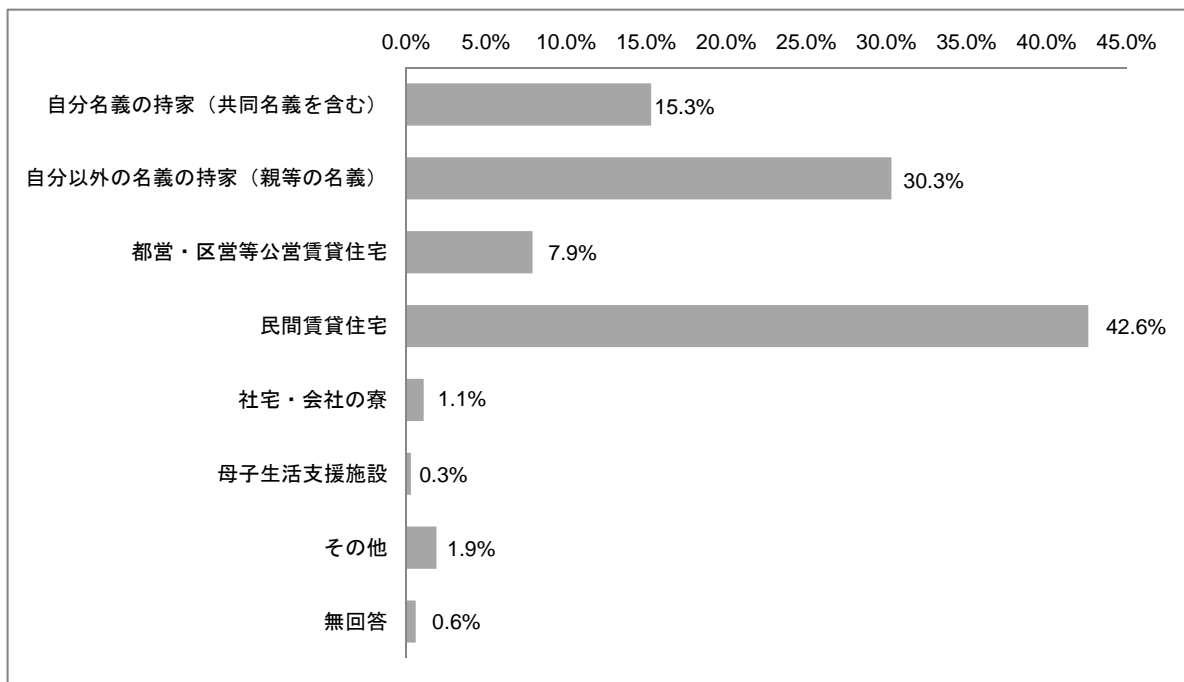
2 概ね 3 0 分以内で行き来できる近居の親族の有無（回答者数 634 人 複数回答）



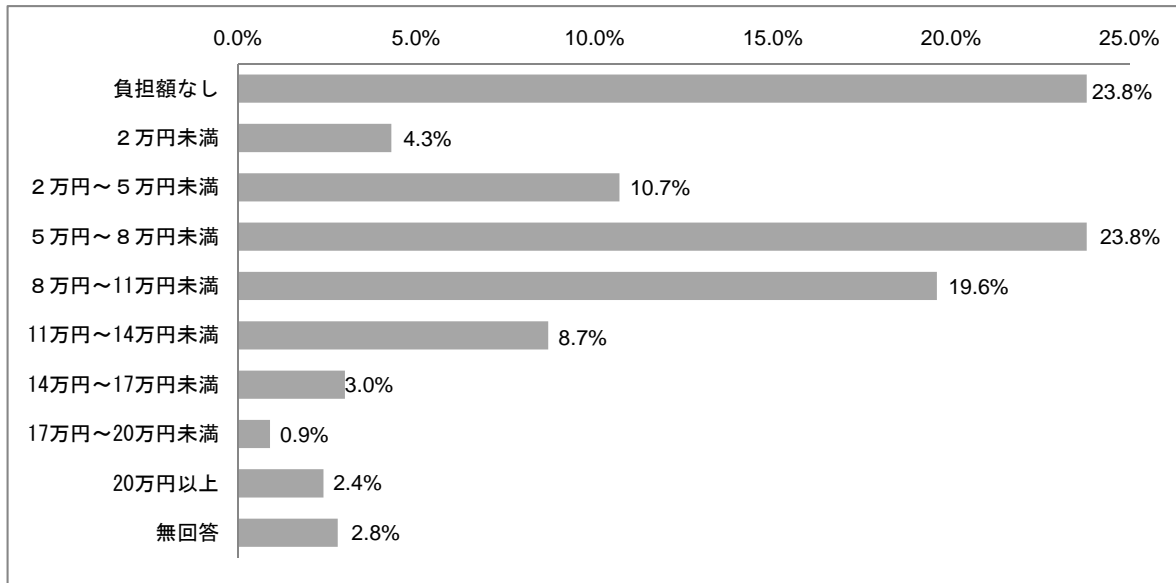
4 昨年1年間の世帯の手取り総収入（回答者数 634 人）



5 現在の住まい（回答者数 634 人）



6 過去1年間における毎月の住宅費（家賃や住宅ローンなど）（回答者数 634 人）



テーマ「障害者の住まいについて」

1 論点について

- 1 支援者の高齢化や死亡などに伴う支援機能の低下・喪失後も地域で安心して日常生活を送るための支援体制をどのように構築するか
- 2 障害特性や程度に合わせた「緩やかな配慮」のある住まいの整備と提供のためのマッチングにおいて、どのような仕組みが考えられるのか

2 現状と課題認識について

「親なき後」を見据えた住まいと生活を支える仕組みについて…

○潜在的な需要・重度障害者の介護者の状況

- ・65歳以上の障害者手帳所持者(平成27年4月1日現在)は、身体障害者手帳 9,258人(対全年齢比 68.2%)、愛の手帳 154人(対全年齢比 6.8%)、精神保健福祉手帳 355人(対全年齢比 11.7%)となっている。
- ・区内の特別支援学校(肢体不自由教育)には、区内在住の児童・生徒が61名在籍(平成27年4月現在)しており、その約3割が医療的ケアが必要な状況である。
- ・愛の手帳所持者と重度の身体障害と知的障害を重複している人の約20%は、将来暮らしたい場所としてグループホームをあげている。平成27年2月に開設した重度身体・知的障害者のグループホームは定員15名に対し、60名の入所申込みがあった。
- ・介護者の年齢は「60歳以上」が49.6%、そのうち「75歳以上」が15.4%となっている。
- ・「愛の手帳所持者」の約5割と「重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人」の約8割の介護者は母親となっている。

○施設入所・入院から地域生活への移行状況

地域で安心して生活が送れるよう、必要な支援体制を整備するとともに、本人の意向を尊重して施設や入所先から地域生活への移行を積極的に進めている。

- ・障害者の重度化・高齢化によって心身機能の低下が進むことを背景にして、常時介護や医療的ケアが必要となるケースが増加し、グループホームの新規入所希望や入居後に介護が必要となるケースへの対応が必要となっている。
- ・障害者支援施設入所者は292名であり、そのうち51名が65歳以上である。65歳になっても特別養護老人ホーム等の受け皿が十分ではないことや障害の特性から障害者支援施設に留まざるをえない状況にある。
 - ※26年度 入所施設からの地域移行者数 8人
 - 精神科病院からの退院促進者数 3人
- ・区内の入所施設は知的障害1所(定員40名:地域移行型) 重度身体障害支援施設1所(定員9人)のみである。29年度に1所10名の入所施設整備の計画であるが、ニーズに十分対応できていない。

【課題】

□障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えた体制づくり

- ・今後、在宅やグループホームでの生活が継続できるように「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ」「医療との連携」「専門的な支援」「地域の支援体制づくり」等、障害者の生活を地域全体で支える機能が必要と考えられる。
- ・グループホームの整備・運営のための新たな支援方策等の検討が必要である。

「緩やかな配慮」のある多様な住まいの確保について…

○障害者の住まいの状況

- ・条件が整えば一般住宅にも住み続けられる方がいる一方、施設や病院など十分な生活支援環境が欠かせない方もいる。また、見守りや軽度の生活支援があれば、親元から離れ自立して生活したり、施設や病院から出て地域で暮らせる方も少なくない。

○障害者向けの住まいの確保状況

- ・「持ち家(戸建て)」が50.5%、「民間賃貸住宅」が19.8%、「持ち家(マンション等)」が14.1%となっている。民間賃貸住宅に住んでいる「精神障害者保健福祉手帳所持者」は30.6%、「身体障害者手帳所持者」19.4%となっている。
- ・民間賃貸住宅については、バリアフリー化した物件が契約にあたっては、障害に対する理解不足や緊急時・トラブル発生時の対応を危惧して、入居を断られるケースが見受けられる。
- ・区営住宅の車いす使用者世帯向け住宅は944戸中10戸である。
- ・高齢者向けの区営住宅「みどりの里」は車いす対応になっていない。

○障害者の生活実態

- ・障害者全体の同居家族は、「母親」が36.4%、「父親」が28.0% 「配偶者」が31.2%となっている。精神障害者保健福祉手帳所持者の31.9%はひとり暮らしとなっている。
- ・障害者本人の収入種類は「年金・恩給」が54.7%と最も多く、続いて「賃金・給料」が23.6%、「収入なし」が16.8%となっている。
- ・年収額は「収入なし(生活保護費のみ)」が20.1%、「50～100万円未満」と「100～200万円未満」は20%未満となっている。

【課題】

□一般住宅において必要に応じて外部のケアサービスを活用しながら居住者同士が相互に見守る新たなシェアハウス型居住の検討

- ・世代間交流を図る共同生活
- ・気の合う仲間とのグループリビング 等

□「緩やかな配慮のある」住まいと住まい方の推進

- ・多様な住まいを確保するためには、一般住宅と入所施設の間隔的な居住形態の住まいの整備が期待されている。
- ・類似したサービスニーズを持った人が近居する「分散型居住」
- ・同一の建物に類似したサービスニーズを持つ人が同居する「集合型住宅居住」
- ・共同生活を前提としたグループホーム

□民間建築物、共同住宅等の紹介・マッチングや適切な物件紹介・転居や住環境の整備に応じる相談体制の整備

- ・新たにグループホームを運営したい法人はあるが、土地や建物が見つかりにくい。グループホームを整備・運営したい事業者と物件をマッチングさせる体制づくりが求められている。
- ・単身世帯や家族と住んでいる障害者の住み替え等、希望するニーズと適切な物件をマッチングすることや専門相談機能等を活用した住環境に関する相談に対応する体制を構築することが求められている。

地域生活に関する調査報告書（概要版）

【1】調査概要

●調査実施の目的

保健福祉計画（障害者計画）と障害福祉計画の改定にあたり、障害者の方の生活状況やサービスの利用意向などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

●調査の種類と方法及び回収状況

調査種類		調査対象者数	発送数	抽出率	有効回収数	有効回収率
A 身体障害者 手帳所持者	肢体不自由	6,667人	1,214件	18.2%	466件	38.4%
	内部障害	4,497人	736件	16.4%	240件	32.6%
	視覚障害	1,004人	350件	34.9%	124件	35.4%
	聴覚・言語などの障害	1,245人	450件	36.1%	329件	73.1%
B愛の手帳所持者		2,131人	836件	39.2%	372件	44.5%
C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人		125人	125件	100.0%	54件	43.2%
D精神障害者保健福祉手帳所持者		2,624人	799件	30.4%	320件	40.1%
E発達障害のある人		—	—	—	5件	—
F高次脳機能障害のある人		—	—	—	52件	—

調査対象者：A・B・C・Dは、年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出。

E・Fは、こども発達センター、児童発達支援事業所、杉並区障害者地域相談支援センター、地域生活支援担当（障害者福祉会館）に調査を依頼。

調査方法：A・B・C・Dは郵送により配付・回収（視覚障害者は、一部区職員による聞き取り調査）。

E・Fは郵送による回収（高次脳機能障害者は、一部区職員による聞き取り調査）。

調査期間：平成25年12月20日（金）～平成26年1月8日（水）

●報告書概要版利用上の留意点

- ・回答者数：図表中の「件数」は、各設問に該当する回答者の総数であり、設問によって件数は異なる場合があります。
- ・図表の単位：回答率（%）は小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合や表示上小数点が表せない場合があります。
- ・複数回答：複数回答のグラフは、回答率（%）の合計は100%を超えています。
- ・Eは有効回収数が5件と少ないため、参考としてグラフ中に記載するのみとし、本文中での分析は省略するものとする。
- ・ここで掲載できなかったものについては、報告書に掲載します。

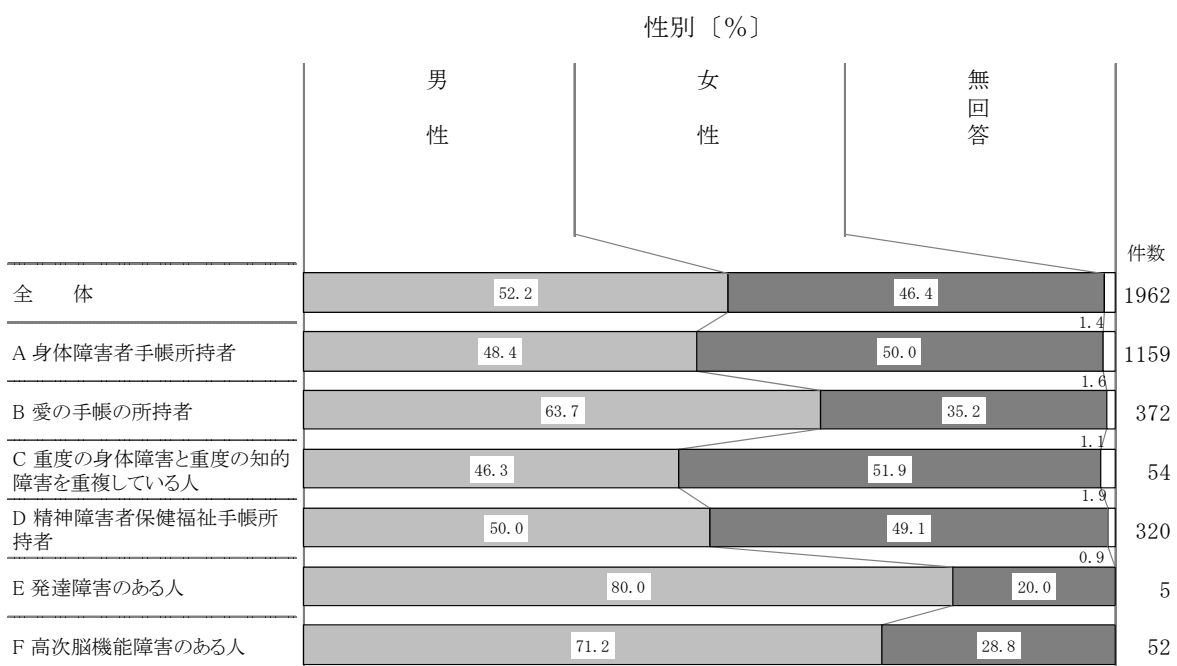
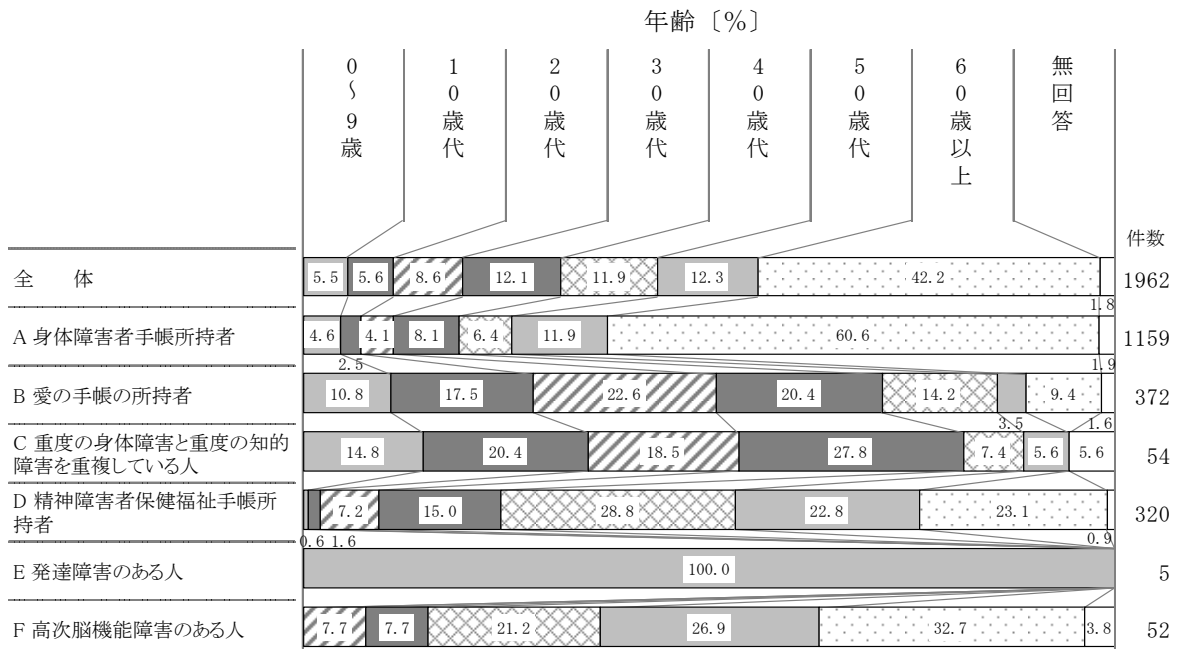
●設問項目

種別	設問項目	調査種類					
		A身体障害者手帳所持者	B愛の手帳所持者	C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D精神障害者保健福祉手帳所持者	E発達障害のある人	F高次脳機能障害のある人
回答者の基本属性	回答者[%]	○	○	○	○	○	○
	年齢[%]	○	○	○	○	○	○
	性別[%]	○	○	○	○	○	○
	障害者手帳の等級[%]	○					
	愛の手帳の度数[%]		○				
	精神障害者保健福祉手帳の等級[%]				○		
	障害者手帳の有無[%・複数回答]					○	○
	障害種類[%]	○					
	発達障害の診断[%]				○	○	
	障害を負った原因[%]						○
	障害に気付いた、または障害を負った年齢[%]	○		○	○	○	○
	家計を支えている人[%]	○	○	○	○		○
	本人収入の種類[%・複数回答]	○	○	○	○		○
	本人の収入額[%]	○	○	○	○		○
住まい・世帯の状況	現在の住まい[%]	○	○	○		○	○
	同居家族[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	主な介護者[%]	○	○	○	○	○	○
	介護者の年齢[%]	○	○	○	○		○
	将来暮らしたい場所[%]	○	○	○	○		○
健康・医療について	通院の頻度[%]	○	○	○	○	○	○
	かかりつけ医療機関の有無[%]	○	○	○	○	○	○
	健康診断・歯科健診の受診状況[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
障害者へのサービスについて	障害者サービスの利用状況(7サービス)[%]	○	○	○	○	○	○
	障害者サービスの利用意向(7サービス)[%]	○	○	○	○	○	○
	必要な情報の入手先[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	点字の読解[%]	○					
	手話の利用[%]	○					
相談機関	相談相手の有無[%]	○	○	○	○	○	○
	利用する相談機関[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	成年後見制度の利用[%]	○	○	○	○	○	○
地域のたすけあいネットワーク・災害時の備えについて	地域のたすけあいネットワークへの登録[%]	○	○	○	○	○	○
	未登録の理由[自由記述]	○	○	○	○	○	○
	災害時の備え[%]	○	○	○	○	○	○
	震災救援所の把握[%]	○	○	○	○	○	○
余暇やコミュニケーションについて	余暇を楽しむ場[%]	○	○	○	○	○	○
	自由な時間に行っている活動[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	気軽に話せる人の有無[%]	○	○	○	○	○	○
	【話せない人】コミュニケーションをとる工夫[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
通学時の状況について(18歳未満)	【就学前児童】就学前児童の過ごし方[%・複数回答]	○	○	○		○	○
	【就学前児童・就学児童】子育て支援で希望する事業[%・複数回答]	○	○	○		○	○
	【就学児童・生徒】通学先[%]	○	○	○			○
	放課後過ごす場所[%・複数回答]	○	○	○		○	○
	子育て施策全体への意見・要望[自由意見]	○	○	○		○	○
就労について(18歳以上)	就労状況[%]	○	○	○	○	○	○
	就労形態[%]	○	○	○	○	○	○
	勤続年数[%]	○	○	○	○	○	○
	就労生活の継続に重要なこと[%]	○	○	○	○	○	○
	【作業所で就労】一般就労への意向[%]	○	○	○	○	○	○
	【未就労者】日中過ごす場所[%]	○	○	○	○	○	○
	【未就労者】就労意向[%]	○	○	○	○	○	○
嫌な思いや偏見をもたれたこと	嫌な思いや偏見をもたれたこと[%]	○	○	○	○	○	○
	【嫌な思いや偏見をもたれた人】具体的な内容[自由記述]	○	○	○	○	○	○
区の施策で力を入れる必要があるもの	力を入れる必要がある障害者施策[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	今後10年間の杉並区に望むこと[自由記述]	○	○	○	○	○	○

【2】回答者の基本属性

●回答者の年齢・性別（問：あなた（ご本人）の年齢・性別をお答えください。）

年齢は、全体で「60歳以上」が42.2%と多くを占めており、30～50歳代がそれぞれ10%強となっています。障害種類別では、A身体障害者手帳所持者は「60歳以上」が60.6%と半数を超えており、F高次脳機能障害のある人は「60歳以上」が32.7%を占めています。性別は、全体で「男性」が52.2%、「女性」が46.4%と、男性の割合がやや高くなっています。障害種類別では、B愛の手帳所持者、F高次脳機能障害のある人で「男性」が60%以上を占めています。



●障害者手帳の障害程度等級・障害者手帳の所持状況（問：あなた（ご本人）の身体障害者手帳の等級は何級ですか？、愛の手帳は何度ですか？、精神障害者保健福祉手帳は何級ですか？または障害者手帳をお持ちですか？）

A 身体障害者手帳所持者では「1級（32.6%）と「4級（21.5%）」が多くみられます。B 愛の手帳所持者では「4度」が 42.7%と半数近くを占めています。D精神障害者保健福祉手帳所持者では「2級」が 39.1%、また、F 高次脳機能障害のある人のうち障害者手帳の所持率は 94.2%が所持しています。

A 身体障害者手帳の等級[%]								B 愛の手帳の度数[%]					
全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答	全体	1度	2度	3度	4度	無回答
1159	378	169	192	249	57	71	43	372	6	77	112	159	18
100.0	32.6	14.6	16.6	21.5	4.9	6.1	3.7	100.0	1.6	20.7	30.1	42.7	4.8

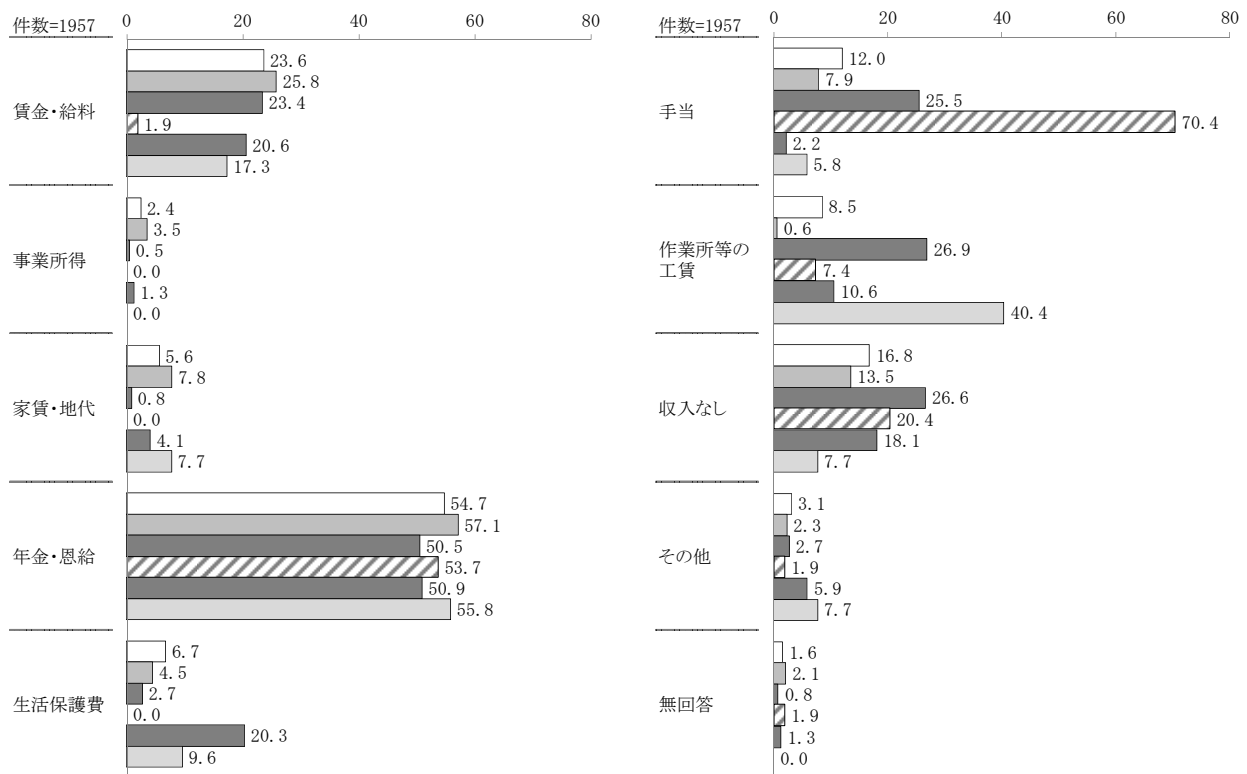
D 精神障害者保健福祉手帳の等級[%]						E 障害者手帳の有無[%・複数回答]					F 障害者手帳の有無[%・複数回答]						
全体	1級	2級	3級	4級	無回答	全体	身体障害者手帳を持っている	愛の手帳を持っている	精神障害者保健福祉手帳を持っている	何も持っていない	無回答	全体	身体障害者手帳を持っている	愛の手帳を持っている	精神障害者保健福祉手帳を持っている	何も持っていない	無回答
156	34	61	58	-	3	5	-	1	-	4	-	52	35	-	14	2	2
100.0	21.8	39.1	37.2	-	1.9	100.0	-	20.0	-	80.0	-	100.0	67.3	-	26.9	3.8	3.8

●本人の収入の種類（問：平成24年中のあなた（ご本人）の収入の種類についてお答えください。）

「年金・恩給」が54.7%と多く回答されており、「賃金・給料」は 23.6%、「収入なし」が 16.8%回答されています。

「年金・恩給」はCを除く全ての障害種類別で最も多く回答されており、ついで、B 愛の手帳所持者では「作業所等の工賃」「収入なし」が、D 精神障害者保健福祉手帳所持者では「賃金・給料」「生活保護費」が、F 高次脳機能障害のある人では「作業所等の工賃」が多く回答されています。C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「手当」が最も多く、ついで、「年金・恩給」が多く回答されています。

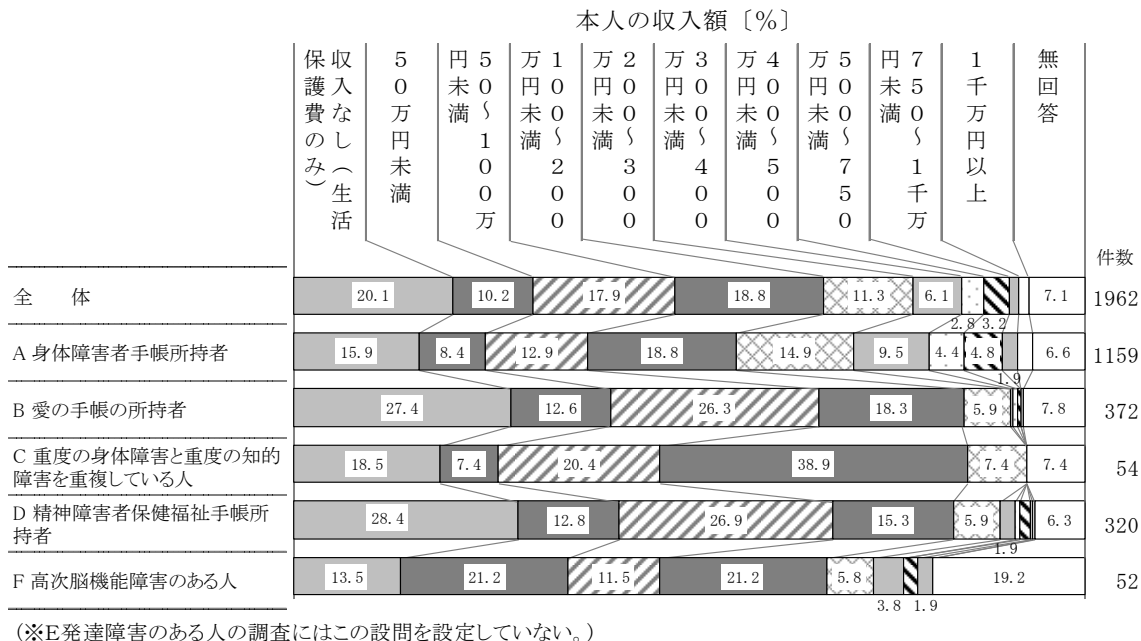
本人収入の種類 [%・複数回答]



凡例
 □ 全体
 □ A 身体障害者手帳所持者
 □ B 愛の手帳の所持者
 □ C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人
 □ D 精神障害者保健福祉手帳所持者
 □ F 高次脳機能障害のある人
 (※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

●本人の収入額（問：あなた（ご本人）の平成24年中の収入額（上記のうち生活保護費のみ除く）はいくらですか？）

「収入なし」が20.1%、「50～100万円未満」と「100～200万円未満」がそれぞれ20%弱で続いています。「収入なし」、「50万円未満」、「50～100万円未満」の合計は、D精神障害者保健福祉手帳所持者で68.1%、B愛の手帳所持者で66.3%、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で46.3%と多くなっています。

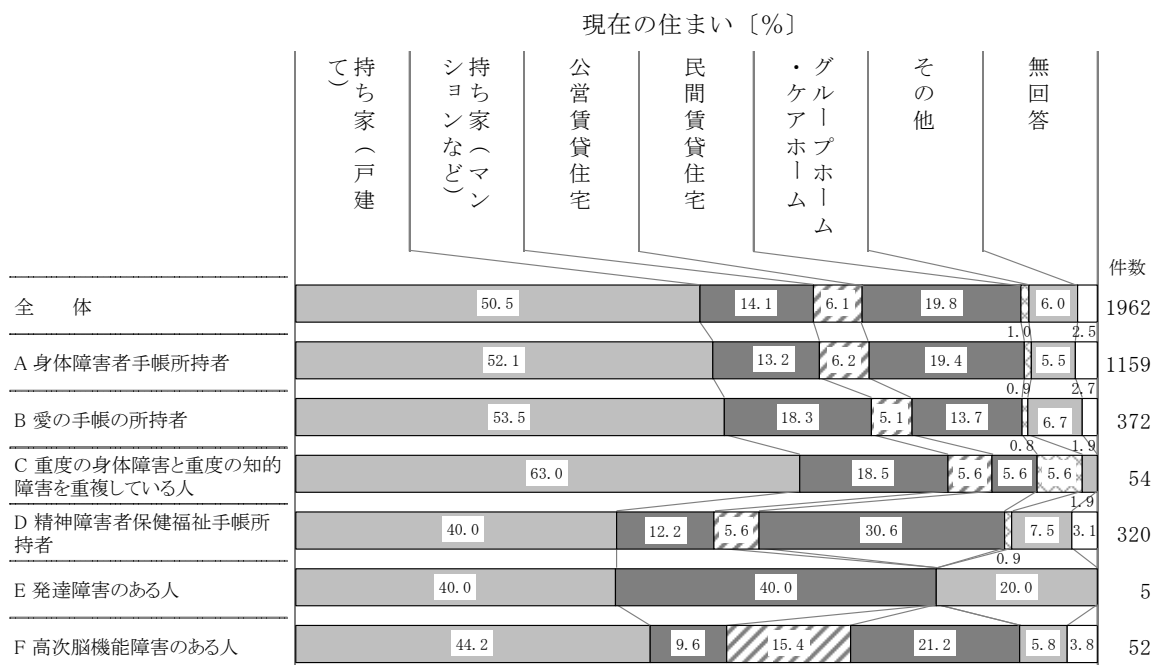


【3】 住まい・世帯の状況

●現在の住まい（問：あなた（ご本人）の現在のお住まいの状況を選んでください。）

「持ち家（戸建て）」が50.5%と半数で、「民間賃貸住宅（19.8%）」「持ち家（マンションなど）（14.1%）」が続いています。

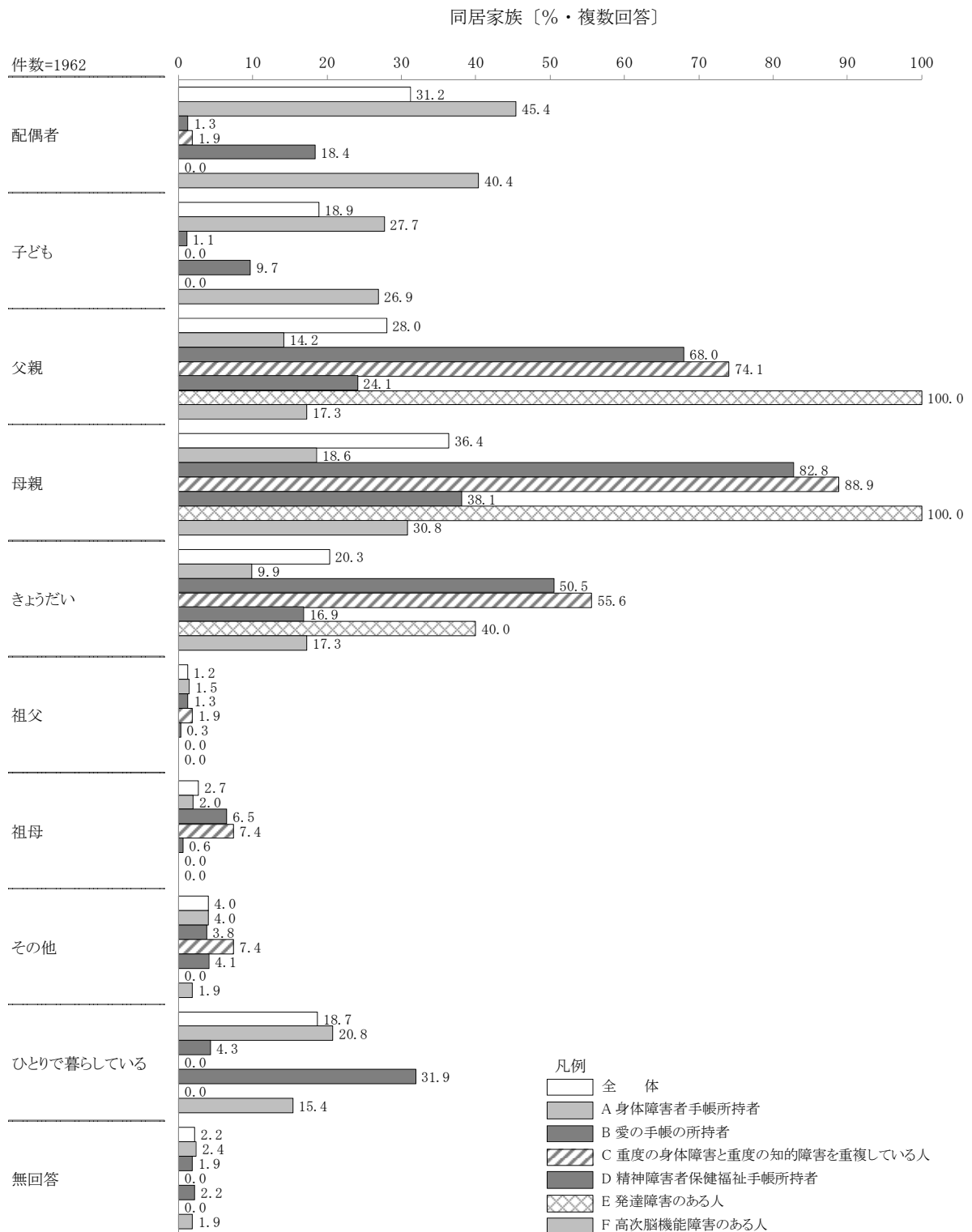
D精神障害者保健福祉手帳所持者で、「民間賃貸住宅」が多く回答されています。



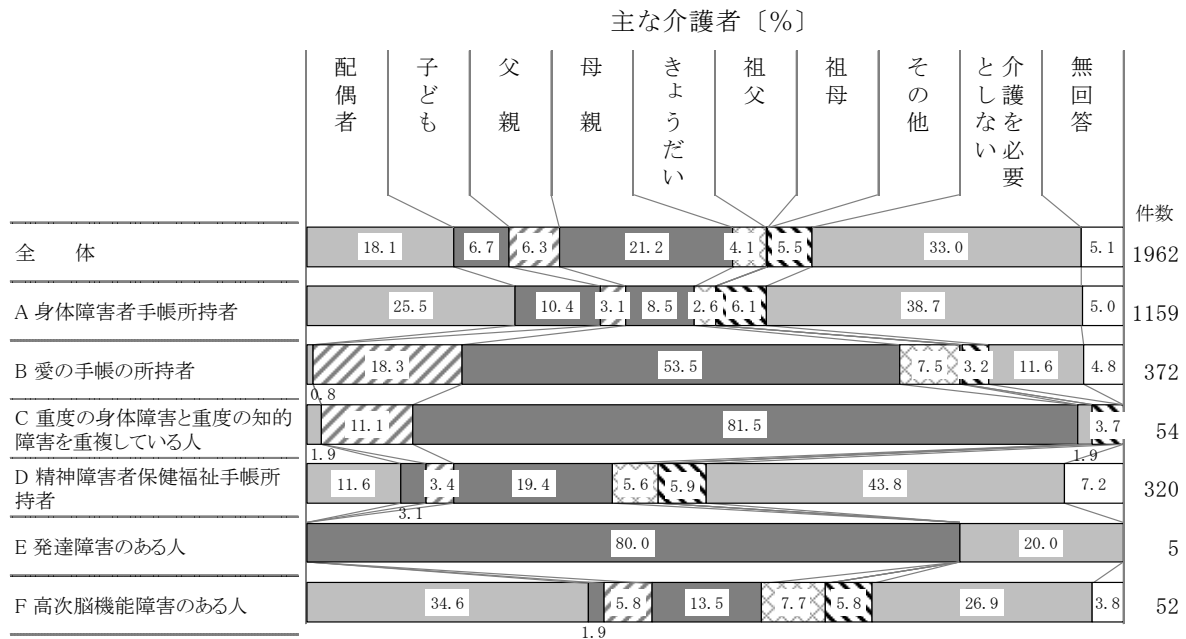
●同居家族（問：現在、あなた（ご本人）と一緒に暮らしている人はどなたですか？）

全体では「母親」の36.4%、「配偶者」の31.2%が多くみられます。回答者の年齢等により同居家族の回答は異なります。

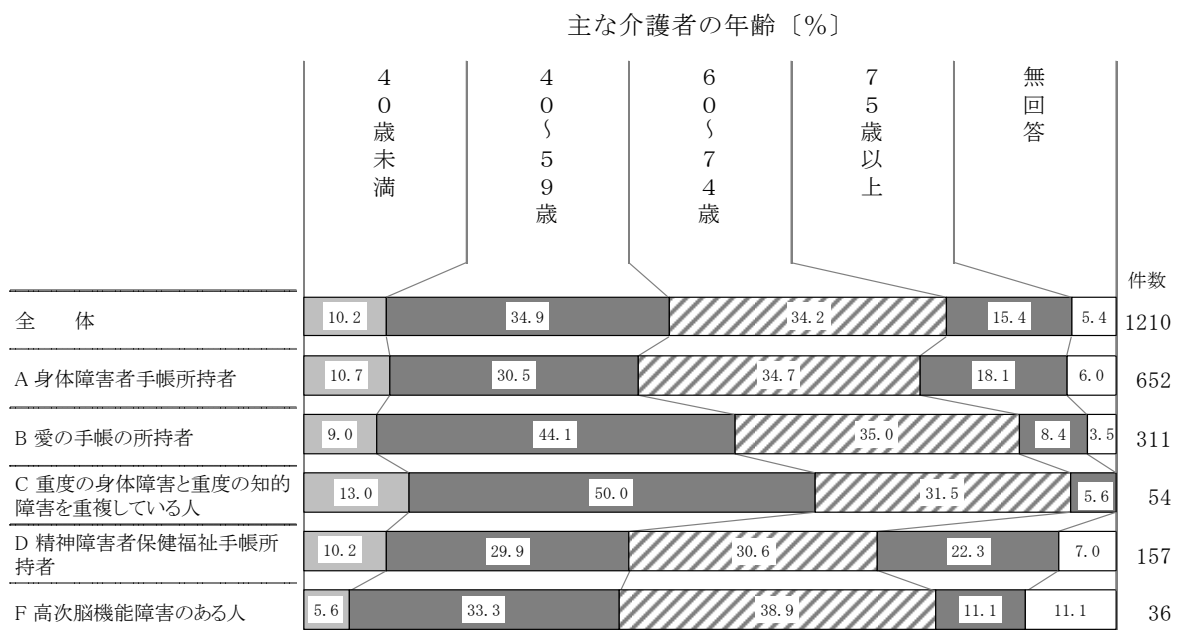
障害種別では、B愛の手帳所持者、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で、「母親」と「父親」の割合が特に高く、A身体障害者手帳所持者とF高次脳機能障害のある人で「配偶者」の割合が高くなっています。D精神障害者保健福祉手帳所持者では「母親」「ひとりで暮らしている」が多く回答されています。



- 主な介護者（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）はどなたですか？）
全体では、「介護を必要としない」が33.0%で多いものの、約60%が介護者について回答しています。主な介護者として、「母親」が21.2%、「配偶者」が18.1%と多く回答されています。障害種類別では、A身体障害者手帳所持者とD精神障害者保健福祉手帳所持者では「介護を必要としない」が多く、B愛の手帳所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「母親」が特に多く、F高次脳機能障害のある人では「配偶者」が多く回答されています。



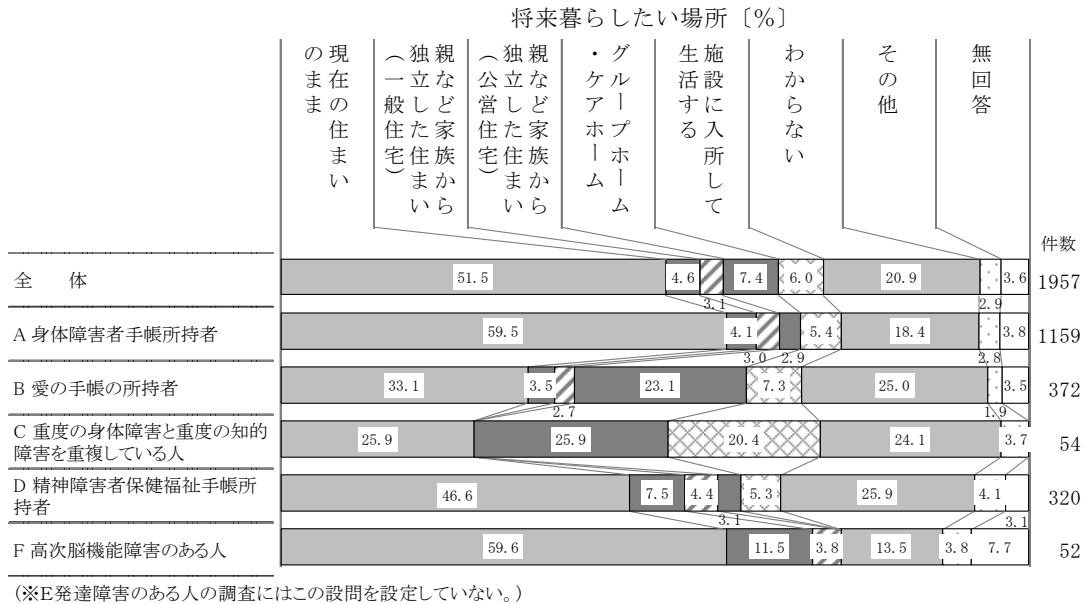
- 介護者の年齢（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）の年齢をお答えください。）
介護者の年齢は、「60～74歳」が34.2%、「75歳以上」が15.4%で、合わせると60歳以上が49.6%になります。



(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

●将来暮らしたい場所（問：あなた（ご本人）は将来どこで暮らしたいと思っていますか？）

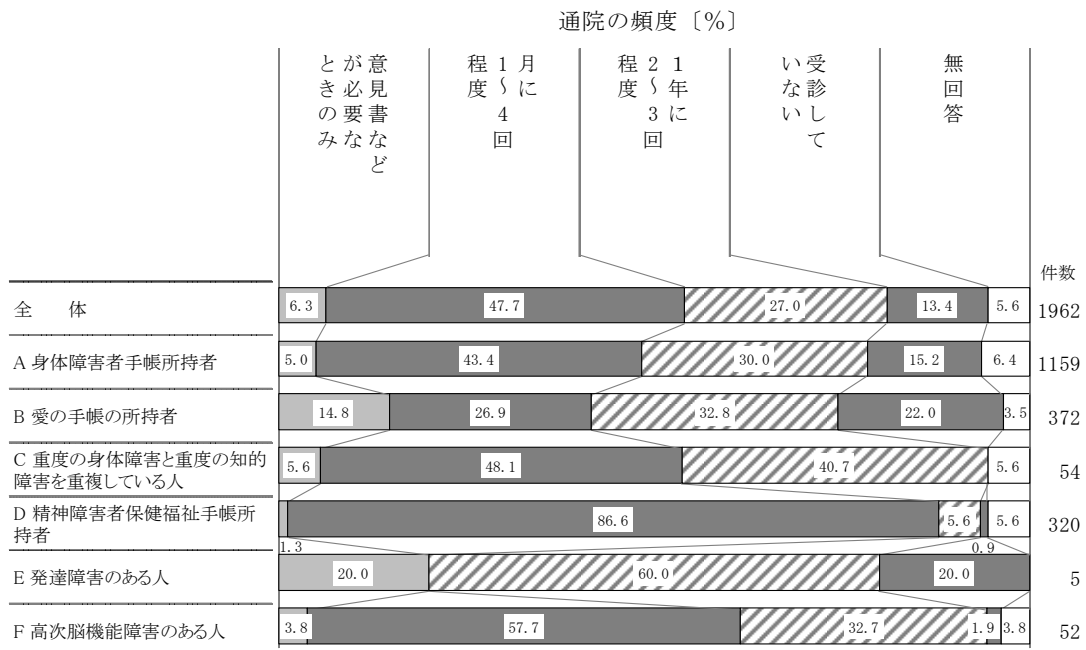
「現在の住まいのまま」が51.5%と最も多く、「わからない」が20.9%が続いています。A身体障害者手帳所持者とF高次脳機能障害のある人で、「現在の住まいのまま」がそれぞれ60%弱と多く、B愛の手帳所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「現在の住まいのまま」について、「グループホーム・ケアホーム」の回答が20%強あります。また、「施設に入所して生活する」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で20.4%となっています。



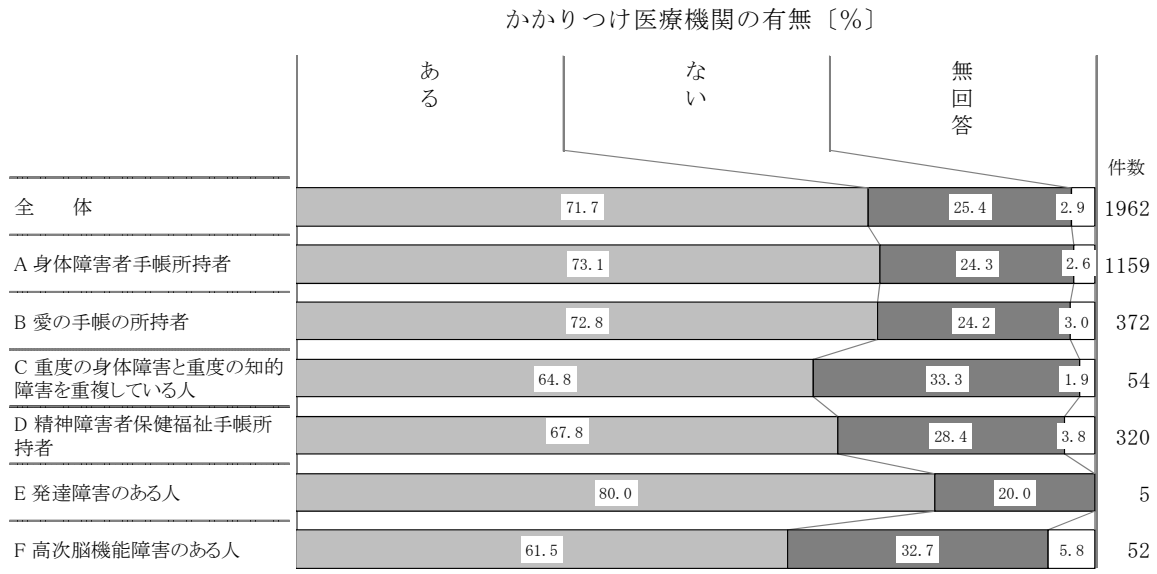
【4】健康・医療について

●通院の頻度（問：あなた（ご本人）は、主な障害の主治医に定期的に通院していますか？）

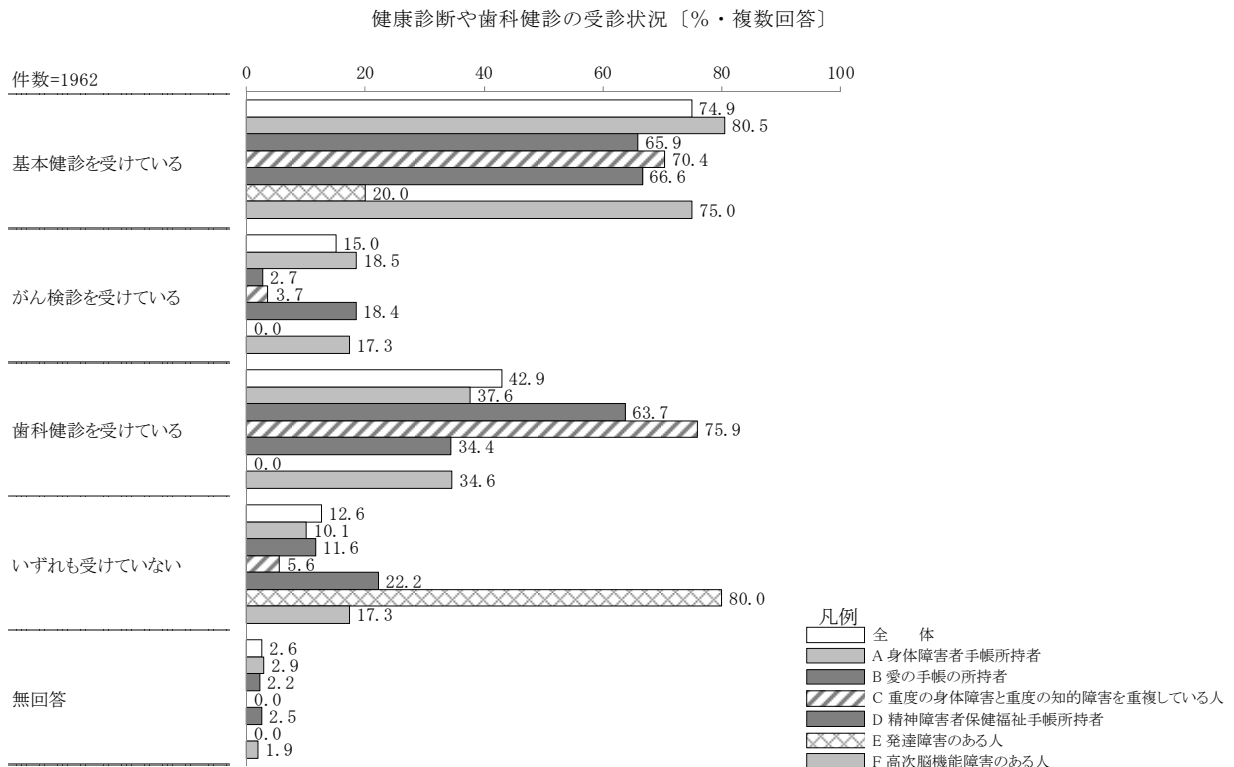
全体では「月に1～4回程度」が47.7%、「1年に2～3回程度」が27.0%と多く、「受診していない」は13.4%ですが、回答者の4分の3以上は、1年に2～3回程度以上通院しています。障害種類別では、共通して「1ヶ月に1～4回程度」で通院している回答が多くなっています。



- **かかりつけ医療機関** (問: あなた(ご本人)は、区内などのお近くに日常的なかかりつけ医療機関がありますか?)
 全体では71.7%がかかりつけの医療機関が「ある」と回答しており、「ない」は25.4%と回答しています。「ない」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で33.3%、F高次脳機能障害のある人で32.7%とやや多くなっています。



- **健診等の受診状況** (問: あなた(ご本人)は、定期的に健康診断や歯科健診を受けていますか?)
 全体では「基本健診を受けている」が74.9%と特に多く、「歯科健診を受けている」が42.9%となっています。「いずれも受けていない」は12.6%となっています。
 障害種類別では、「歯科健診」の受診率はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で75.9%、B愛の手帳所持者で63.7%と特に多くなっています。



【5】 杉並区の障害者へのサービスについて

●サービスの利用状況（問：①～⑦のサービスを利用していますか？）

7つのサービスで最も利用率が高いのは、⑤通所系サービスの16.0%で、ついで、②外出介護サービス、①居宅介護サービスの順で12%前後となっています。

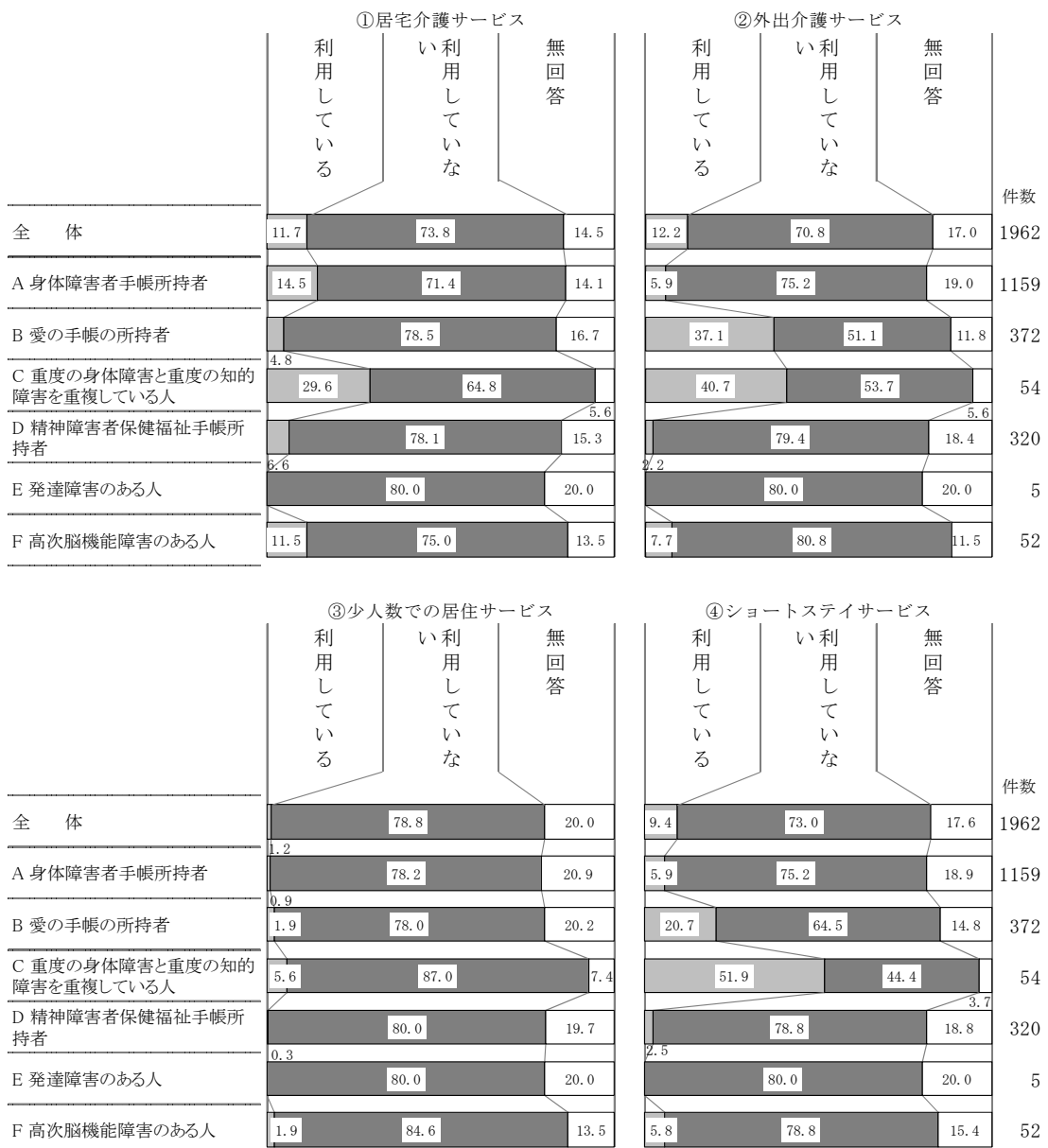
①居宅介護サービスの利用率は11.7%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で29.6%と利用率が高くなっています。

②外出介護サービス利用率は12.2%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人とB愛の手帳所持者の利用率が40%前後となっています。

③少人数での居住サービスの利用率は1.2%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の利用率が5.6%となっています。

④ショートステイサービスの利用率は9.4%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の利用率が51.9%と特に高くなっています。

障害者サービスの利用状況〔%〕

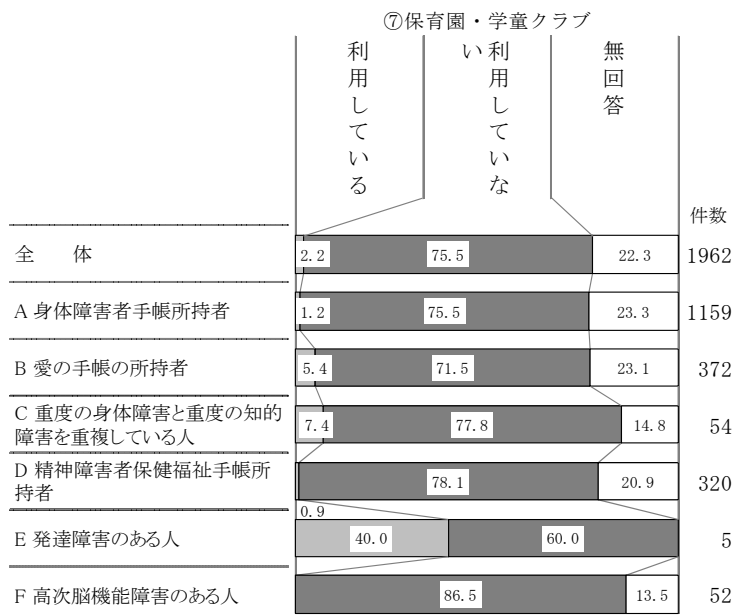
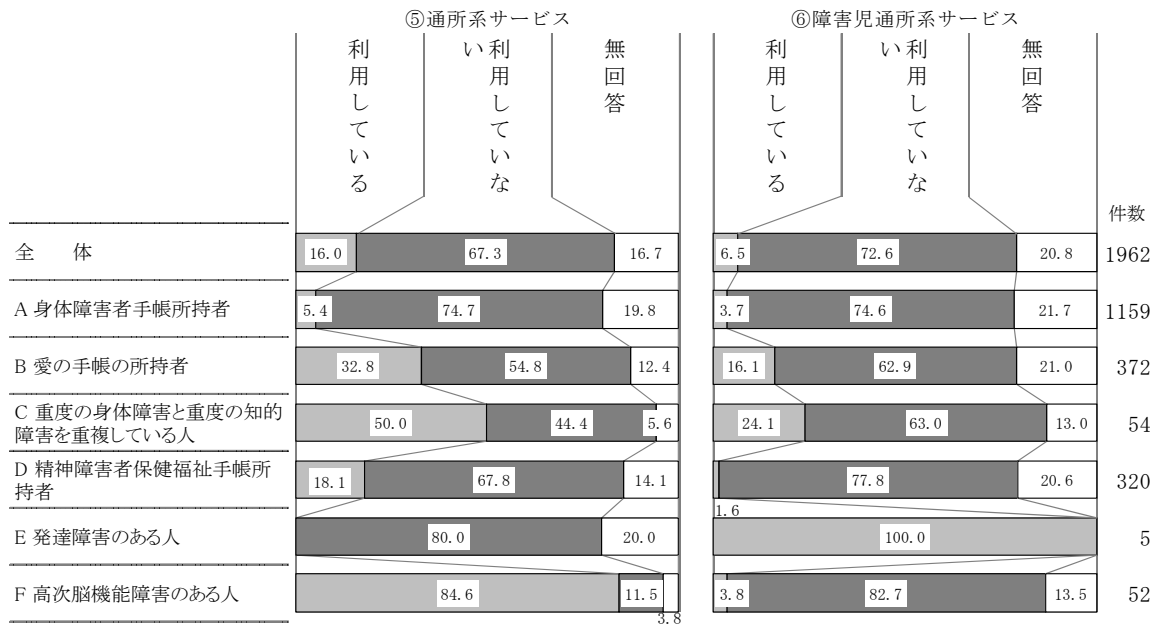


⑤通所系サービスの利用率は16.0%で、7つのサービスで最も利用率が高くなっています。障害種類別ではF 高次脳機能障害のある人の利用率が84.6%と特に高く、ついでC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人が50.0%、B愛の手帳所持者が32.8%となっています。

⑥障害児通所系サービスの利用率は6.5%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人が24.1%、B愛の手帳の所持者が16.1%となっています。

⑦保育園・学童クラブの利用率は2.2%です。障害種類別ではついでC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人が7.4%、B愛の手帳の所持者が5.4%となっています。

障害者サービスの利用状況 [%]



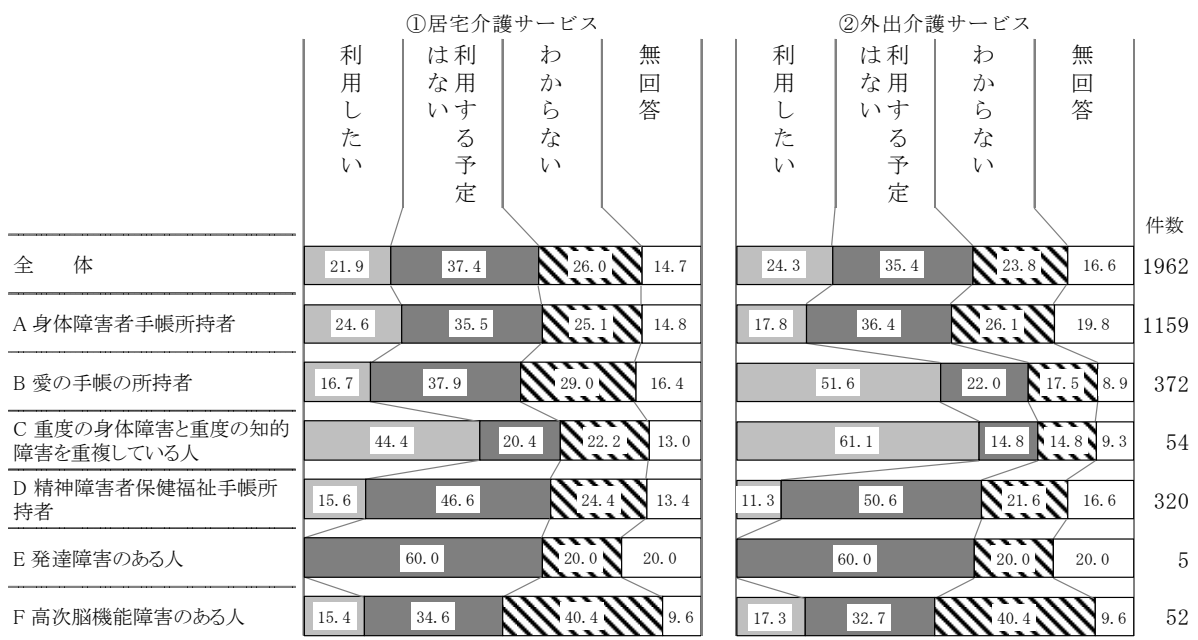
●サービスの利用意向（問：①～⑦のサービスを（今後または引き続き）利用したいと思いますか。）

7つのサービスで利用意向についてみると、利用状況に比べて全体的に多くなっています。なかでも、②外出介護サービスと⑤通所系サービスは「利用したい」が23%を超え、①居宅サービスが21.9%と、利用率と同様に多くなっています。

①居宅介護サービス：「利用したい」は21.9%で、「利用する予定はない」と「わからない」がそれぞれ30%前後回答されています。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「利用したい」が44.4%と多くなっています。

②外出介護サービス：「利用したい」は24.3%で、「利用する予定はない」と「わからない」がそれぞれ30%前後回答されています。障害種類別では「利用したい」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で61.1%、B愛の手帳所持者で51.6%と多くなっています。

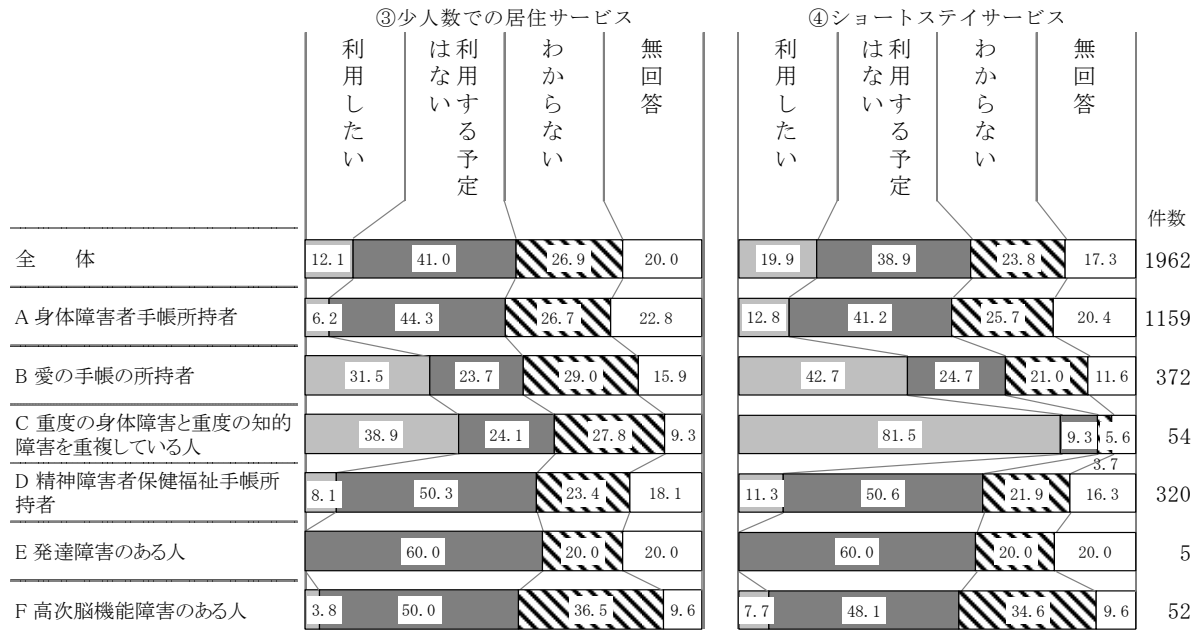
障害者サービスの利用状況〔%〕



③居住サービス：「利用したい」は 12.1%、「利用する予定はない」が 41.0%、「わからない」が 26.9%回答されています。障害種類別では「利用したい」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で38.9%、B愛の手帳所持者で31.5%と多くなっています。

④ショートステイサービス：「利用したい」は 19.9%となっており、「利用する予定はない」が 38.9%、「わからない」が 23.8%回答されています。障害種類別では「利用したい」割合がC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で 81.5%と特に多く、B 愛の手帳所持者で 42.7%となっています。

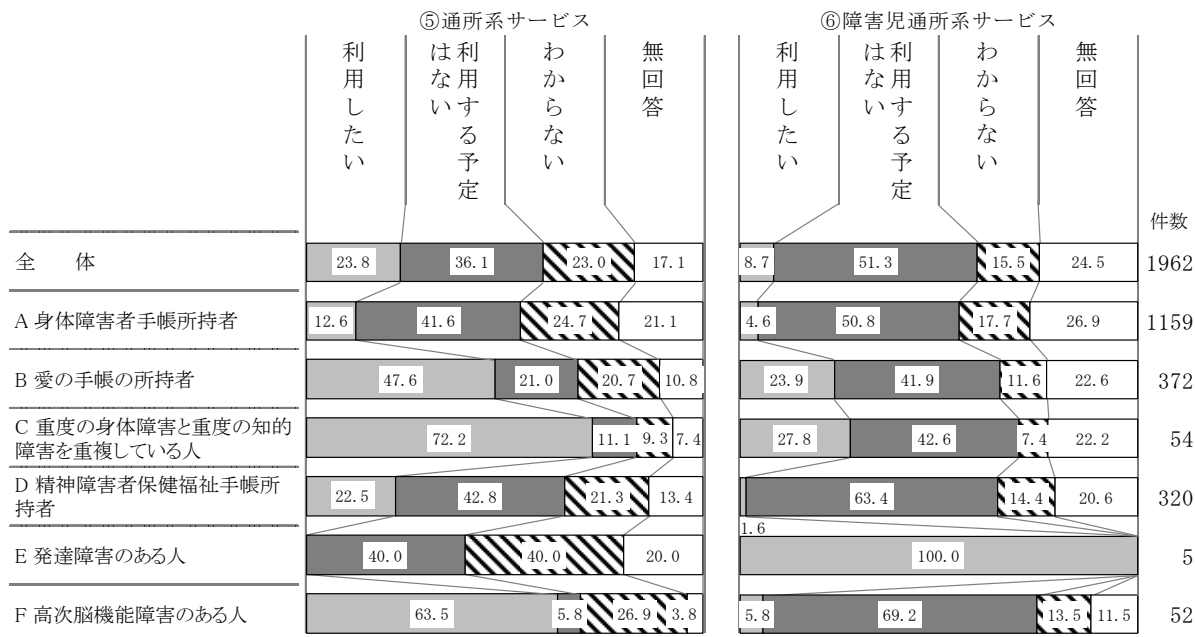
障害者サービスの利用状況 [%]



⑤通所系サービス：「利用したい」は23.8%となっており、「利用する予定はない」が36.1%、「わからない」が 23.0%回答されています。障害種類別では「利用したい」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で72.2%と特に多く、F 高次脳機能障害のある人で63.5%、B 愛の手帳所持者で47.6%となっています。

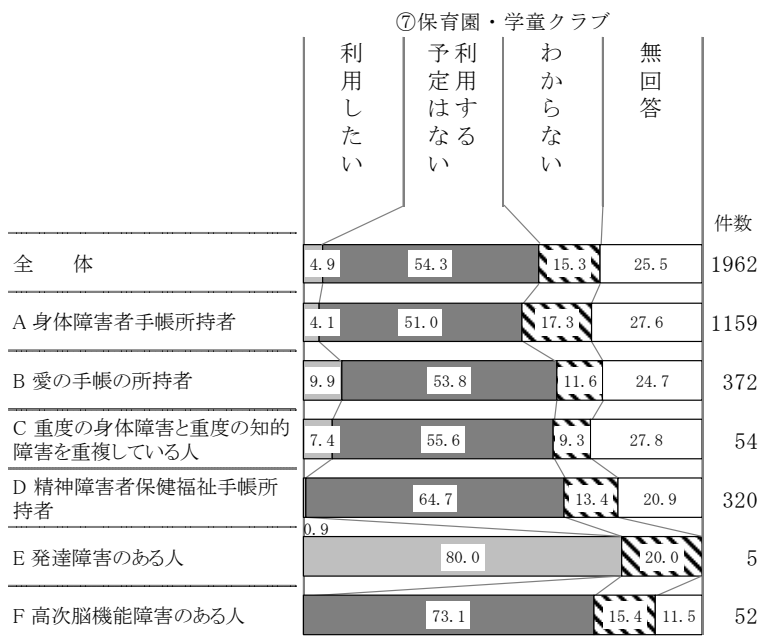
⑥障害児通所系サービス：「利用したい」は 8.7%となっており、「利用する予定はない」が 51.3%、「わからない」が 15.5%回答されています。障害種類別では「利用したい」割合がC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で 27.8%、B 愛の手帳所持者で 23.9%となっています。

障害者サービスの利用状況 [%]



⑦障害児通所系サービス：「利用したい」は 4.9%となっており、「利用する予定はない」が 54.3%、「わからない」が 15.3%回答されています。障害種類別では「利用したい」割合が B 愛の手帳の所持者で 9.9%、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で 7.4%となっています。

障害者サービスの利用状況 [%]



【6】相談機関

●相談する機関（問 あなた（ご本人またはご家族）が、ご本人のことで困ったときに相談する機関はどこですか？）

「特にない」「無回答」を除くと、82.6%の人が相談機関について回答しています。全体では、「福祉事務所」が43.5%と最も多く、「区役所」（30.0%）と「医療機関や療育機関」（27.1%）が同程度で続いています。

（件数=1962）

順位	全 体	A 身体障害者手帳所持者	B 愛の手帳の所持者	C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D 精神障害者保健福祉手帳所持者	E 発達障害のある人	F 高次脳機能障害のある人
1位	福祉事務所 43.5%	福祉事務所 44.3%	福祉事務所 51.6%	福祉事務所 75.9%	保健センター 40.9%	医療機関や療育機関60.0%	通所施設や作業所53.8%
2位	区役所 30.0%	区役所 35.6%	通所施設や作業所31.2%	通所施設や作業所40.7%	医療機関や療育機関35.9%	特定相談支援事業所 保健センター 通所施設や作業所 同率 20.0%	福祉事務所 34.6%
3位	医療機関や療育機関 27.1%	医療機関や療育機関23.5%	医療機関や療育機関29.6%	医療機関や療育機関37%	福祉事務所 27.5%		区役所 26.9%
4位	通所施設や作業所 13.8%	特定相談支援事業所9.5%	区役所 22%	区役所 24.1%	区役所 20.6%		医療機関や療育機関23.1%
5位	保健センター 12.5%	障害者地域相談支援センター（すまいる） 8.7%	特定相談支援事業所15.9%	障害者団体 16.7%	通所施設や作業所17.8%		障害者地域相談支援センター（すまいる） 21.2%

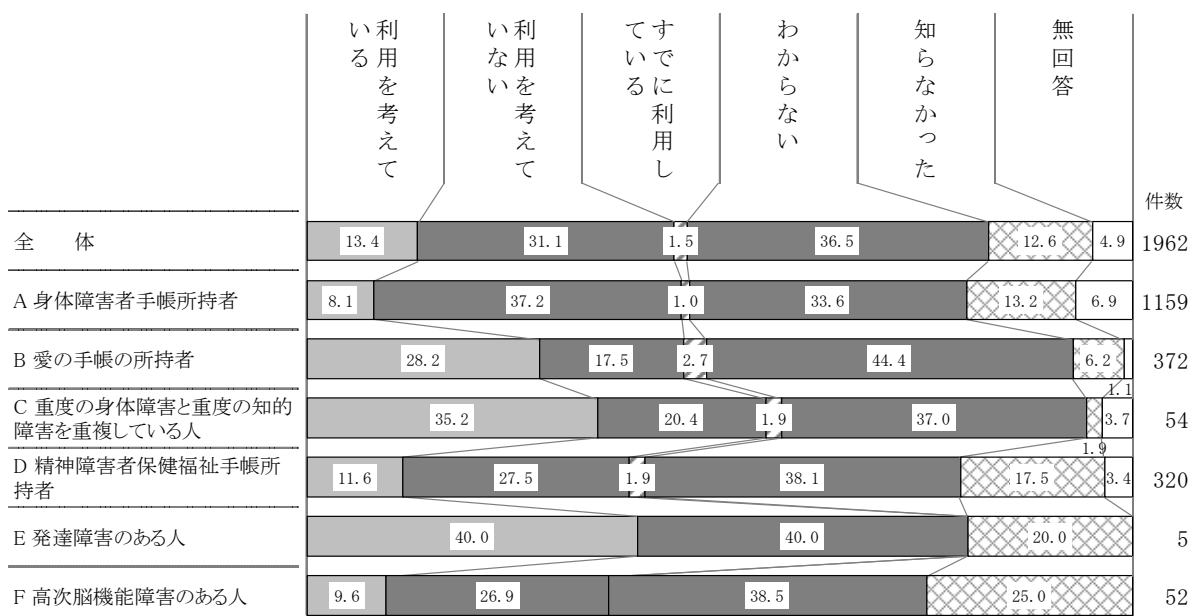
上位5位の回答を抜粋

●成年後見制度の利用（問：あなた（ご本人）の「成年後見制度」の利用についてのお考えをお聞かせください。）

「わからない」が36.5%で最も多く、「利用を考えていない」が31.1%、「利用を考えている」は13.4%となっています。

障害種類別で「利用を考えている」をみると、B愛の手帳者所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で20~30%台とやや多くなっています。

成年後見制度の利用 [%]

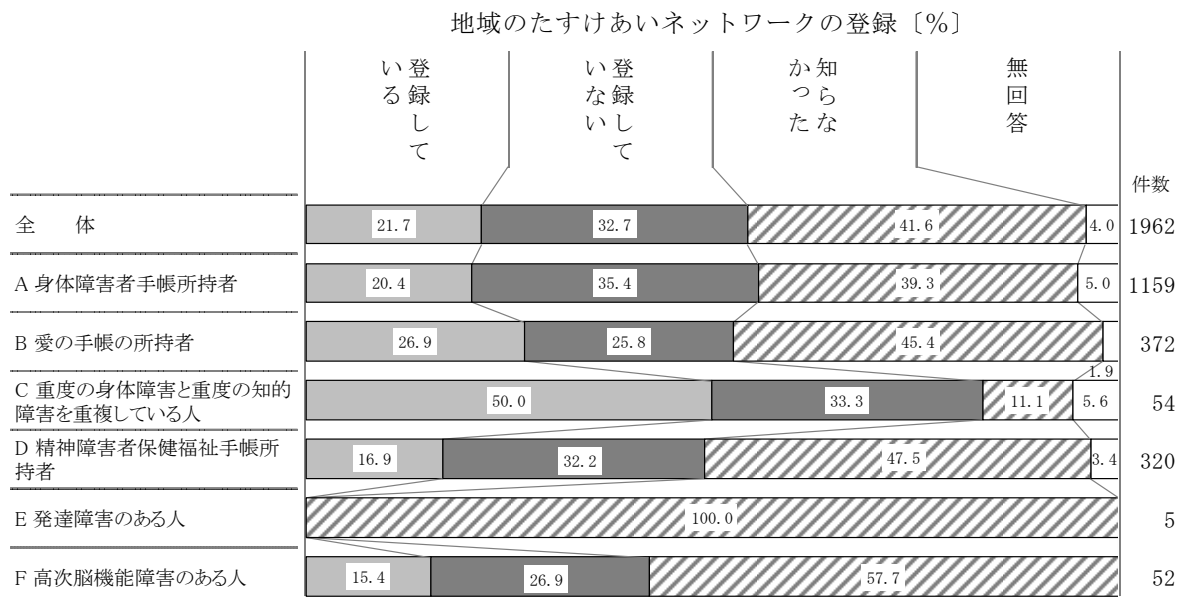


【7】地域のたすけあいネットワーク・災害時の備えについて

- 地域のたすけあいネットワークへの登録（問：あなた（ご本人）は「地域のたすけあいネットワーク」に登録していますか？）

全体では「知らなかった」が41.6%と最も多く、ついで、「登録していない」が32.7%で、「登録している」は21.7%となっています。

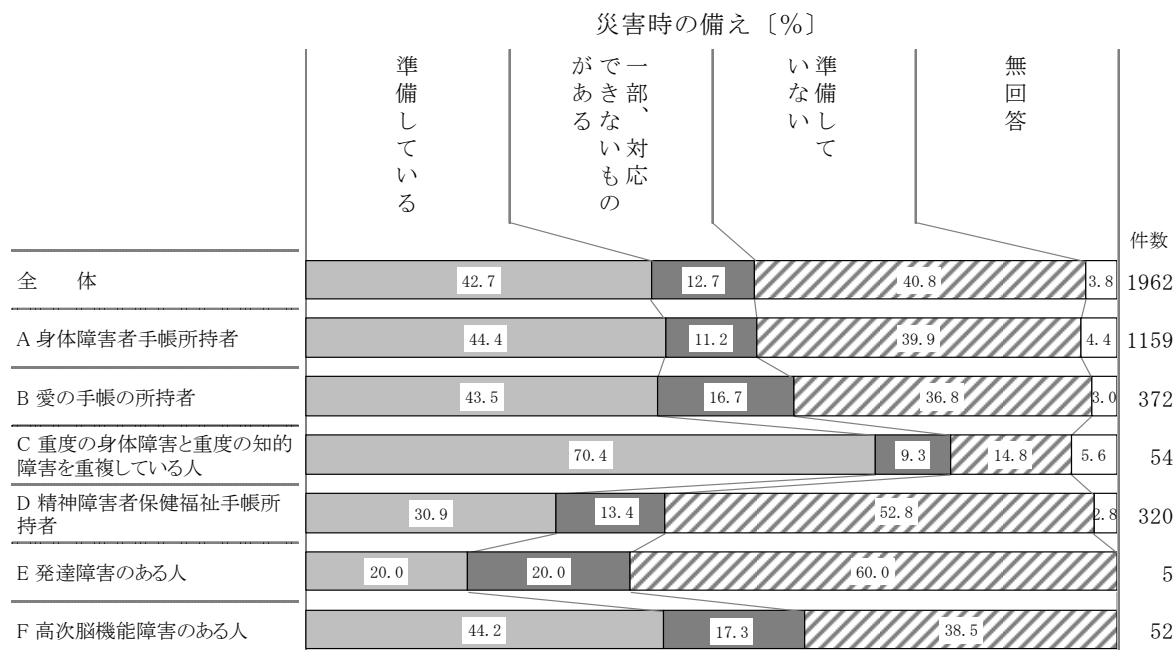
障害種類別で「登録している」をみると、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で50.0%、B愛の手帳の所持者で26.9%と多くなっています。



- 災害時の備え（問：災害発生後、自宅での避難を想定して、3日程度の食糧や薬、介護用品等の備えをお願いしますが、準備をしていますか？）

全体では「準備している」が42.7%、「一部、対応できないものがある」が12.7%と、何らかの準備を行っている人は過半数を越えています。

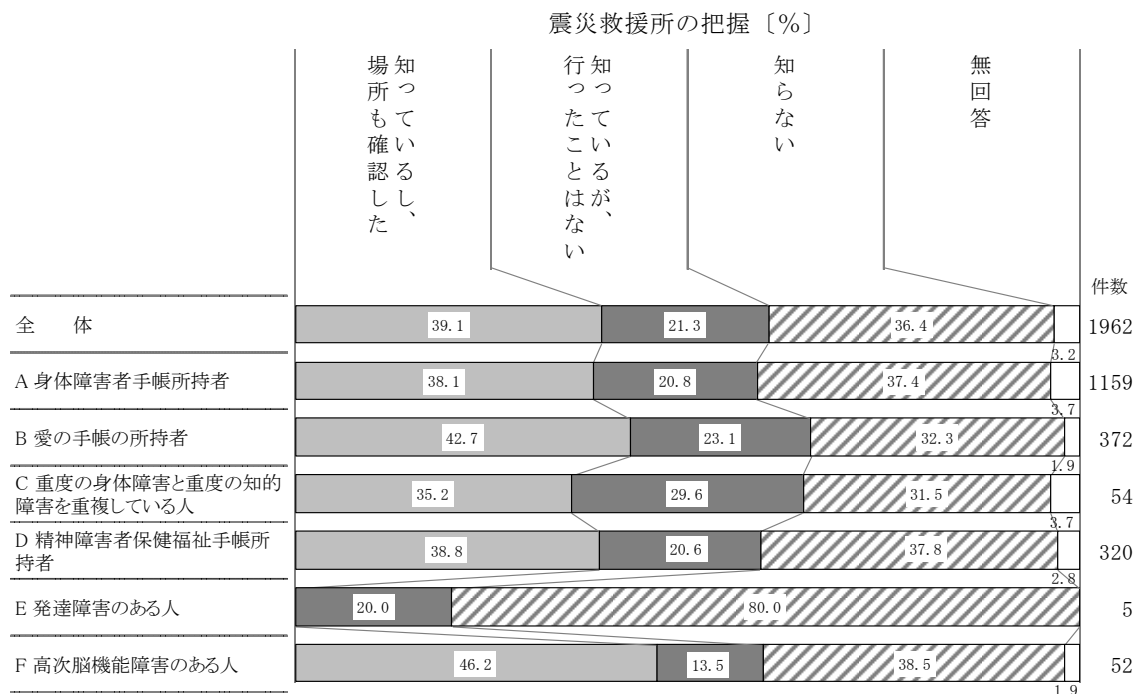
障害種類別で「準備している」をみると、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で70.4%と多くなっています。



●震災救援所の把握（問：自宅避難が難しくなった場合、お近くの避難先の震災救援所を知っていますか？）

全体では「知っているし、場所も確認した」が39.1%、「知っているが、行ったことはない」が21.3%と、震災救援所を知っている人は過半数を越えています。

障害種類別で「知っているし、場所も確認した」をみると、E 発達障害のある人を除き、40%前後と多くなっています。

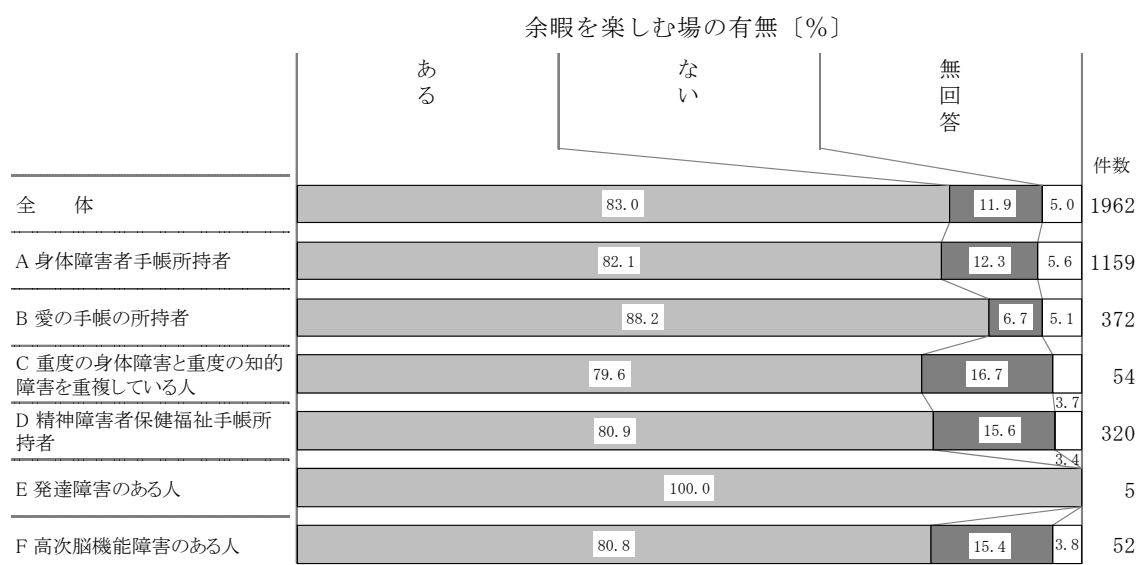


【8】余暇やコミュニケーションについて

●余暇を楽しむ場（問：あなた（ご本人）は自由な時間を楽しんだり、安心して過ごせる場がありますか？）

全体では「ある」が83.0%となっています。

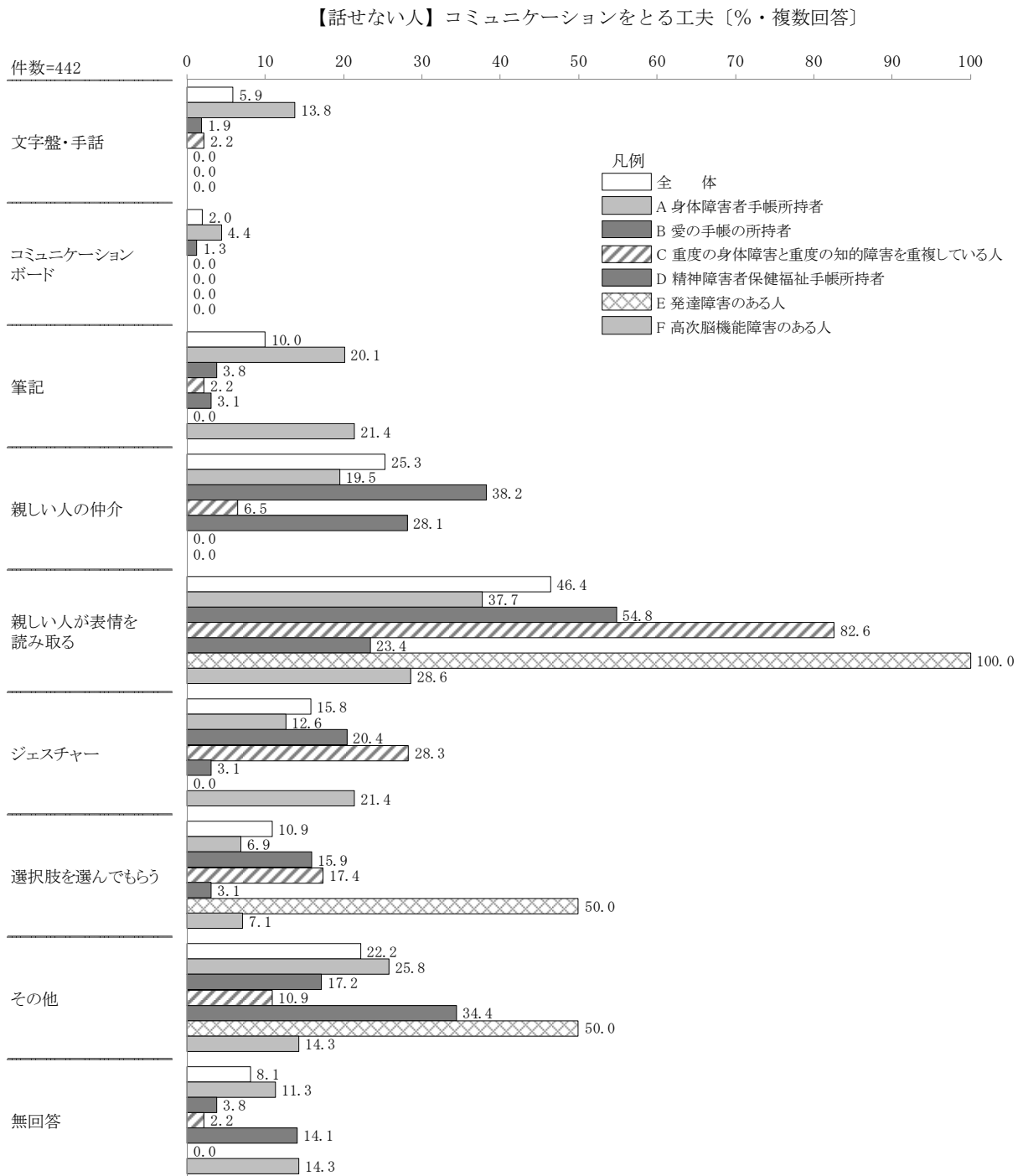
障害種類別で「ある」をみると、B 愛の手帳の所持者で88.2%、A 身体障害者手帳所持者で82.1%、そのほかについても80%前後と多くなっています。



●コミュニケーションをとる工夫(問:どのようにコミュニケーションを取る工夫をされていますか?)

全体では「親しい人が表情を読み取る」の46.4%、「親しい人の仲介」の25.3%、「ジェスチャー」の15.8%が多くみられます。

障害種類別では、D 精神障害者保健福祉手帳所持者を除き、すべてに共通して「親しい人が表情を読み取る」が最も多く、D 精神障害者保健福祉手帳所持者では「親しい人の仲介」が最も多くなっています。また、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「ジェスチャー」、F 高次脳機能障害のある人では「筆記」「ジェスチャー」が多く回答されています。



【9】通学等の状況について(18歳未満の回答者)

●就学前児童の過ごし方 (問: 現在、あなた(ご本人)が主に日中を過ごしているところはどちらですか?)

通園・訓練施設(子ども発達センター、療育センターなど)が46.3%と最も多く、その他では、「ほとんど自宅にいる」「幼稚園(子供園含む)」「保育園」などの回答がみられます。

就学前児童の過ごし方〔複数回答〕(件数=54)

	通園・訓練施設	ほとんど自宅にいる	幼稚園(子供園含む)	保育園	聴覚障害特別支援学校幼稚部	病院	児童館	視覚障害特別支援学校幼稚部	その他	無回答
全体	46.3%	31.5%	18.5%	16.7%	7.4%	5.6%	3.7%	1.9%	7.4%	3.7%

●就学児童・生徒の通学先 (問: 現在、あなた(ご本人)の在籍している学校はどちらですか?)

「特別支援学校小学部(院内・訪問学級を含む)」が22.1%と多く、ついで、「小学校(通常学級、特別支援学級等への通級を含む)」「小学校(特別支援学級)」「中学校(特別支援学級)」がそれぞれ10%台となっています。

就学児童・生徒の通学先(件数=136)

	等小学校への通級を含む)	小学校(特別支援学級)	(特別支援学校小学部(院内・訪問学級を含む))	(ろう学校)特別支援学校	等小学校への通級を含む)	中学校(特別支援学級)	(特別支援学校中学部(院内・訪問学級を含む))	高等学校	(特別支援学校高等部(訪問学級含む))	(ろう学校)特別支援学校	その他	無回答
全体	16.9%	13.2%	22.1%	0.7%	5.9%	10.3%	8.8%	5.9%	5.9%	0.7%	2.9%	6.6%

●就学児童・生徒の放課後に過ごす場所 (問: 放課後、あなた(ご本人)が自宅以外に過ごす場所はどちらですか?)

「放課後等デイサービス(地域デイサービス)」が33.1%と多く、ついで、「習い事」が24.3%、「学童クラブ」が15.4%となっています。

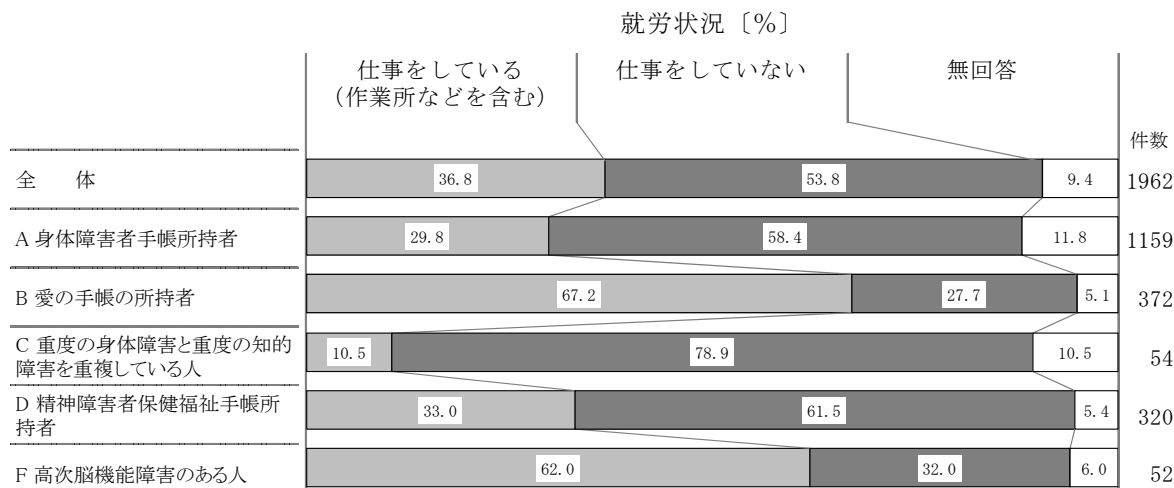
就学児童・生徒の放課後に過ごす場所〔複数回答〕(件数=136)

	放課後等デイサービス(地域デイサービス)	習い事	学童クラブ	友だちの家	児童館	親戚の家	その他	無回答
全体	33.1%	24.3%	15.4%	8.1%	6.6%	5.9%	11.8%	21.3%

【10】就労について(18歳以上の回答者)

- 就労状況 (問：あなた(ご本人)は、現在、収入のある仕事(作業所などを含む)をしていますか?)
全体では「仕事をしている」は36.8%となっています。

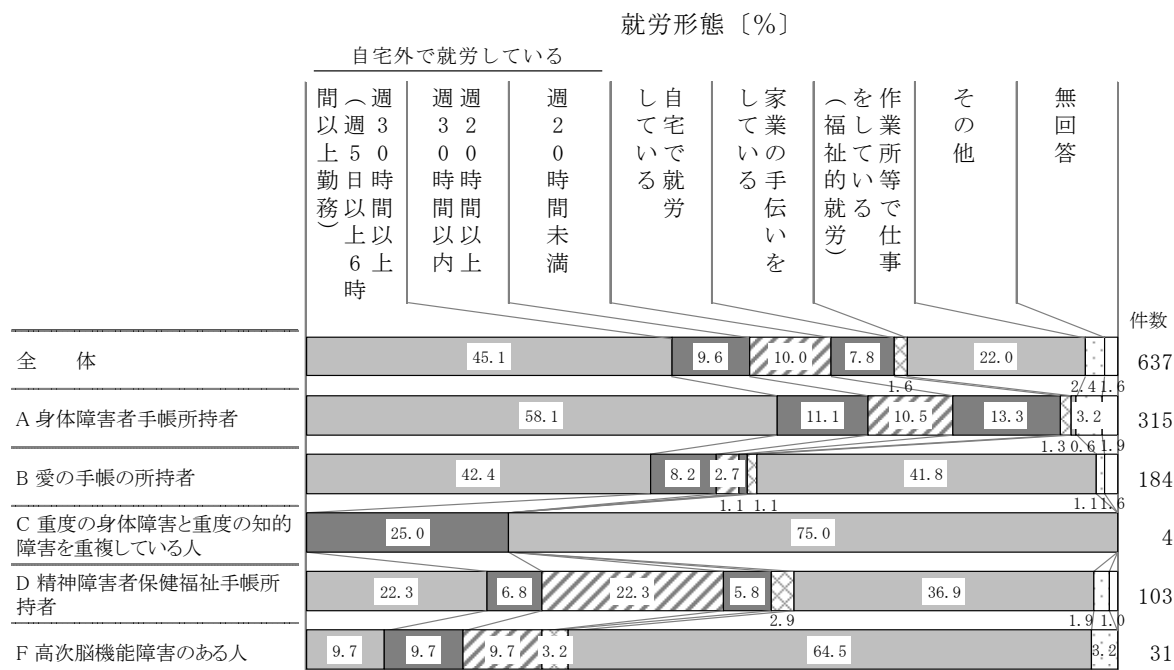
障害種類別で「仕事をしている(作業所などを含む)」をみると、B 愛の手帳所持者の就業率が67.2%、F 高次脳機能障害のある人の就業率が62.0%と多く、一方、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の就業率が10.5%と少なくなっています。



(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

- 就労形態 (問：あなた(ご本人)の現在の就労の場は次のどれですか?)

就労形態は、「週30時間以上(週5日以上6時間以上勤務)自宅外で就労している」が45.1%、「作業所等で仕事をしている(福祉的就労)」が22.0%で多く回答されています。障害種類別では、「週30時間以上(週5日以上6時間以上勤務)自宅外で就労している」はA 身体障害者手帳所持者で58.1%と高くなっています。就業率の高いB 愛の手帳所持者とF 高次脳機能障害は、「作業所等で仕事をしている(福祉的就労)」が多くを占めています。

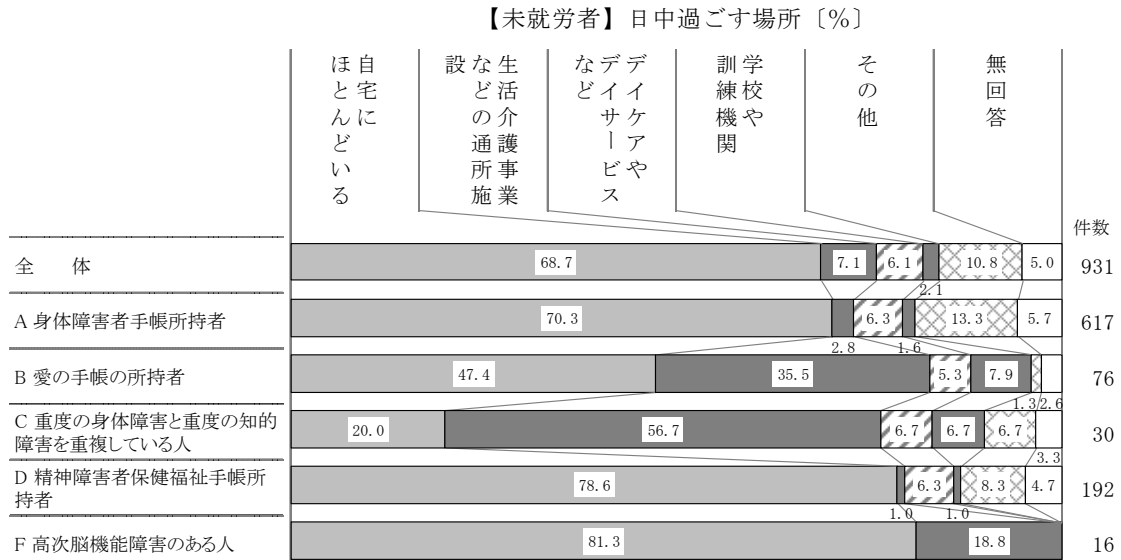


(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労していない人の日中過ごす場所（問：日中は主にどこで過ごしていますか？）

日中は「自宅にほとんどのいる」が68.7%と多くを占めています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者、F 高次脳機能障害のある人では「自宅にほとんどのいる」が70~80%台と多く、一方、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「生活介護事業などの通所施設」が56.7%と多く回答されています。

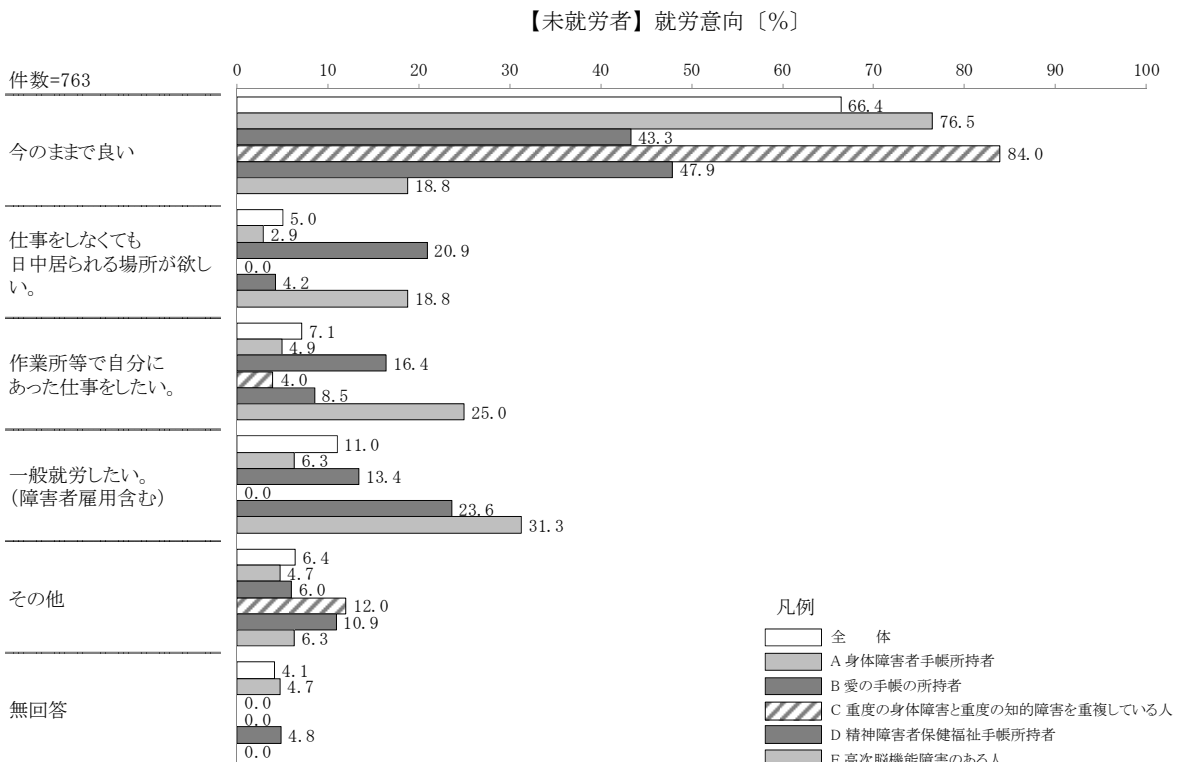


(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

●未就労者の就労意向（問：今後の希望をお答えください。）

全体では、「今の生活のままで良い」が66.4%と最も多く回答されており、「一般就労（障害者雇用含む）したい。」が11.0%となっています。

障害種類別で「一般就労（障害者雇用含む）したい。」をみると、F 高次脳機能障害のある人とD 精神障害者保健福祉手帳の所持者での割合が多く20~30%台となっています。



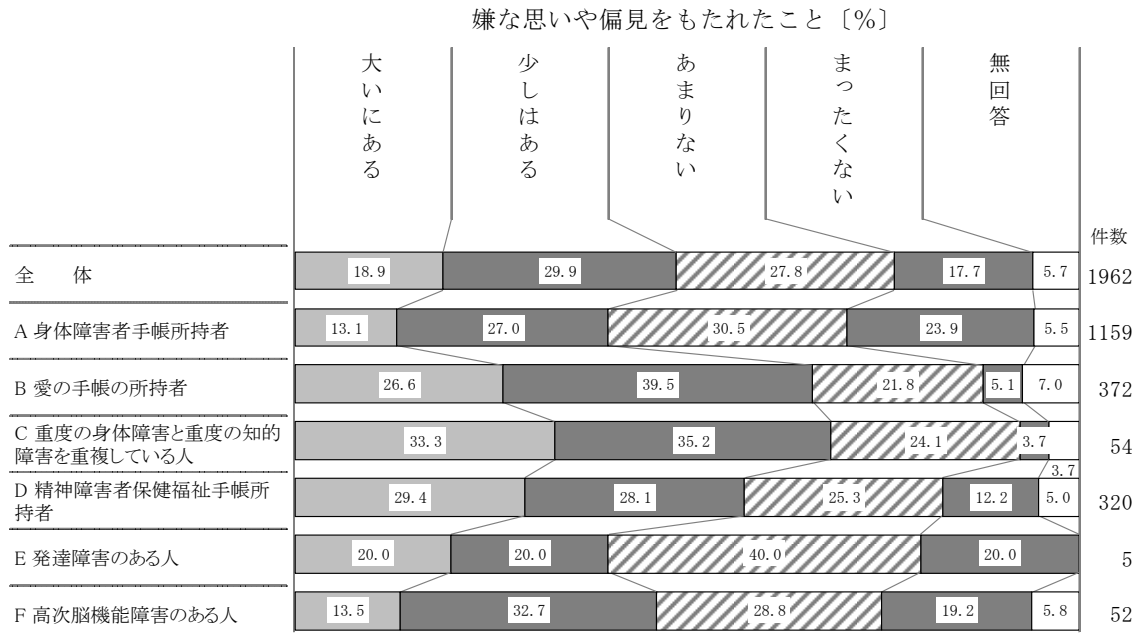
(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

【11】 嫌な思いをしたり偏見をもたれたこと

- 障害により嫌な思いをしたり偏見をもたれたこと（問：あなた（ご本人）は、これまでに障害があることを理由に嫌な思いをしたり偏見をもたれたりしたことがありますか？）

「少しはある」が29.9%、「大いにある」が18.9%となっており、「ある（「大いにある」と「少しはある」の計）」は48.8%に上ります。一方、「ない（「あまりない」と「まったくない」の計）」は45.5%となっています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者では「ある」は40.1%と低いが、B 愛の手帳所持者、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では、「ある」が65%を超えており、障害種類により異なっています。



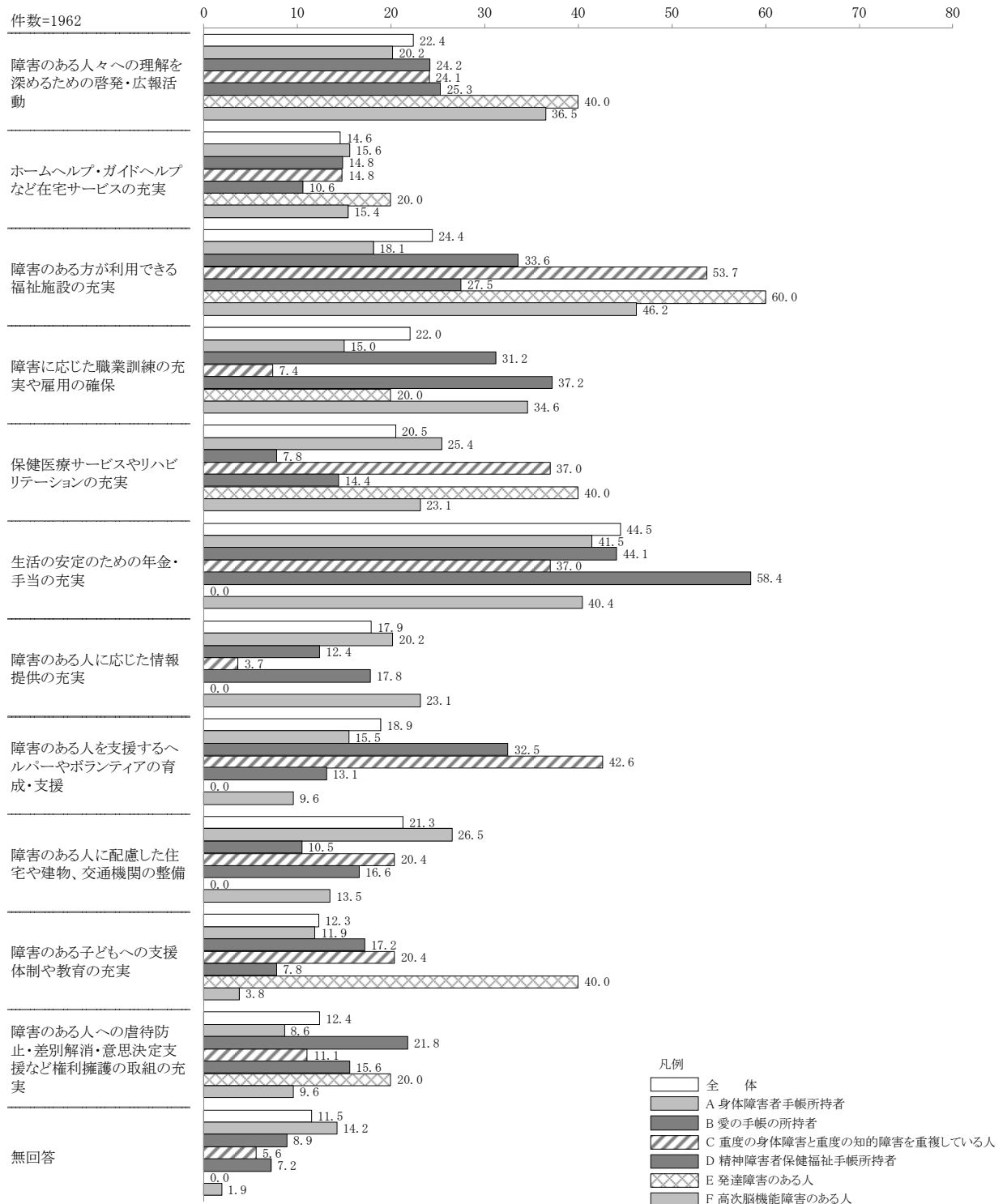
【12】 区の施策で力を入れる必要があるもの

- 力を入れる必要があると思う障害者に関する施策（問：障害のある人に関する杉並区の施策のうち、あなた（ご本人）がもっと力を入れる必要があると思うものを3つまであげてください。）

全体では、「生活の安定のための年金・手当の充実」が44.5%と最も多く、次に「障害のある方が利用できる福祉施設の充実」が24.4%、「障害のある人々への理解を深めるための啓発・広報活動」が22.4%、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が22.0%、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が21.3%と、4項目が僅差で続いています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者、B 愛の手帳の所持者、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者では、「生活の安定のための年金・手当の充実」が最も多く、一方、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人、F 高次脳機能障害のある人では、「障害のある方が利用できる福祉施設の充実」が最も多く回答されています。

力を入れる必要があると思う障害者に関する施策〔%・複数回答〕



●今後10年間の杉並区に望むこと（問：今後10年間の杉並区に望むことは何ですか？）

記入率は高く、回答者 1,962 人のうち、50.3%にあたる 986 人が記述しています。全体では意見は多岐にわたり、「福祉関連のサービスに関すること」が 18.9%で最も多く、ついで、「生活・経済に関すること」が 13.3%、「まちづくりに関すること」が 13.1%、「医療機関、施設等に関すること」が 11.6%となっています。

障害種類別で多いものをみると、A 身体障害者手帳所持者では「福祉関連のサービスに関すること」、B 愛の手帳の所持者と C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「医療機関、施設等に関すること」、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者と F 高次脳機能障害のある人では「生活・経済に関すること」となっています。

(件数=986)

順位	全 体	A 身体障害者手帳所持者	B 愛の手帳の所持者	C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D 精神障害者保健福祉手帳所持者	E 発達障害のある人	F 高次脳機能障害のある人
1位	福祉関連のサービスに関すること 18.9%	福祉関連のサービスに関すること 20.8%	医療機関、施設等に関すること 26.6%	医療機関、施設等に関すること 48.8%	生活・経済に関すること 24.2%	学校など教育に関すること 50.0%	生活・経済に関すること 33.3%
2位	生活・経済に関すること 13.3%	まちづくりに関すること 20.1%	生活・経済に関すること 福祉関連のサービスに関すること 同率14.0%	福祉関連のサービスに関すること 23.3%	福祉関連のサービスに関すること 17.2%	福祉関連のサービスに関すること 障害に対する理解など 同率25.0%	福祉関連のサービスに関すること 23.8%
3位	まちづくりに関すること 13.1%	生活・経済に関すること 9.1%		まちづくりに関すること 4.7%	障害に対する理解など 12.9%		公共の場などに関すること 4.8%
4位	医療機関、施設等に関すること 11.6%	障害に対する理解など 7.5%	学校など教育に関すること 7.9%	生活・経済に関すること 4.7%	医療機関、施設等に関すること 7.0%		まちづくりに関すること 4.8%
5位	障害に対する理解など 8.2%	住宅など住まいに関すること 5.0%	障害に対する理解など 7.0%	情報提供などに関すること 2.3%	まちづくりに関すること 4.8%		医療機関、施設等に関すること 4.8%

上位5位の意見を抜粋

地域生活に関する調査報告書（概要版）平成 26 年 3 月

発行・編集：杉並区保健福祉部障害者施策課

東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1

電話 03-3312-2111（代表）

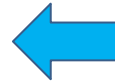
障害者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる仕組みづくり

【地域生活への移行促進】

- 安心して暮らせる多様な住まいの確保
- 日中の活動の場の整備・地域とのつながり
- 生活を支える相談支援の充実
- 医療・介護・予防サービスの一体的な提供

【課題】

- 障害者の高齢化・重症化に伴う心身機能の低下、及び医療的ケアの増加への対応
- 介護者、支援者の高齢化等による支援機能の低下への対応



地域での自立した暮らし

生活を支える相談支援体制

日中の活動の場・地域とのつながり

行政

障害者地域相談支援センター
相談支援事業所



入所施設

通所施設

安心して暮らせる多様な住まいの確保



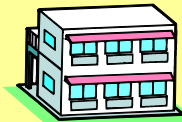
生活介護
自立訓練
就労継続支援
(A型雇用型・B型)

病院

地域移行



アパート



会社(就労)



グループホーム

商店街

医療・介護・予防サービス



厚生労働省 社会保障審議会障害者部会資料 (抜粋)

1. 地域における居住支援のための機能強化
(第68回 資料1-1 高齢の障害者に対する支援の在り方について)
2. 小規模多機能型居宅介護の概要(介護保険制度の例) (参考資料)
(第66回 資料3-1 常時介護を要する障害者等に対する支援について)
3. 日常生活の援助の提供(サテライト型居住の例)
(第66回 資料3-1 常時介護を要する障害者等に対する支援について)
4. 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス(介護保険の例)
(第66回 資料3-1 常時介護を要する障害者等に対する支援について)

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること

小規模多機能型居宅介護の概要（介護保険制度の例）（参考資料）

「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」や「泊まり」**を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。



- 外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
- サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。
どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「**通い**」を中心とした
利用

様態や希望により、「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中：通いの利用者3人に1人
+訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で2人（1人は宿直可）
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

要介護度	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
報酬単価（月単位定額）	15167単位	22062単位	24360単位	26849単位

日常生活の援助の提供（サテライト型住居の例）

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

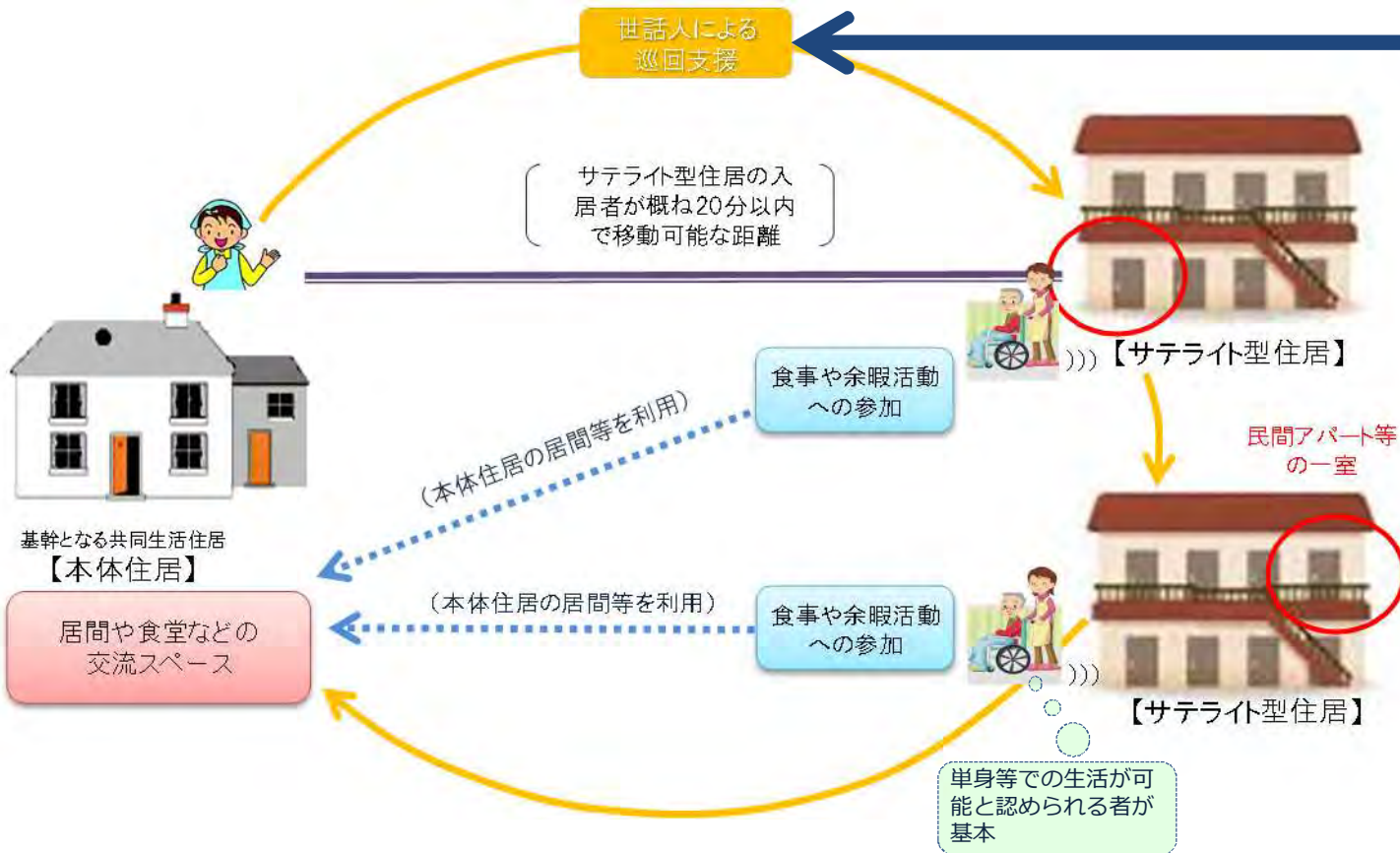
共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設

サテライト型住居の世話人による日常生活の援助の例

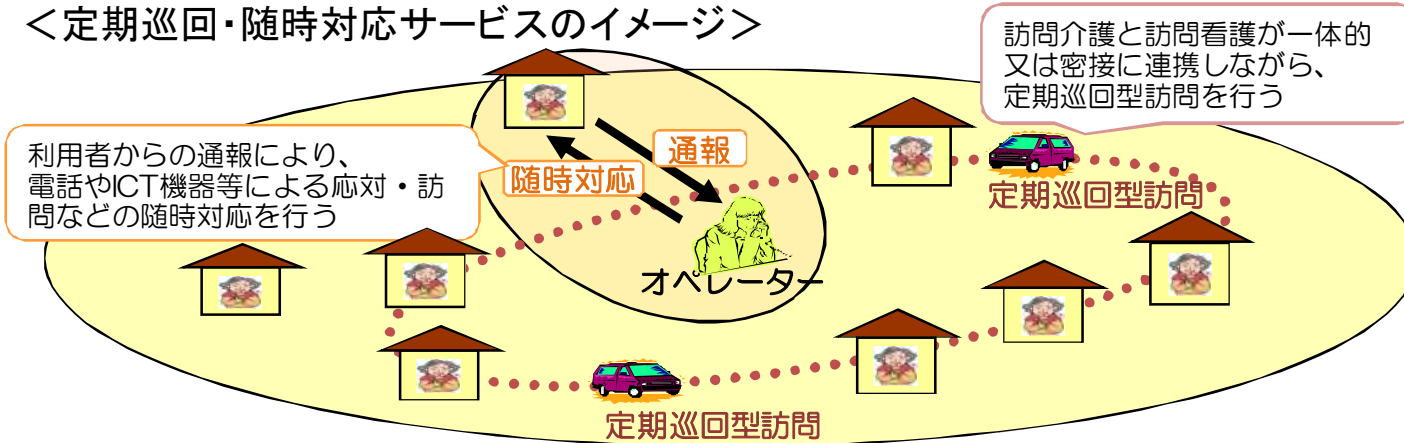
- 金銭管理の支援
- 水道使用量の管理の支援
- 郵便物の内容確認、来訪者の用件確認
- 掃除、洗濯、部屋の片付け等の確認
- 健康状態の確認
- 緊急時の連絡
- 職場の悩み事の相談
- 朝の身だしなみの支援

等



- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（2012年4月）。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



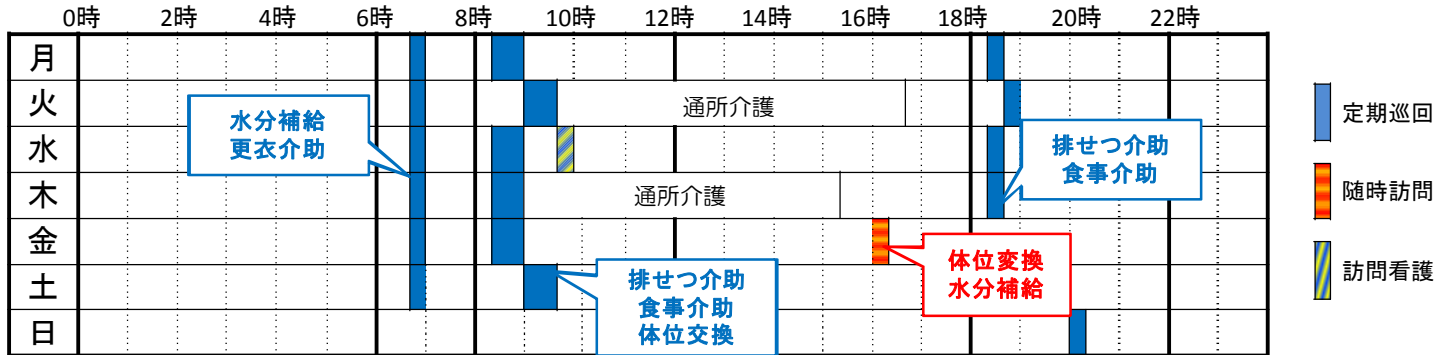
参入していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。（イメージが実態と大きく異なっていることが多い。）

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

＜サービス提供の例＞



- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

要介護度	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
報酬単価（月単位定額）	10100単位	16769単位	21212単位	25654単位

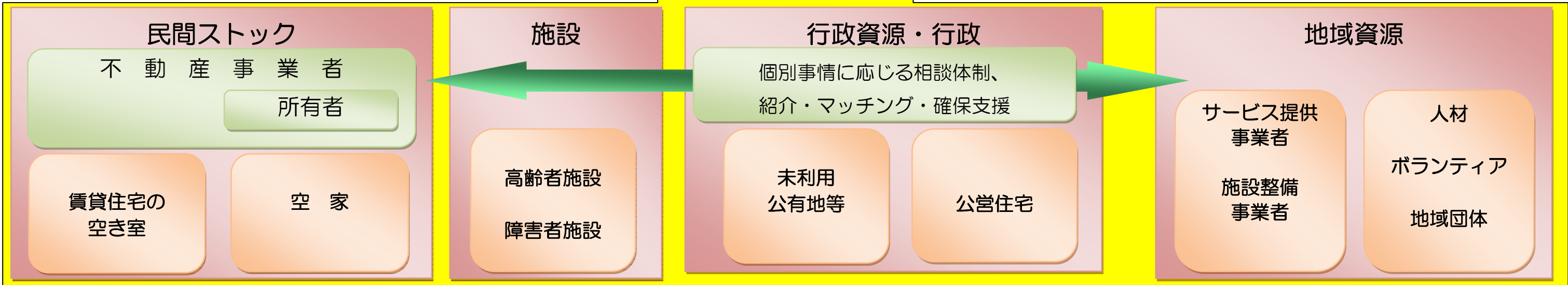
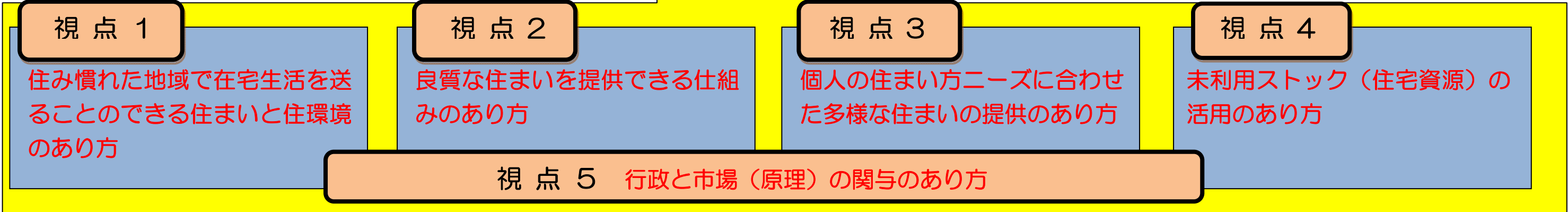
杉並区障害者団体連合会加盟団体（15団体）の
住まい・住まい方に関する意見（要約）

団体名	意見（要約）
杉並区身体障害者協会	○民間アパートを借り上げてバリアフリー化し障害者に低家賃での貸出、公営住宅の障害者枠の増加、「みどりの里」に車いすの障害者が入れるようにするなど、障害者向け低家賃住宅の確保。
杉並区視覚障害者福祉協会	○視覚障害者が入居できるグループホームの設置。
杉並区肢体不自由児者 父母の会	○肢体不自由児者向け施設の開設。 ○医療サービスの基幹施設の開設。
杉並区手をつなぐ育成会 （知的障害）	○グループホームを増やせるよう区の支援。 ○グループホームでの医療体制がとれるよう、区独自の支援加算。 ○高齢者のグループホームに高齢障害者枠の確保。 ○高齢化や医療的ケアが必要になった人たちが入れるような地域の小規模入所のあり方の検討。
杉並区重症心身障害児（者） を守る会	○医療的ケアを常時要する重症児者について地域で安心して暮らせるため、地域での主治医体制の構築と、医療的ケアのもならず、療育を主体としたチーム組織による介護体制の仕組みの構築。 ○地域での保健福祉施策の持続的な仕組み。
杉並家族会 （精神障害）	○当事者が孤立せず、一人でも杉並区で安心して暮らせるような「親亡き後支援事業」の施策の実現。 ○最後まで保障される住まいと見守り、サポート体制の充実。
杉並つくしんぼ会 （知的障害）	○重度知的障害者のグループホームの複数設置を継続。
すぎなみ若竹会 （知的障害）	○高齢者、高齢に差し掛かっている者、及び持病（高血圧、糖尿病など）を抱える入居者のいるグループホームに、定期的に循環する医療従事者の派遣。
青空の会 （知的障害）	○グループホームの充実および増設。

誰もが安心して生活を継続できる多様な住環境の実現

区の目指す取組の方向性

1. 高齢になっても、障害があっても住み慣れた地域や在宅で生活を送る体制を構築したい
2. 子育て世代の定住化を図りたい
3. 高齢者等の見守りや子育ての支援が醸成される住まい環境を実現したい
4. 個人の住まい方ニーズに合わせた多様な住まいを提供したい
5. 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図りたい



高齢者世帯の状況と世帯収入 資料データ

参考資料 1

杉並区高齢者実態調査の日常生活圏ニーズ調査(平成25年度実施)より、「要支援・要介護を受けていない人」及び「要支援1・2の認定を受けた人」の調査回答集計データ

住まいと世帯の状況① 高齢者世帯の状況(住まいの状況)

	一人暮らし	夫婦のみ (配偶者65 歳以上)	夫婦のみ (配偶者64 歳以下)	2世代家族 (全員が65 歳以上)	2世代家族 (64歳以下 の方が同居)	3世代家族	兄弟姉妹	その他	不詳	総計
一戸建て持ち家	396	681	56	101	575	103	26	43	115	2096
分譲マンション	116	95	5	6	50	8	2	3	10	295
一戸建て貸家	12	12	3		17	4			4	52
賃貸公団、公社住宅	8	7	1		1				2	19
都営、区営住宅	48	25	1	1	11	1	1	1	7	96
賃貸マンション、 アパート	123	45	6	2	20	1	3	8	19	227
社宅、官舎	1	2	1		2				0	6
その他	18	9		2	3			10	5	47
不詳	8	14		1	5	1			9	38
総計	730	890	73	113	684	118	32	65	171	2876

住まいと世帯の状況② 高齢者世帯の状況(世帯状況)

	一戸建て 持ち家	分譲マン ション	一戸建て 貸家	賃貸公 団、公社 住宅	都営、区 営住宅	賃貸マン ション、ア パート	社宅、官 舎	その他	不詳	総計
一人暮らし	396	116	12	8	48	123	1	18	8	730
夫婦のみ(配偶者65歳以上)	681	95	12	7	25	45	2	9	14	890
夫婦のみ(配偶者64歳以下)	56	5	3	1	1	6	1			73
2世代家族(全員が65歳以上)	101	6			1	2		2	1	113
2世代家族(64歳以下の方が同居)	575	50	17	1	11	20	2	3	5	684
3世代家族	103	8	4		1	1			1	118
兄弟姉妹	26	2			1	3				32
その他	43	3			1	8		10		65
不詳	115	10	4	2	7	19	0	5	9	171
総計	2096	295	52	19	96	227	6	47	38	2876

世帯別の住まいと所得の状況① 一人暮らし、夫婦のみ(配偶者65歳以上のみ)、高齢者世帯のみ(65歳以上)の世帯の所得と住まいの状況

	収入なし	100万円未 満	100~200 万円未満	200~400 万円未満	400~600 万円未満	600~800 万円未満	800~1000 万円未満	1000万円 以上	不詳	総計
一戸建て持ち家	54	151	526	192	76	25	50	13	91	1178
分譲マンション	14	37	92	32	17	8	7	2	8	217
一戸建て貸家	2	6	10		2			2	2	24
賃貸公団、公社住宅	2	6	4	1	1			1	0	15
都営、区営住宅	16	26	16	3	1			2	10	74
賃貸マンション、アパート	30	53	43	7	2	2	1	21	11	170
社宅、官舎		1		1		1			0	3
その他	4	4	10	2	3	1	3		2	29
不詳	1	3	8					1	10	23
総計	123	287	709	238	102	37	61	42	134	1733

世帯別の住まいと所得の状況② 一人暮らし高齢者の所得と住まいの状況

	収入なし	100万円未 満	100~200 万円未満	200~400 万円未満	400~600 万円未満	600~800 万円未満	800~1000 万円未満	1000万円 以上	不詳	総計
一戸建て持ち家	29	93	177	29	11	4	8	8	37	396
分譲マンション	10	32	53	7	2	4	1	2	5	116
一戸建て貸家	1	4	4					1	2	12
賃貸公団、公社住宅	2	4	2						0	8
都営、区営住宅	13	20	4					2	9	48
賃貸マンション、アパート	27	42	23	3	1			18	9	123
社宅、官舎		1							0	1
その他	2	3	6	1	1	1	2		2	18
不詳	1	2						1	4	8
総計	85	201	269	40	15	9	11	32	68	730

世帯別の住まいと所得の状況③ 夫婦のみ(配偶者65歳以上のみ)世帯の所得と住まいの状況

	収入なし	100万円未 満	100~200 万円未満	200~400 万円未満	400~600 万円未満	600~800 万円未満	800~1000 万円未満	1000万円 以上	不詳	総計
一戸建て持ち家	21	48	311	145	56	18	38	4	40	681
分譲マンション	3	5	36	25	14	4	6		2	95
一戸建て貸家	1	2	6		2			1	0	12
賃貸公団、公社住宅		2	2	1	1			1	0	7
都営、区営住宅	3	6	11	3	1				1	25
賃貸マンション、アパート	3	11	19	3	1	2	1	3	2	45
社宅、官舎				1		1			0	2
その他	1	1	3	1	2		1		0	9
不詳		1	8						5	14
総計	32	76	396	179	77	25	46	9	50	890

杉並区内の空き家の実態について（概況）

■ 平成 25 年度区実態調査結果（平成 25 年 11 月実施）

調査対象物件数：4,782 件

うち、空き家と推定：408 件（集合住宅の空き室は除く）	
内訳	所有者を推定できた：346 件（85%）
	※所有者を推定できなかった：62 件（15%）

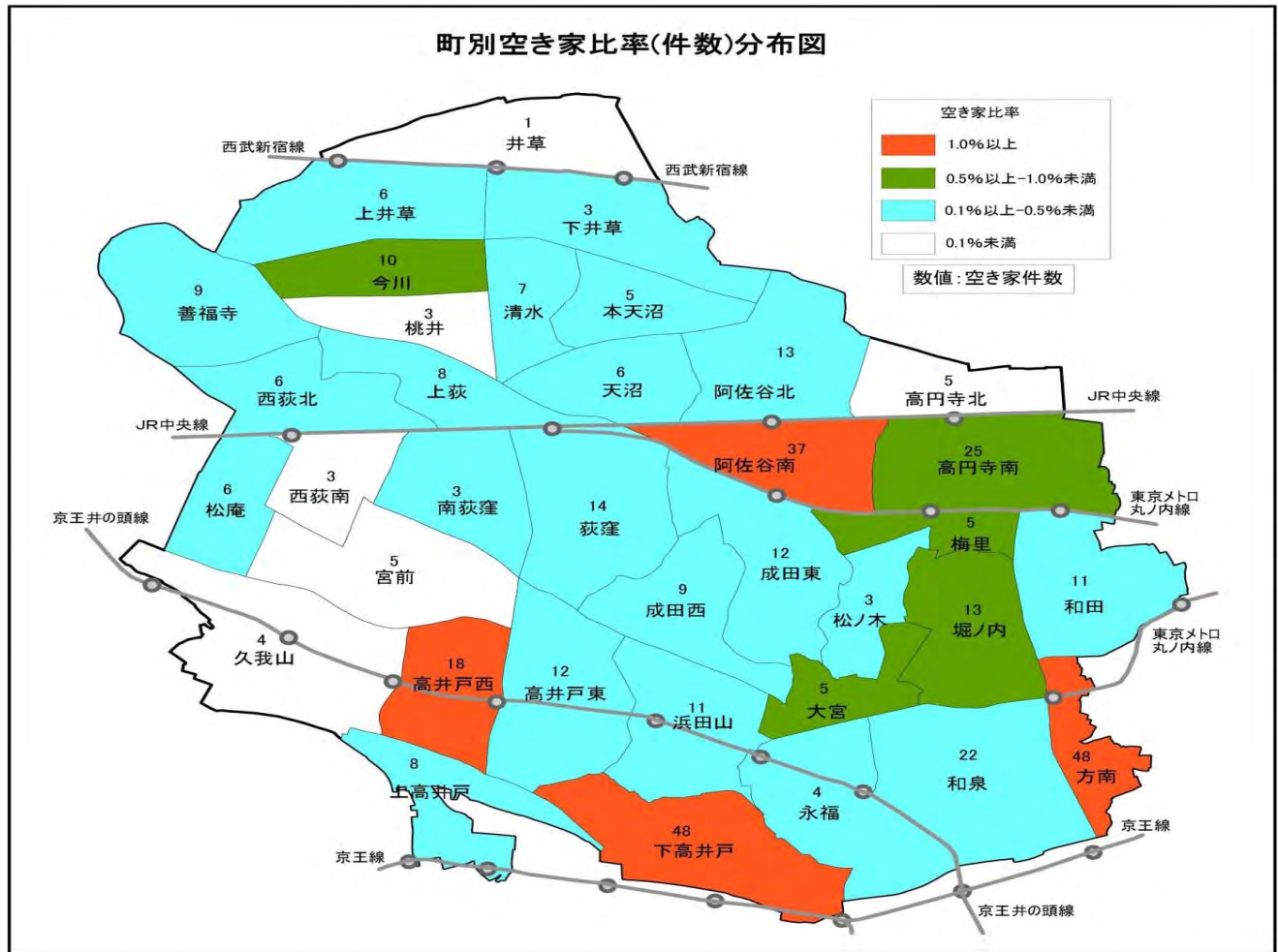
※【所有者を推定できなかった理由】

登記簿の所有者が、死亡、現在使われていない旧住所で追跡困難など

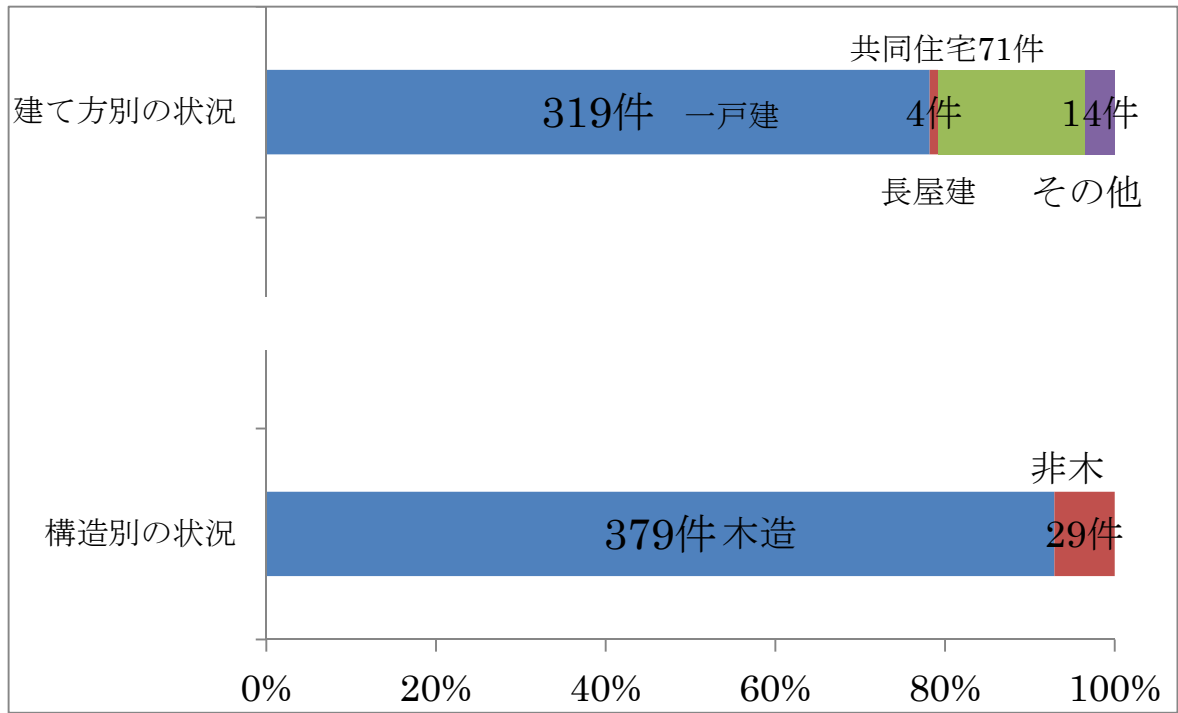
1. 現地調査の結果

(1) 区内において、空き家の多い地域

阿佐谷南 1・2 丁目、高円寺南 3 丁目、方南 1・2 丁目など



(2) 建て方別、構造別の状況



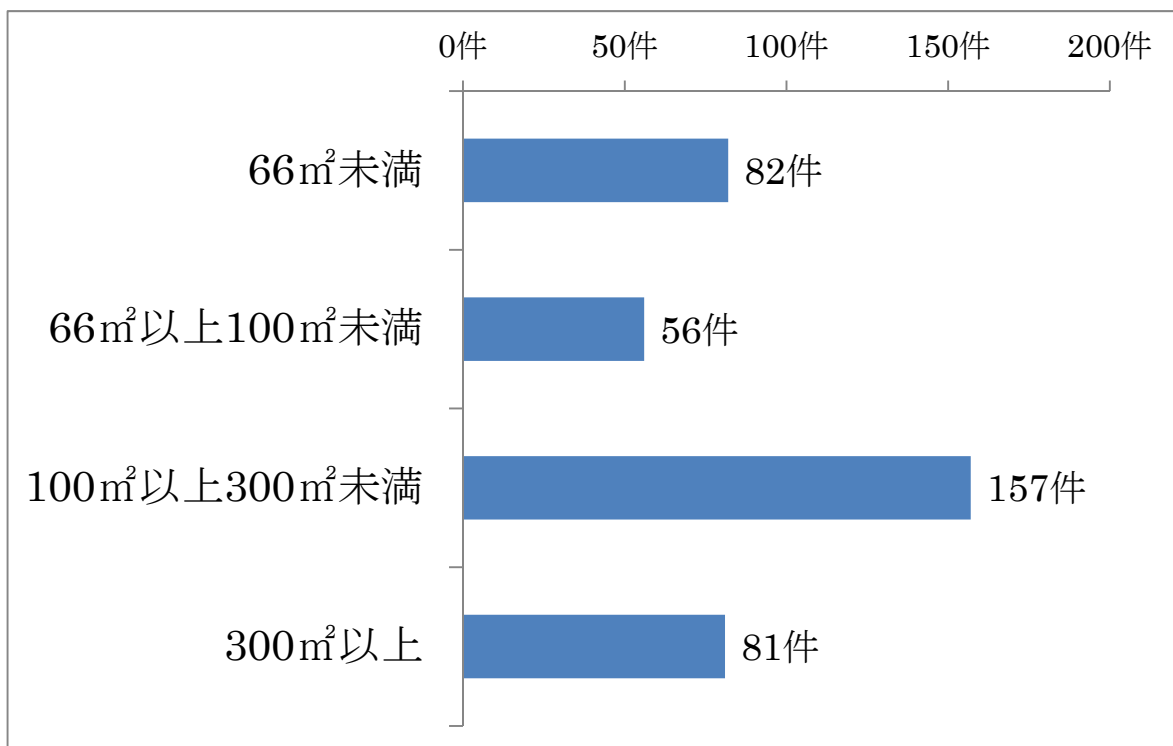
2. 登記簿調査の結果

(1) 空き家と推定された **408 件中**、登記簿を確認できたもの

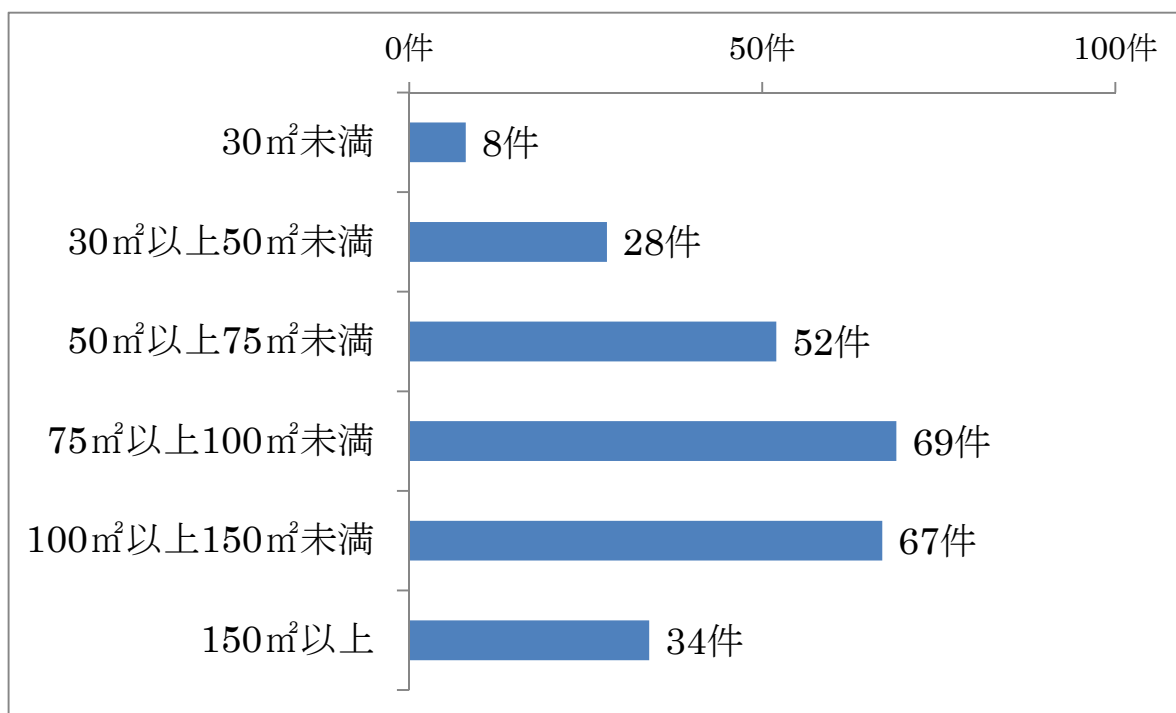
土地	376 件
建物	258 件

(2) 規 模

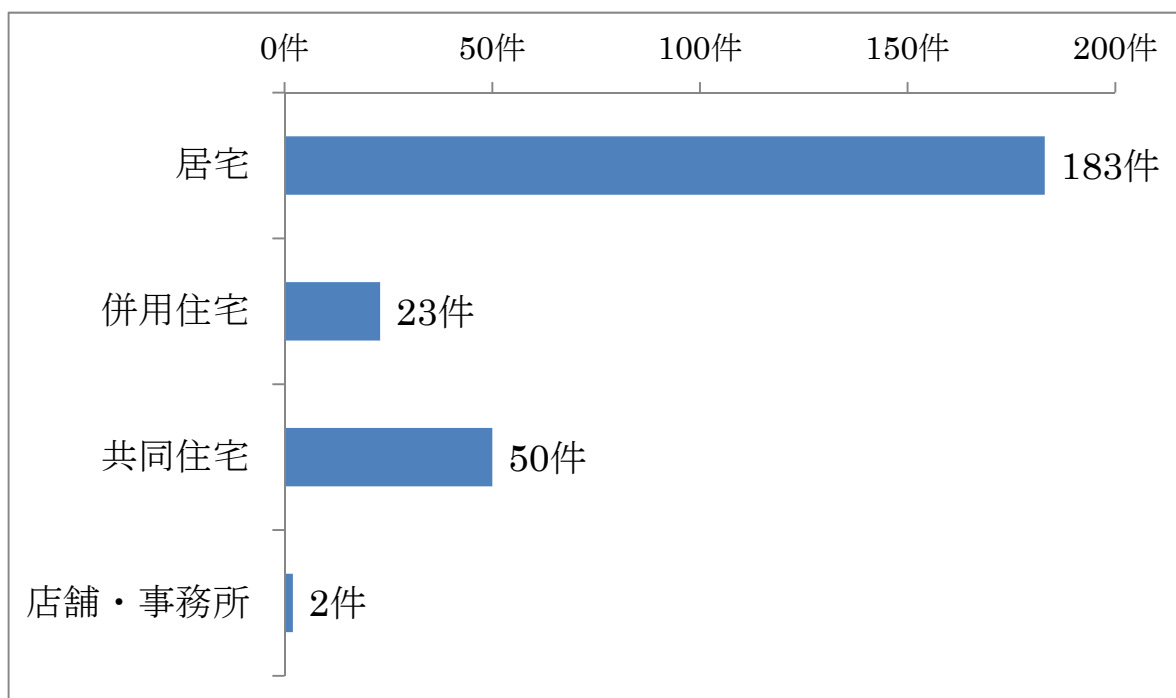
土地 **376 件**の規模



②-1 建物 258 件の規模



②-2 ②-1 258 件の建物用途



(3) 築年数

空き家と推定された 408 件中

築年数が確認できたもの 189 件中	
内訳	築 30 年以上： 103 件 (55%)
	築 20 年～30 年未満： 75 件 (39%)
	築 20 年未満： 11 件 (6%)

3. アンケート調査の結果（有効回答数：88件）

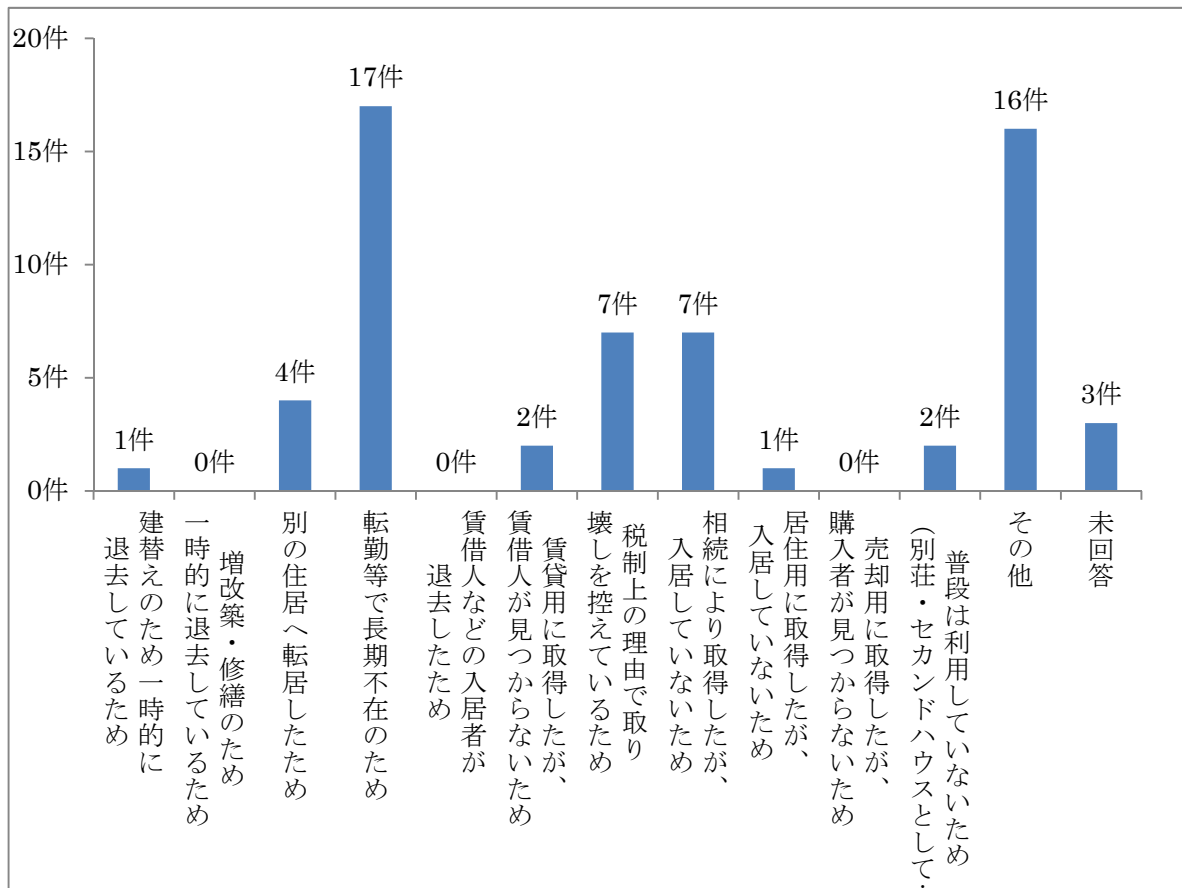
（1）建築年数

所有住宅を使用していない（空き家）と回答した46件中の築年数	
内訳	築50年以上：19件（41%）
	築35年～49年以下：16件（35%）
	築17年～34年以下：7件（15%）

未回答：4件（9%）

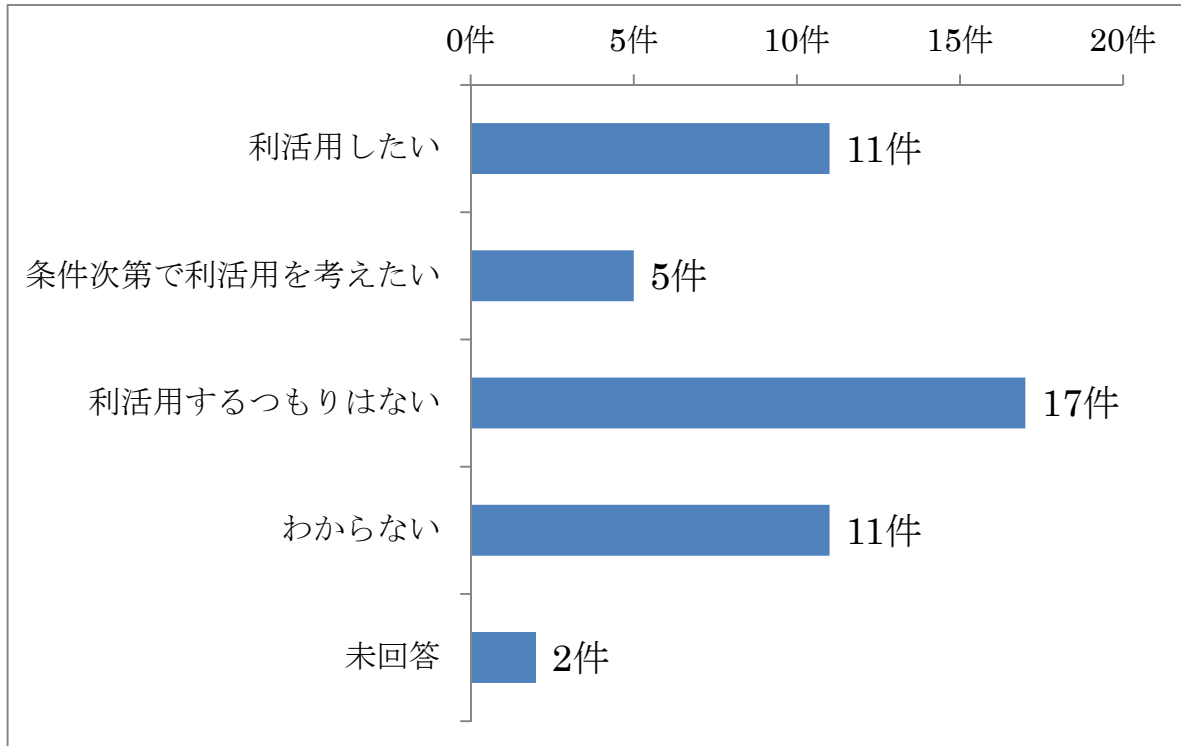
（2）空き家となった原因

【有効回答数88件中、「所有住宅を使用していない」と回答の46件が複数回答したため下記グラフの合計は60件（延件数）】



(3) 今後の利活用

【有効回答数 88 件中、「所有住宅を使用していない」と回答の計 46 件】

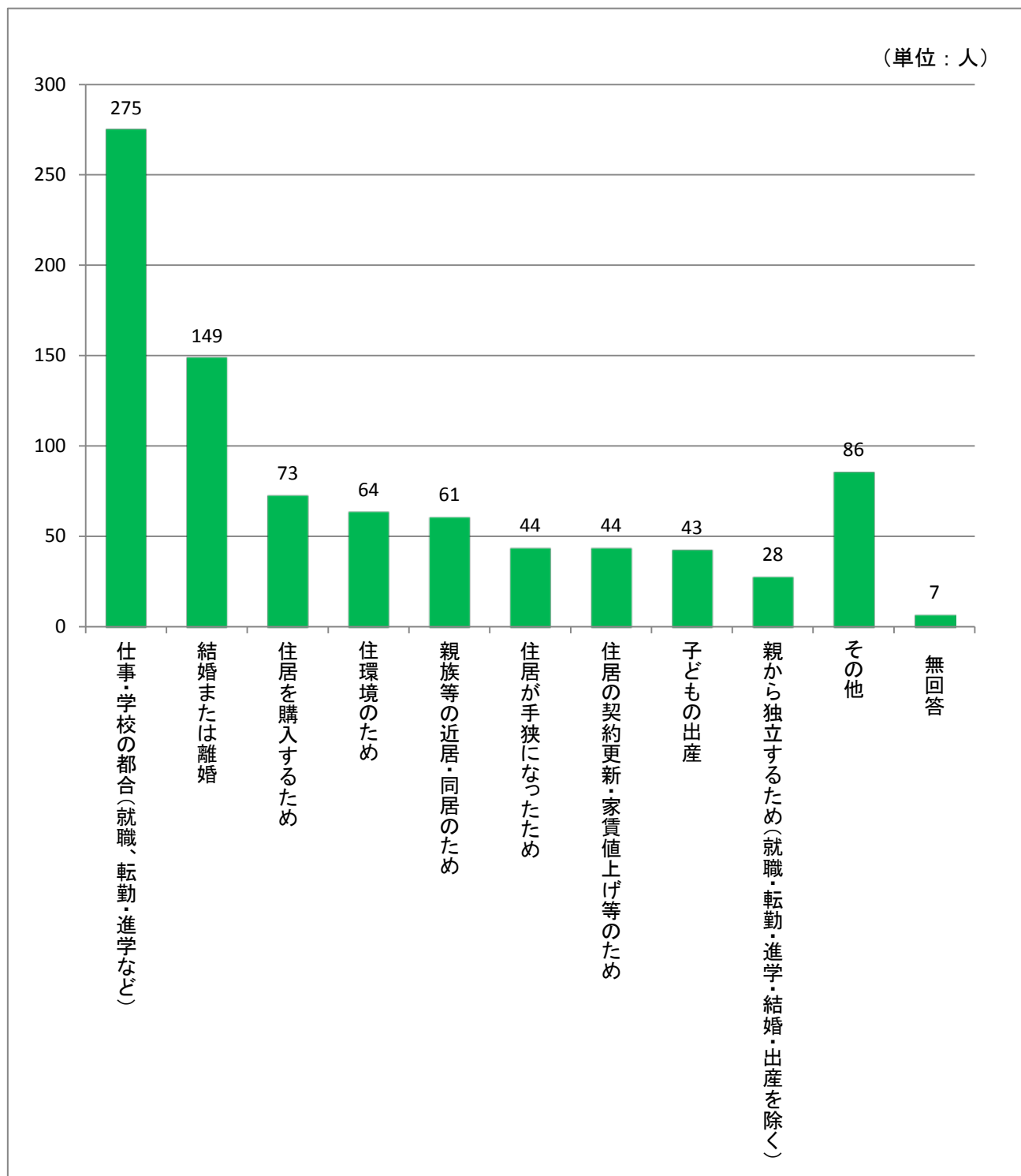


4. 空き家の利活用の課題

- 旧耐震のものが多いため、基準法上、利用が困難である。
- 住宅からグループホーム、シェアハウス等への転用には、建築基準法の用途変更等の制約があり、要件を満たすものが限られたり、大規模改修が必要になることがある。

杉並区へ転入する大きなきっかけ

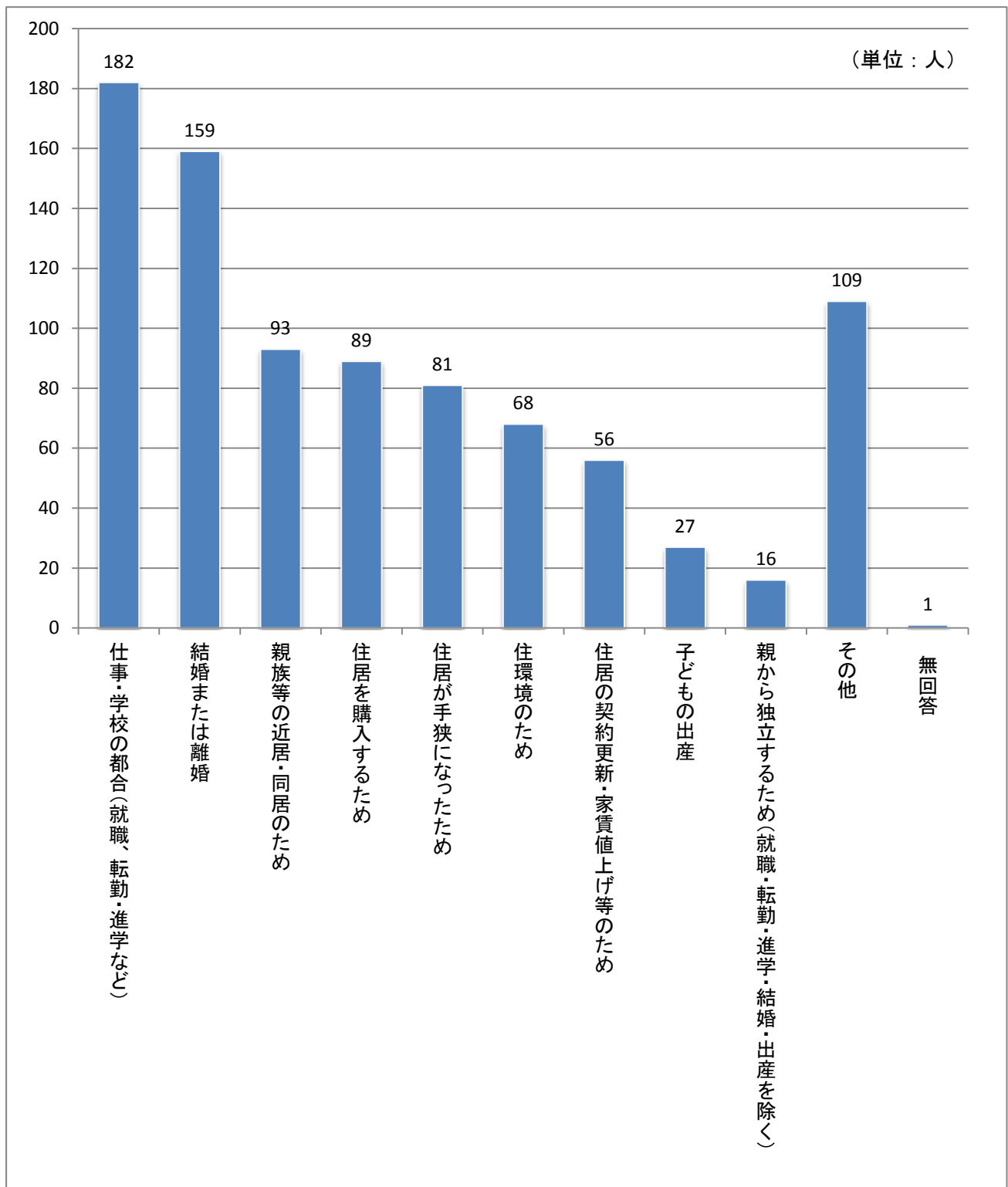
n = 737
回答は2つまで



杉並区への転入に関する調査(平成27年5月実施)より

杉並区から転出する大きなきっかけ

n = 703
回答は2つまで



杉並区からの転出に関する調査(平成27年5月実施)より

杉並区における出産順位別出生数

期間	総数	出産順位			
		第1子	第2子	第3子以降	不詳
平成25年1月～12月	4,421	2,594	1,484	334	9
平成24年1月～12月	4,162	2,549	1,272	335	6
平成23年1月～12月	4,107	2,520	1,230	344	13

第3回

杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会

会議記録

平成27年7月31日（金）

会 議 記 録

会 議 名 称		第3回杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会	
日 時		平成27年7月31日（金） 午後6時00分～午後8時00分	
場 所		第4会議室	
出 席 者	委 員	(学識経験者) 井上・大原・齊藤・吉田	
	区 側	(政策経営部) 施設再編整備担当部長・企画課長・施設再編整備担当課長 (区民生活部) 副参事（地方創生担当） (保健福祉部) 保健福祉部長・高齢者担当部長・子ども家庭担当部長・ 管理課長・障害者生活支援課長・高齢者施策課長・ 高齢者施設整備担当課長・子育て支援課長・ 杉並福祉事務所長 (都市整備部) 都市整備部長・都市計画課長・住宅課長・ まちづくり推進課長	
傍 聴 者 数		13人	
配 付 資 料	事 前		な し
	当 日	次第 配布資料一覧	
会 議 次 第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長より開会挨拶 2. 審議会スケジュールの変更について 3. 前回審議会での要求資料について 4. 子育て世代・障害者の住まいのあり方について 5. 区の目指すべき方向性について 6. 事務局より事務連絡 	

第3回 杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会

会長より開会挨拶

総合的な住まいのあり方に関する審議会も3回目となった。1、2回では多くの課題があることがわかってきた。この審議会は多方面からの検討を行うことが特徴である。本日も課題を広げ深めていきたい。

事務局より

- 住宅課長
- ・(資料1、構成メンバーの変更について) 7月1日の人事異動により、検討会幹事の松平都市整備部まちづくり担当部長、吉野都市計画課長が新しく加わった。
 - ・(配布資料確認、資料1～28、参考資料1～5) 前回にお求めの資料は参考資料1、2となっている。時間の関係により、説明は省略するので、ご確認いただきたい。
 - ・(資料3、審議会スケジュール変更について) 委員には既にご案内したが、第3回以降について、誰もが安心して住み続けることができる多様な住まい方について各委員から活発な議論をいただく時間を十分確保するため、今回の審議テーマを子育てと障害者の2項目に変更した。第3回までに主な審議事項をすべて挙げていただく。8月にはコンサルと区職員が各委員へヒアリングを行い、9～11月の第4～6回審議会で十分な考察・提案をいただきたい。

大原会長

最初にあったけの課題を出して頂き、その後に審議の時間をたくさんとりたいということで、私も相談を受け、このような構成に変更した。夏までのあいだに、様々な課題をできるだけ広範に洗い出し、後半で議論していきたい。ご理解いただき進めていきたい。

前回の内容について繰り返しの議論はしない。資料を持ち帰って、後半の議論のために読み込んでいただきたい。さらに必要な資料等あれば、事務局へ適宜連絡してほしい。

議題1. 子育て世代・障害者の住まいのあり方について

子育て支援課長 (資料4、6～20、参考資料3～5) 子育て世代の定住化を推進するため、子育てに適した良質な住まいを供給できる仕組みをどのように構築するかを論点とした。

(1) 人口動態、(2) 区内の住宅事情、(3) 子育て世代の住宅事情、(4) 子育て世帯が希望する居住環境の4つの観点から現状分析した結果、「子育てに適した住まいを提供する仕組みづくり」を課題ととらえている。

(資料5、21) 主に子育て世代の住宅確保要配慮者を対象とし、低額所得者やひとり親等の住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットをどのように整備していくのかを論点とした。生活保護受給世帯の現状や今年5月に実施したアンケート調査を

踏まえ、住宅確保要配慮者への入居支援の体制の整備を課題ととらえている。

障害者生活支援課長（資料 22）論点 1 として、支援者の高齢化や死亡などに伴う支援機能の低下・喪失後も地域で安心して日常生活を送るための支援体制をどのように構築するか、論点 2 として障害特性や程度に合わせた「緩やかな配慮」のある住まいの整備と提供のためのマッチングにおいて、どのような仕組みが考えられるのかを設定した。

論点 1 に関しては、地域生活への移行の流れがある中で新たな入居施設の整備は難しい。そのため、在宅やグループホーム等で生活が継続できるよう、相談、体験場所、緊急時受け入れの仕組み、医療との連携、専門的支援、地域の支援体制づくり等が地域生活を支えていくために必要と考える。グループホーム等の新たな支援方策等の検討が必要である。あわせて医療のバックアップが重要である。

（資料 25）点線枠は現在整備されていない住まいを示し、実線枠は既にある住まいを表現している。シェアハウス型居住とは、世代間の交流や気の合う仲間とのグループリビング等を想定している。多様な住まいを確保するためには、一般の住宅と入所施設の中間的な新しい居住形態が期待されている。食事や余暇活動や見守りなど、類似したサービスニーズを持った方が近くに住んでお互いを見守り合う分散型居住、同じニーズを持った方が同一の建物に住む形態、共同生活を前提としたグループホームなど、様々な新しい居住の形を検討していく必要がある。

論点 2 に関する課題は、①一般住宅において必要に応じて外部のケアサービスを活用しながら居住者同士が相互に見守る新たなシェアハウス型居住の検討、②「緩やかな配慮のある」住まいと住まい方の推進、③民間建築物、共同住宅等の紹介・マッチングや適切な物件紹介・転居や住環境の整備に応じる相談体制の整備の 3 つの課題にまとめた。

（資料 26）厚生労働省社会保障審議会障害者部会の資料から抜粋した。7 月 7 日の第 66 回、7 月 24 日の第 68 回では、障害者の居住支援として多機能拠点整備型や面的整備型等が議論されているので参考としてほしい。

本日は、障害者団体の方から生の声をお聞きする。

身体障害者（当事者） 当事者として来た。障害者向け低家賃住宅を確保してほしい。障害のため働けなかった人はもちろんのこと、65 歳まで働いてきた身体障害者も仕事をやめて年金暮らしとなったとき、アパートの家賃が負担となってきている。障害者の年金は 1 級が 8 万 4 千円、2 級は 6 万 6 千円であり、働いていた時のわずかな貯金を取り崩して払っている人も多い。区が民間アパートを借上げてバリアフリー化して障害者に低家賃で貸し出すとか、公営住宅の障害者枠を増やすとか、みどりの里に車いすの障害者も入れるようにしてほしい。住まいがないために介護やさまざまなサービスがあっても利用できない。この問題の解決を最優先にお願いしたい。

身体障害者（家族） 親の立場で来た。杉並区肢体不自由児者父母の会では、平成 17 年から住まいに関する調査研究を行ってきており、この 7 月に希望する住まいについてアンケートを実施した。その結果、次のように回答が寄せられた。①このまま住み慣れた杉並で暮らしたいとする者は 65 人中 17 人。②親が介護できなくなったときに、医療ケアのあ

るグループホームや入所施設を希望する者は65人中32人。③毎日の自分の暮らし方を自分で決めたり、出かけた時に出かけ、何を食べるかを他人に決めてもらうのではなく自分で決めたいと希望する者。このことは障害があってもどのような暮らしをしたいかをしっかり考え、住まいに対する発想の転換を予感させるものであった。具体的にはシェアハウスやサテライト型共同住宅が希望として出された。中でも共同住宅では、自分で住みたいが、1人ではなにかあったときに不安だし淋しい、また談話室などを利用して兄弟や近隣の人達が入りでき、情報交換や交流の場や食事をしたりと多くの見守りの目やボランティア活動などが期待できると考えている。地域での暮らしを望む数だけ住まいのあり方があると思う。障害者にとっても多様な住まいが実現できるよう願っている。

知的障害者（家族） 重度の知的障害を持つ親の立場から発言させていただく。重い知的障害者のためのグループホームの整備が急がれる。親の高齢化が進み、家庭での介護が限界にきているケースが増えている。特に親一人子一人の家庭では、頼りにしてきた身内の高齢化もあり手詰まり状況である。緊急事態は思いもかけないところで急にやってくる。一昨年だったか、親が救急車を呼んだあと意識不明となったことがあり、幸いにも近くにいた人が障害児の対応をしたと聞いた。非常にたいへんな思いをしたとのことである。身近なところに緊急を要する家庭が複数あり、親一人子一人のある方は、「困ったときは協力する」と言ってくださっていた身内の方から、「自分も高齢になったために頼りにしないでほしい」と言われてしまったそうである。食事も、スーパーのお弁当やパンですますことが多くなっているとのことである。他にも親一人子一人の家庭で、気遣ってくれる実兄は85歳、母親は長年の苦勞から体型が変わってしまい、通所施設に通っている息子が帰る前にお使いに出るも、荷物を持って帰ることができずタクシーで帰るといったケースもある。両者とも、自分が倒れたときの子どもの将来を非常に案じている。「もう少し一緒にがんばりましょう」、「行政も見捨てはしないでしょ」と励ましているが、どうぞこうした実態をご理解いただきたい。

精神障害者（家族） 精神障害者を抱える親の会である。親なき後に当事者が孤立せず、1人でも安心して暮らせるために必要なことは4つある。①経済的基盤の保障。②デイサービス等の日中活動の場を地域に設ける。③最後まで保障される住まいの確保。④暮らしを日常的に支援するための在宅ケアのシステム。そこではどのような障害でも対応できるものとし、24時間365日の対応で、緊急通報システム、ホームヘルパーの常駐、できれば給食サービスなどが必要。ガスの元栓すら開けられない、外出時に戸口の開閉を何回も30～40分も繰り返すなど（当事者の状況は）様々である。根底には不安感がある。そのようなときにすぐに駆けつけられる支援が必要である。現在、精神障害者のためのグループホームは、通過型が5ヶ所、滞在型が2ヶ所で合計7ヶ所あるが、全体で40人未満であり圧倒的に不足している。一箇所でも多く必要である。受け皿がほとんどない場合、親亡き後はどこへ行くのか。グループホームは引きこもり当事者は入居対象に該当しないことが問題で、入居対象の緩和が必要だ。一般的に民間賃貸住宅の入居に際して確かな保証人の存在、就労証明書の有無が求め

られる。在宅の当事者は無職であり収入は障害年金のみがほとんどである。福祉事務所やグループホームの世話で借りられる当事者は有利だが、どこにもつながりのない当事者は個人で探すのは困難である。精神疾患に理解のある大家はまずいない。世間一般の人は精神障害者に対する偏見が根強く、近隣者との問題を起こすのではないかと、事件を起こすのではないかと、怖い等、疾病に対する正しい理解が得られていない現状がある。区の介在・仲介で大家さんの不安感を払拭していただきたい。

障害者生活支援課長 資料 27 は、障害者団体連合会加盟団体 15 団体のうち、住まいについてご意見をいただいた内容をまとめたものである。

議題 2. 区の目指すべき方向性について

住宅課長 (資料 28) これまで様々な資料を提供し、区内の各種資源を確認してきた。5つの視点を見据えながら、区の目指す取組の方向性を5つにまとめた。この5つの方向性に関して、今後、審議をお願いしたい。

大原会長 それでは、ただ今区の目指すべき方向性についての説明がありましたが、これに関連して、子育て世代の住まい方について、東京電機大学未来科学部建築学科の山田あすか准教授にお越しいただいておりますので、早速ご意見をいただきたいと存じます。山田准教授は、保育所における子どもの生活行動特性と居場所に関する研究などをご専門にされております。それではお願いいたします。

子育て世代の住まい方について

山田オブザーバー 子育て世代について、また、子どもが成長したあとに振り返ってみた時に居住環境をどのようにとらえていたかといった視点での研究を行っている。私自身も子育て中の親であり、連れあいが単身赴任をしているため、結婚以来の約 10 年、実質的な一人親世帯の立場でもある。このような立場からご報告したい。たくさんの資料を拝見し、資料の解釈からまずはじめたい。

資料 6 の転入と転出のバランスを見ると、0～4 歳と 35～44 歳が転出超過である。一方、5～19 歳の就学期の子どもとペアになる 45～54 歳の世代は、転出入のバランスがとれているように見える。この違いはなぜ生まれるか。子どもが大きくなったとき、又は子どもが 2 人 3 人に増えた時に杉並では住み続けることができないのか、という観点から考えてみる。参考資料 3 の転出入のきっかけを見ると、仕事・学校の都合や結婚又は離婚といったライフイベントにより選ばれており、住居が手狭になったという転出入理由の 2 倍のニーズがあることが読み取れる。このアンケートは子育て世代に限った結果ではないとのことであるが、杉並の住居が狭いことが大きな問題ではないかと、資料からは読み取れる。参考資料 5 に、杉並で第一子を出産した方が 2,500 人程度、第二子を出産した方が 1,200～1,500 人程度と示されているが、2010 年の国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査では「夫婦の完結出生児数が、2 人を下回ったところである」となっていることを考えると、第一子までは杉並で生める

が第二子になると難しくなって転出してしまう方がいるということが、第二子の数が少ない原因ではないか。また、資料6で0～4歳の転出数が多くなるのは、子どもを産んだ後に子どもが大きくなったときに出ていく方が多いのではないかと読み取った。国立社会保障・人口問題研究所の同調査によると、全国的な動向としては、家が狭いので子どもを持っていないというのが50%弱となっており、子ども数によってその割合が異なる。また、理想は3人以上だが予定では2人というのが17.1%で最も高い。一人目を生むか産まないかは年齢や身体的な要因にかかってくるが、第三子以降の場合は住居の問題も含めた経済的な理由が大きく関係していると公開されている資料で知見が共有されている。このように家の狭さが家族のサイズを規定している例があるということは30年以上前から社会学者等が指摘しており、戦後の過程で、標準家族をもとに住宅供給が行われてきたという側面があったであろうということが指摘されている。経済的な理由の中では、子育てや教育にお金がかかりすぎるからであるという回答が最も多いというのが全国的な傾向であり、もっと子どもを持つためにはどうしたらよいか、というアンケート調査の結果でも、上位に経済支援が挙げられる。「子育てや教育にお金がかかりすぎる」にはいろんな側面があり、保育サービス、教育、医療を得るために公的な支援が必要であったり、また、公教育が十分かということが大きな要因であると思う。自身は私学の教員であるが、小学校から大学までを私学前提としては産めない。現実にはそういう数字であると、自身の家計を見ても思う。6年前まで滋賀県で働いており、東京の大学に勤務する事が決まり、まず最初に杉並区で家を探した。実は、自身は2歳まで杉並区に住んでおり、家が手狭になって両親は引っ越した経緯があった。良い所だったと聞いていたので、杉並区に家を探したが見つからなかった。プランや予算で納得できた物件が1つあったが、当時2歳の子どもがいることを理由に大家から断られた。職が決まり転居までに2ヶ月程しかなかったため、「賃貸では条件にあうところがない、家を買うしかないのか」と持ち家を含めて検討したが、納得できる物件を見つけることができなかった。転入する世帯にとっては、土地勘がないところで持ち家を前提にするのは難しいと思う。そういった意味でも、ファミリーが転入できる住居が物的にない状況である。1住居あたりの面積の比較では、持ち家は大きい借家は広い家がない。ファミリーが家を探すときに、その地域になじむきっかけとなる家や、今後の住まいを探すための拠点となる家、つまり入り口になる物件がない。立地、価格帯、広さ、これらが非常に大きなポイントだと思われる。子育て世代が住むために、また複数人の子どもを持つためにどのようなことが必要か。

子どもをもつ世帯にとっては、保育の場所がある、勤務地への時間距離が間に合うか、保育所を経由して職場に向かう時の動線がうまくいくか、住まいの広さ等を気にすることが知られている。当事者や保育ママに、子育て・保育環境としてまちを見たとき、必要なこと、気になること、改善点を聞いた研究をしたことがある。歩いて行けるところに公園があることが多く回答されると予測していたが、最も多い回答はその公園に行くまでの道路関係が6～7割を占めた。これは、例えば遊歩道がある、小さい子

どもが安全に歩く練習をさせられる、ベビーカーを押していても安全である、自転車に追い抜かれないこと、木陰があって楽しく歩ける、道路に面するお宅がさまざまなしつらえをしている等により、保育の環境としてまちを使うことができることが大事だということであった。公園があってもそこまで行くことができなければ、意味がない。就学期になると子どもが一人で出歩くようになるため、公園の有無よりも治安や防災への安心感を気にすることがわかった。家の中については、よく「コミュニケーションのとれる間取りが大事」と言われるが、大きくなった子どもに聞くと、「コミュニケーションがとれることも大事だが、適度な距離感があることがより大事である」、「コミュニケーションを常に強要されて縛り付けられているとお互いに疲れてしまう」といった意見も出た。コミュニケーションするかしないかを選択できることが大事であると考えている。子育て世代向けの家だからといって、一体型が前提として整備されるという話をよく聞くが、それだけだと危ないということがわかった。

資料 17 にあるような、世帯人数と住宅の広さのミスマッチが起きているのであればそこを改善したり、住み替えや、移住住み替え支援機構の仕組み等を利用して地域内での住まいの交換が行われれば良いと思う。

とにかく手ごろな物件がない。子育てという観点から見ると、環境、立地、コストまちのつくり、病院、保育、学童保育等が条件となる。保育・学童保育に関しては、空き家活用で共同の保育室のようなものができるの良いのではないかと。あるいは、ファミリー向けのちょうどよい住まい、入口となるような賃貸物件も整備されると良い。困窮家庭ではない普通の子育て家庭は住宅確保要配慮者であるという自覚はない。住宅確保要配慮者に対する様々な支援をということが言われているが、収入がある程度あって民間の住宅を借りられる世帯でも、マッチングがうまくいかないことによりこの地域に住むことができないとあきらめる方も多と思われる。マッチングの制度があることや、子育て世帯が対象であるということの情報が、当事者に届くことが重要だ。

家賃補助という意見があったが、住む人への補助ではなく、子育て世代や障害者や高齢者を受け入れた場合に、大家に対して補助金が出るようにすれば、息の長い制度になるのではないかと思う。杉並の気に入った間取りの家に住めなかったという残念な経験を通して考えたことであるが、入居者の私にお金をつけるのではなく、大家さんに対して補助があれば、その物件に住めたのではないかと。

委員審議

大原会長

的確な分析に加えて実体験をお話いただき、非常に杉並らしい点をついていただいた。子育て世代と障害者の2つについて、課題を洗い出すことを中心にご指摘いただきたい。概ね 30 分くらいずつとし、まずは子育て世代の住まいのあり方について、ご意見いただきたい。

○子育て世代の住まいについて

齊藤委員

貴重なお話だった。子育てにも障害者にも共通する事だと思うが、①的確な相談窓口が必要ではないか。大家は拒否する権利があるため、不動産屋の調整・マッチングではかなり難しい側面がある。管理会社を通じて大家を説得する場合に、「こういう補助金があります」というような丁寧な対応が必要だが、不動産屋はそこまでやらない。住宅単体のことだけでなく各施設へのアクセス性などが重要となるので、住宅と住環境の総合的に話を聞けること、また、現在の住宅をバリアフリー化することにより快適になる可能性もあり、単なるマッチングだけでなく総合的な相談窓口が必要と思われる。区役所に相談に行ったときに、たらいまわしにするのではなく、必要な情報を持つ課の職員が窓口へ出向くような対応が求められる。流山市ではこういう方法が行われている。住まいと生活は切り離せないことであり、本日のテーマである子育て世代や障害者はよりそのことが強く表れるので、そういった対応が必要ではないか。

②民間の大家に対し、市場ベースで安心感を与えることは難しい。不安に対しては安心のプラットフォームをつくる必要があると思う。区が借上げることができるかわからないが、マッチングに区が関わることで安心のプラットフォームができる。現在の不動産業の状態を鑑みると、単に引き合わせるだけではマッチングはうまくいかないと思われるため、プラットフォーム自体をつくりあげる必要があるのではないかと。

③大家への補助というご提案に、なるほどと思った。制度上難しいかもしれないが、大家への補助は、改修費用や空き家解消などにつながりメリットが明確になる。大家の誤解をときほぐすためにも、安心のプラットフォームが必要だと思う。資料 28 の図は非常によくできており、まさにこういったことが求められていると思われる。空き家を上手に活用し、定期借地や定期借家などを上手に使い、若い世代が子育てをしながら住み続けられるような杉並スキームをつくっていくと良い。資料 28 を検討していくことにより可能ではないか。

大原会長

レクチャーから課題の指摘と提案をいただいた。杉並区では 1980 年代に高齢者のための民間アパート借上げを行ってきており、持ち主に対して何らかの誘導策を設けることはできなくはないと考える。また、高齢者のための高円賃（高齢者円滑入居賃貸住宅）のような登録制度は、仕掛けとしては可能だと思われる。今回、総合的に知恵を出し合うことだが、過去からいろんなアイデアをくみ上げることも重要と考える。相談窓口についても重要で、近隣自治体でも取り組まれていると思うが、住まいに関係する生活相談は、ワンストップの駆け込み寺のような形が必要である。ただし、直接、問題に接しているのは、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の民生委員等であって、住宅相談窓口を設けても相談がくるわけでもないため、入口を多様に設け、杉並区全体として連携するシステムであることが重要であることを指摘しておきたい。

井上委員

①審議会の開始前に住宅課で聞いたところによると、杉並区では高齢者アパートあっせん事業を行っているとのことである。住宅部局で行う事業だが、ケアマネジャーや相談員等も関わっているとのことで、良い施策であり、他の自治体より進んでいると

思う。この事業はひとり親や障害者世帯が対象となっているが、子育て世帯も対象にならないか。

②窓口で相談に行くことはハードルが高いため、地域包括支援センターの中に住まいに関する相談窓口機能があることがわかりやすいと考える。以前訪れたオーストリアの例では、ワンストップサービスに高齢者や障害者の住まいの相談窓口も含まれていた。区役所に窓口を設けるだけでなく、地域に点在している機関から（相談が）あがってくる仕組みがあると良いと考える。

③子育て時代に住まいの広さは大事だと思うが、資料 18 を見る限りは、保育サービスや職場環境や配偶者のことが大きな課題となっていることから、住宅だけでなく地域施設の考え方を検討することも、住まい方の条件として重視することもあわせて大事だと思う。障害者についても、現金給付のような経済的な支援のほか、日中活動も大事だとのことである。障害者も子育て世帯も考え方は同じだと思う。

「住まい」という言葉は注意して使ったほうが良い。社会福祉の実習で訪れた就労支援の現場では、「労働がありケアがあり職場ができる」というスキームがあった。同じように「住宅がありケアがあり住まいができる」という考え方をすると、モノがあれば住まいが提供できると考えない方が良いように思う。住宅に必要な支援をつけ、本人の働きかけがあつて「住まい」となる、ということをもととしておさえておくほうが良いと思う。

吉田委員

世田谷区は、地域包括支援センターごとに様々な地域包括ケアシステムづくりを進めている。地域包括支援センターごとに特色があり、やり方が違っている。4～5ヶ所に関わっている。三宿池尻地域包括支援センターでは「まちこま会」というのを年3回開催、まちのなかでの困りごとをみんなで話そうという会である。民生委員、自治会長、介護事業所、銀行、学生等様々な人が関わっている。その中である自治会長が話していたことが印象的であった。「世田谷にあこがれて子育て中の若い世帯が転入してきたが、まちのことがまったくわからず、誰も教えてくれず、何もわからないまま時間だけがすぎている」と聞いたそうである。この言葉をきっかけに、その自治会長はまちの情報チラシを手作りし、新しく入ってきたマンション等の方にポスティングしているとのことである。若い世代が地域に入りたがらないのではなく、どうやって入ったらよいかわからないのかもしれないとも思う。

資料 18 の「配偶者以外の家族に、育児に協力してくれる人がいること」という点が気になる。育児に協力してくれる他者とつながっていけるような、関わっていけるような、信頼してもらえるような仕組みがあれば、若い人も住みたいと思えるのではないかと。居住面積よりも「住みつづけたい」という想いにつながる可能性があるのではないかと。思う。

資料5にひとり親家庭のことが挙げられているが、私自身も死別のひとり親家庭であり、仙台で住まいを探した際、仕事はあったものの、保証人の問題で大変だった。誰も知らない土地ではひとり親であることをオープンにはできない。防犯上心配があるため、ひとり親であることを自分からは開示しなかった経験がある。女性のひとり親

が安心して暮らせるためには、その人たちだけの集団、例えばシェアハウスなどがあれば心強いのではないかと。

大原会長 住宅そのものよりも、それを支えるサービスやシステム、人間関係が大事という話があった。システム化するのは簡単ではないと思う。住宅という器だけでなく、転入者を温かく受け入れる・迎え入れる気配が必要であり、また、ネットワークがあっても物理的に一定の大きさがなければだめだろう。コミュニティの作り方も大事である。加えて、新しく住み始める人たちに地域の情報をうまく伝える仕組みが必要で、このことが生活情報を含めた住情報であって、広い意味での住宅相談が求められている。自治体で何ができるか、地域でどうつくりあげるか、提供方法についてなどの議論を後半に行いたい。

子育て世代については、子どもが生まれる・増える等の移行期の問題がある。時間的変化への対応がうまくいっていないのではないかと。うまく移行するためのサポートとして、相談・情報・マッチングのような間をとる役割が求められている。住み替えや転入等の移行期の問題をクリアにし、時間軸の中で住宅が必要とされていることを、供給側も見えていく必要がある。そのことは、障害児の成長に関しても同様である。

山田オブザーバー 経験上、自分が要配慮者だという意識がない対象者については、相談窓口を設置しても利用はされないと考えられる。自分で情報を取りにいかなくても情報が入ってくる「プッシュ通知」的な仕組みが転入手続き時に案内されていれば、お得情報ととらえてそのアプリを入れると思う。自分が情報を取りにいかなければならないということ意識していない人たちに対して、親和性の高い仕組みをつくってほしい。所有者に対する支援は難しいという話もあったが、今年度創設された住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業は、空き家等を活用して住宅確保要配慮者に対して供給する場合に改修費用を補助する仕組みなので、こういう制度を使うことも働きかけてはどうだろうか。

○障害者の住まいについて

大原会長 本日の資料は非常によく整理されており、現状の課題を的確にとらえていると思う。子育てとも関係することだが、供給方法の検討にあたっては、既存住宅をどうしていくかを考える必要がある。子育ての場合は、いまある住宅にバランスの悪い点があることから、対象を明確にした世帯向けの規模あるいはアフオーダブルな住宅を供給していくといった目的を設定できる。既存住宅がある中でどう選ぶかという問題であった。片や障害者の場合は、新たにつくらなくてはいけないといった課題が出てきている。供給の仕方としては、新築、既存住宅の転用・改修の両方があり、供給の方法論について議論すべきと思う。

井上委員 資料 22 はとても整理されていると感じた。資料 25 のライフステージ別も、確かにこのように整理できると思う。分散型居住、集合型居住が、精神障害者や知的障害者は確かにこういう住まい方を求めていると感じる。

親と同居している場合は約65%が持ち家に住んでいることになる。親の死後にそこに住み続けられなくなり、グループホームや施設へ入所となり、必ずしも都内ではないという現状がある。どうしたら住み続けられるのか、他の人も含めて住み続けられる何らかの仕組みが必要だと思う。

高齢者の持ち家についても同様だが、都会で持ち家があるということは資産である。多くの方はそれを将来のケアの消費のために使おうと考えているが、新しいケアを想像するために使うという発想が必要だと思う。親と同居している場合には、親の死後にシェアハウス型居住として使うことが考えられるが、親を亡くした障害者自身ではできないので、そういった点で新しい仕組みや支援ができる人、事業を起こせる人がこれから求められているのではないかと。

賃貸や持ち家に関わらず、何らかの見守りサービスがあれば暮らせる人も多くいらっしゃる。現在は集合住宅に見守りがついているが、点在する住宅に対しても見守りをつけるという発想が、基幹のグループホームや施設があればその仕組みがつけられるのではないかと。高齢者住宅ではそういった仕組みがはじまっている。

また、経済的支援についてのお話があったが、高齢者も障害者も収入が年金だけという人は今後ボリュームが大きくなる。そういう人たちに対して住宅をどう提供していくか、検討課題であると感じている。

大原会長

例えば、障害のお子さんをお持ちの親御さんが、子どもの将来を考えて敷地の中に賃貸アパートなどを建て、その子が年をとるまで家賃収入を得られる仕組みをつくるという対応をしている方もいる。しかし個別の孤独な営みであり、そういった事業をサポートしてくれる事業者はなかなかないと思われ、そのあたりのサポートの仕組みが必要だ。これは空き家の課題にも通じ、いまある資産をどのようにフローに変えていくか、生活保障のほうに変えていくか、このあたりを本気で考えていかなければならない問題のひとつであると考えている。

井上委員

グループホームという住まい方は、特に重度の方に必要なものだと理解している。一方、就労支援の現場の経験では、近くのグループホームに住んでいる方々が働いており、支援があればアパートに住める方もいらっしゃる。そういう方々がグループホームに住んでいることは、グループホームを待っている方が大勢いる中で疑問に思った点もあった。アパートに見守りサービスがあり、日中活動の場があれば、次は集約してつくるか分散してつくるかが課題である。集約すれば土地が必要でお金がかかり、分散している既存のものを使えばコストが多くかからず、なおかつ当事者たちの満足度も高いものができるのではないかと。一方、医療的ニーズの高い人には明らかに集住的なものが必要で、そういうものは杉並だけの問題ではなく考えなければいけない。

大原会長

見守り等のサポートがあれば、既存ストックに住み続けられる人は、精神障害の方を中心にかなりの人がいるのではないかと。身体的にサポートが必要な時や重度化した場合には、住宅改造に耐えられるハードであることが条件となるが、個別の住戸を改修・改造することにより対応できるのではないかと。これを地域単位でマネジメントしていくことが重要だ。現在は個別の施策・事業で個別の建物を建てていくという方法

しかないので、地域でサテライトで住んでいく仕組みを考えていくことが重要と思う。情報提供窓口の件ではいろいろ意見が出たが、施策を行う部署が細切れで分断されている。住まい・生活にまつわるワンストップの相談場所がないのではないかと。役所だけでなく不動産や民間の様々な情報も交えた形の情報提供がされていないという問題があった。対象者自身が情報を求めているかということを感じさせるための仕組みが重要だという指摘があった。情報の分野では、提供する側から情報を流すのではなく、各自が関心に基づいて情報を求めに行く SNS 等の仕組みが有効である。大きな組織、窓口を構えればよいのではなく、現代的な対応、センスが求められている。誰に対してのサービス・支援なのか、といった視点も重要である。アパートの大家や民間の不動産屋に対しての情報提供や方向付けといったサポートの仕組みも必要だろうと思う。

物理的な住宅単体として考えるのではなく、それを支える生活、サービス、システム、人とセットで考えるといった、原理的な話が重要だということがわかった。住まいは、そこに住む単独の世帯だけでなく、近くに住む家族や、近居・隣居、地域のサポートが必要である。シェアハウス等、共通した生活ニーズを持つ人たちがお互いに少しずつ、ある部分を助け合いながらの生活をすることもできる。人とのネットワークが重要で、これに対するサポートの仕方は難しい問題だが一つの課題だろう。

障害の場合も子育ての場合も時間軸を意識し、どうやってうまく住み替えていくか、新しいニーズにどうやって対応していくか等の変化への対応が必要であることを指摘された。

これらから杉並区の住まいの総合的な問題マップが前半で出来上がっていけばよいと考えている。

井上委員 前は高齢者について、本日は子育て世帯、障害者について議論した。残る論点はあるか。

住宅課長 次回は空き家についてご議論いただきたい。他にストックの件と遊休地活用の件が残っている。これらについては、来月のヒアリングの際にもお聞きしたい。

井上委員 これまでの3回は、高齢者、障害者、子育て世帯と、福祉の分野別に議論してきた。それらをミックスしてどう解決策を考えるかということだが、その視点を共有しないと大変なことになるかなと気になっている。

大原会長 最初から一番心配していたことである。なんとか乗り越えていきたい。

齊藤委員 資料 26 の4ページ目にサテライト型住居とあり、右下に「世話人」という言葉が出てくるが、これはどういう役割なのか、どのようなことをするのか。こういう仕組みをうまく使って行けば、既存の空き家をうまく活用する可能性にもつながると思う。またその世話人は専門職なのか。

障害者生活支援課長 資料 26 は7月7日の社会保障審議会将棋者部会資料である。サテライト型の世話人は、離れたところでの日常生活の様々な困りごとや悩み事について、当事者にあつた形で提供していく役割だと理解している。

齊藤委員 別のところに住んでいるということか。世話人はプロではないということか。

- 井上委員 障害者系のグループホームには世話人が配置される。朝、夕方帰宅後～就寝まで、土日の対応を行う。身体ケアのニーズがある場合は重度訪問介護を利用するため、世話人はいくつかのサテライト居住をまわりながらできるだろうという仕組みである。世話人が専門職かどうかは議論されている点である。
- 吉田委員 精神科併設グループホームから発祥したもので、知的障害者等のコロニー構想から世話人という役割が出てきた経緯があり、確か要件はつけていなかったはずである。専門職とすると人材確保がたいへんな状況がある。
- 大原会長 先ほど簡単にまとめたが、議事録をもとに意見を再度まとめ、あわせて8月に行う委員ヒアリングでさらに内容をふくらませていくこととしたい。

事務連絡

- 住宅課長 8月に委員ヒアリングを行うのでよろしくお願ひしたい。第4回審議会は9月2日(水)、本日と同様の18時より行う。

以上